

令和 5 年度こども家庭庁委託調査

諸外国等におけるこどものウェルビーイングの 概念と測定方法に関する調査報告書

目次

1. 概要	1
1.1 背景・目的	1
1.2 実施概要	3
1.3 調査方法	4
2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例	9
2.1 経済協力開発機構(OECD)	9
2.1.1 本調査の対象	9
2.1.2 OECD のこどものウェルビーイング測定の概要	11
2.1.3 こどものウェルビーイング指標・把握の重要性	17
2.1.4 「OECD こどものウェルビーイングデータポータル」に掲載されている指標群...	33
2.1.5 OECD 加盟国のこどものウェルビーイングに関する総合計画・指標の整備状況	36
2.1.6 OECD(2021)において指摘された今後の課題	40
2.2 国際児童基金(UNICEF)	42
2.2.1 本調査の対象	42
2.2.2 UNICEF のこどものウェルビーイング測定の概要	44
2.2.3 UNICEF(2020)において指摘された今後の課題	50
2.3 米国	52
2.3.1 概要	52
2.3.2 こどものウェルビーイング指標	52
2.3.3 若者のウェルビーイング指標	60
2.3.4 こどもの政策と指標との関係	62
2.4 英国	65
2.4.1 概要	65
2.4.2 こどものウェルビーイング指標	68
2.4.3 若者のウェルビーイング指標	70
2.4.4 こどもの声	72
2.5 スウェーデン	75
2.5.1 概要	75
2.5.2 こどものウェルビーイング指標	75
2.5.3 若者のウェルビーイング指標	78
2.5.4 こどもの政策と指標との関係	86

2.6 ニュージーランド	88
2.6.1 概要	88
2.6.2 こども・若者のウェルビーイング指標.....	88
2.6.3 こどもの政策と指標との関係	97
2.6.4 こども・若者の声.....	99
3. 今後の検討の方向性	102
3.1 事例調査のまとめ.....	102
3.2 日本の整備に向けた論点.....	111
参考文献.....	115

図表目次

図表 1	こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」	1
図表 2	日本のこどものウェルビーイング指標に関する主な議論	2
図表 3	「こども大綱」におけるウェルビーイング指標に関する記載	3
図表 4	実施項目	4
図表 5	実施体制	4
図表 6	国際機関等のこどもや若者のウェルビーイング指標の取組事例	5
図表 7	本調査の対象の主なウェルビーイング指標	6
図表 8	「諸外国等におけるこどものウェルビーイングの概念と測定方法に関する調査報告書」の概要	8
図表 9	OECD によるウェルビーイングに関連したレポート一覧	10
図表 10	OECD(2021)の内容	10
図表 11	OECD の「こどものウェルビーイング」の対象年齢	10
図表 12	本稿の第 2 章 1 節の構成	11
図表 13	こどものウェルビーイング測定の主要な概念原則	11
図表 14	OECD こどものウェルビーイング測定の概念的フレームワークの概要	12
図表 15	OECD こどものウェルビーイング測定の概念的フレームワークの特徴	12
図表 16	OECD こどものウェルビーイング測定の特徴	13
図表 17	OECD こどものウェルビーイング測定の概念的フレームワーク	14
図表 18	レベル A:こどものウェルビーイングのアウトカムの概要	15
図表 19	レベル B:こどもの活動、行動、人間関係の概要	15
図表 20	レベル C:こどもの環境の概要	16
図表 21	レベル D:公共政策の概要	17
図表 22	こどもの「経済的・物質的アウトカム」の主な観点	18
図表 23	こどもの「経済的・物質的アウトカム」の国際比較可能なデータの状況	20
図表 24	こどもの「身体的健康アウトカム」の主な観点	23
図表 25	こどもの「身体的健康アウトカム」の国際比較可能なデータの状況	25
図表 26	こどもの「社会的、情緒的、文化的アウトカム」の主な観点	26
図表 27	こどもの「社会的、情緒的、文化的アウトカム」の国際比較可能なデータの状況	28
図表 28	こどもの「認知発達・教育アウトカム」の主な観点	30
図表 29	こどもの「認知発達・教育アウトカム」の国際比較可能なデータの状況	32
図表 30	「OECD こどものウェルビーイングデータセット」における日本の掲載状況	34
図表 31	「OECD こどものウェルビーイングデータセット」で使用されているデータの状況(日本)	35
図表 32	OECD 加盟国のこどものウェルビーイングに関する総合計画及び指標の状況	37
図表 33	こどものウェルビーイングのための統合計画の監視に関連するデータに関する取組事例	39

図表 34	国際児童基金(UNICEF)におけるこどもの定義.....	42
図表 35	レポートカード一覧	43
図表 36	レポートカード 16 こどものウェルビーイング測定の概念的フレームワーク	44
図表 37	レポートカード 16 で使用されている分野の概要	46
図表 38	レポートカード 16 で使用されている指標.....	47
図表 39	レポートカード 16 で使用されているデータの状況(日本).....	49
図表 40	レポートカード 16 におけるデータ選定基準	50
図表 41	レポートカード 16 におけるデータの不足.....	50
図表 42	米国における「こどものウェルビーイング指標」一覧.....	52
図表 43	「米国のこども:ウェルビーイングの主要な国家指標」の概要.....	53
図表 44	「米国のこども:ウェルビーイングの主要な国家指標」における指標.....	53
図表 45	「こどもの健康に関する全国調査」の概要.....	56
図表 46	「こどもの健康に関する全国調査」における指標.....	57
図表 47	IWGYのフレームワーク.....	60
図表 48	IWGYのアウトカムの領域	61
図表 49	HHS/ACF の戦略目標.....	62
図表 50	Pathways for Youth の戦略目標	63
図表 51	大統領令(13045)抜粋	64
図表 52	英国における「こども・若者のウェルビーイング指標」の一覧.....	65
図表 53	英国の「ウェルビーイング測定のデータセット」の一覧.....	66
図表 54	英国の「こどものウェルビーイングの測定」の一覧表.....	69
図表 55	英国の「若者のウェルビーイングの測定」の一覧表	70
図表 56	英国のウェルビーイング指標に関するこどもの意見.....	72
図表 57	こども協会のオンライン・ウェルビーイング調査	73
図表 58	英国のこども協会の「Good Childhood research programme」の取組	74
図表 59	スウェーデンにおける「こどものウェルビーイング指標」の一覧	75
図表 60	スウェーデン統計局「こどもの生活実態調査」の概要.....	76
図表 61	スウェーデン統計局「こどもの生活実態調査」の指標一覧.....	76
図表 62	スウェーデン若者市民社会庁「今日の若者」の概要.....	79
図表 63	「今日の若者」の指標一覧.....	79
図表 64	スウェーデンにおけるこどもの権利強化戦略.....	86
図表 65	スウェーデンにおけるこどもの権利強化戦略(こどもの生活状況の知識について)	86
図表 66	こどもオンブズマン法 第3条.....	87
図表 67	ニュージーランドにおける「こどものウェルビーイング指標」の一覧.....	88
図表 68	ニュージーランドのこども・若者のウェルビーイングのアウトカムと指標の対応	89
図表 69	ニュージーランドのこども・若者のウェルビーイングのホームページ.....	90
図表 70	ニュージーランドの年次報告書	91
図表 71	アウトカムの重要性.....	92
図表 72	ニュージーランドのこども・若者のウェルビーイング指標.....	93

図表 73	ニュージーランドのこども政策のエコシステムモデル.....	96
図表 74	実施計画の概要.....	98
図表 75	「若者の健康・ウェルビーイングに関する調査」の概要.....	99
図表 76	ニュージーランドのこども・若者のエンゲージメントレポートのトピックス一覧.....	100
図表 77	ニュージーランドの「若者の声」のレポート一覧.....	101
図表 78	本調査の対象のウェルビーイング指標一覧.....	102
図表 79	各国のこどものウェルビーイング指標の背景.....	103
図表 80	こどものウェルビーイングのフレームワークの特徴.....	105
図表 81	OECD こどものウェルビーイング測定の概念的フレームワーク(再掲).....	105
図表 82	レポートカード 16 こどものウェルビーイング測定の概念的フレームワーク(再掲)....	106
図表 83	ニュージーランドのこども政策のエコシステムモデル(再掲).....	106
図表 84	ニュージーランドのこども・若者のウェルビーイングのホームページ(再掲).....	107
図表 85	こどものウェルビーイング指標の測定年齢の定義上の範囲.....	108
図表 86	こどもの主観的ウェルビーイングのデータソースの対象年齢.....	108
図表 87	こどもの考えや気持ちを質問している調査.....	110

1. 概要

1.1 背景・目的

我が国では、令和5年4月施行の「こども基本法」に基づき、こども家庭庁を中心として、政府全体でこども政策を推進している。令和5年12月に初めて決定された「こども大綱」は、これまで、別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を、一元的に集約したものである。

こども大綱では、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神のっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング¹)で生活を送ることができる社会」を「こどもまんなか社会」と位置付け、この実現に向け、今後5年程度を見据えたこども政策の基本的な方針や重要事項等を一元的に取りまとめている(図表1)。

図表1 こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」 ～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約*の精神のっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる(自己肯定感を持つ)ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り拓くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。

- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

(*こども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとってのわかりやすさの観点から、児童の権利に関する条約を「こどもの権利条約」と記載。) 2

(出所)こども家庭庁(2023b:p.2)を引用。

¹ こども家庭庁(2023a:pp.6,47)では、こどものウェルビーイングを『身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものをいう。』と説明している。

1. 概要
1.1 背景・目的

日本では、こども政策の推進に係る有識者会議、こども基本法に対する附帯決議等(図表 2)において、こども・若者のウェルビーイングの向上やデータ整備の必要性が言及されている。また、こども大綱においては、「こども施策に関するデータの整備、エビデンスの構築」が明記されている(図表 3)。

図表 2 日本のこどものウェルビーイング指標に関する主な議論

年月日	文書名	こどものウェルビーイングに関する記載
令和3年11月	こども政策の推進に係る有識者会議報告書 ²	【全てのこどもの健やかな成長、Well-being の向上】 全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、人生100年時代を生き抜いていく基礎を培う様々な学びや体験をすることができ、自己肯定感や自己有用感を持ちながら幸せな状態(Well-being)で成長し、社会で活躍していけるよう、家庭、学校、職域、地域などの社会のあらゆる分野の全ての人々が、学校等の場をプラットフォームとして相互に協力しながら、一体的に取り組んでいく。また、性別にかかわらずそれぞれのこどもの可能性を上げていくことが重要であり、乳幼児期から大人に至るまでの全ての段階でジェンダーの視点を取り入れる。
令和3年12月閣議決定	こども政策の新たな推進体制に関する基本方針 ³	【全てのこどもの健やかな成長、Well-being の向上】 全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態(Well-being)で成長し、社会で活躍していけるようにすることが重要である。 【データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善】 各種統計におけるこどもや家庭に関するデータや、こどもや若者を対象とした意識調査、こどもの貧困対策や少子化対策に関する調査研究などを更に充実させていく。
令和4年6月成立 (令和5年4月施行)	こども基本法 ⁴	【目的】日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進すること
令和4年6月	こども基本法案に対する附帯決議(参議院内閣委員会) ⁵	こどもに関するデータや統計の活用に当たっては、国際比較の観点も含め、政府全体として収集すべきデータを精査し、各省庁が連携してデータを収集・分析する環境を構築するとともに、収集したデータに基づいて、各種施策の評価及び改善策の検討を行い、その内容を国会に報告すること。
令和5年6月閣議決定	経済財政運営と改革の基本方針2023 ⁶	加えて、政府の各種の基本計画等におけるKPIへのWell-being指標の導入を加速するとともに、こどもに着目した指標の在り方について検討する。

² こども政策の推進に係る有識者会議、「こども政策の推進に係る有識者会議報告書」, 令和3年11月29日, (https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku_yushiki/pdf/211129_hokokusho.pdf:p.5, 2024年3月6日取得)

³ 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」, 令和3年12月21日, (https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku/pdf/kihon_housin.pdf:p.3, 2024年3月6日取得)

⁴ 「こども基本法(令和4年法律第七十七号)」, (https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/40f97dfb-ff13-4434-9ffc-3f4af6ab31d5/51bee5de/20230401policies-kodomokihon-06.pdf)

⁵ 参議院内閣委員会(2022), 「こども基本法案に対する附帯決議(令和4年6月14日参議院内閣委員会)」, (https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/208/f063_061403.pdf:p.3, 2024年3月6日取得)

⁶ 「経済財政運営と改革の基本方針2023について」, 令和5年6月16日閣議決定, (https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2023/2023_basicpolicies_ja.pdf:p.36, 2024年3月6日取得)

図表 3 「こども大綱」におけるウェルビーイング指標に関する記載

(こども施策に関するデータの整備、エビデンスの構築)

良質なデータがあってこそ導出されたエビデンスを施策課題等に照らして解釈することが可能となるとの認識の下、政府全体として収集すべきデータを精査し、各府省庁が連携して、こども・若者や子育て当事者の視点に立った調査研究の充実や必要なデータの整備等を進める。その際、国際機関等のデータとの比較の観点を考慮するとともに、こどもに関する長期的な追跡データや月次データ等の充実、男女別データの把握に努める。

こどもに着目したウェルビーイング指標の在り方について検討を進める。

こども施策の推進のために創出が必要なエビデンスを洗い出し、こども・若者や子育て当事者等の視点に立って、優先順位をつけ、エビデンスの構築に取り組む。その際、外部の専門家を活用し、透明性・客観性を高める。

こども・若者や子育て当事者に関する国が行った調査研究等で得られたデータの二次利用を推進する。

(出所)こども家庭庁(2023a:p.39)を引用。下線は、筆者が追加。

本調査では、日本におけるこども・若者のウェルビーイング指標に関する今後の検討に資することを目的に、国際機関及び諸外国の政府におけるこどものウェルビーイング概念と測定方法等について、先行事例の収集・整理など基礎的調査を実施した。

1.2 実施概要

(1) 実施期間

令和 5 年 10 月 19 日から令和 6 年 3 月 29 日まで

(2) 調査内容

本調査の実施項目及び実施内容は、図表 4 のとおりである。

まず、国際機関及び諸外国(以下、「国際機関等」という。)において、こどもや若者のウェルビーイングに関する調査・測定を行っている取組事例を、有識者と調整の上、6 事例選定した。

6 事例について、主体、概念、定義、定義・指標の決定方法、調査開始年、頻度、組織体制、最新年、項目、国際機関から見て日本にない指標・データ、公表形式・方法、政策への活用方法、こどもの視点の取り入れ・こどもの参画の状況等の情報を収集・整理し、事例間の関係性の把握を含め、必要な分析を行った。

本調査は、有識者との議論を踏まえて実施し、その成果を本稿に取りまとめた。

1. 概要
1.3 調査方法

図表 4 実施項目

実施項目	実施内容	実施時期
① 調査の準備	全体実施計画の作成、有識者への依頼等を実施した。	令和5年10月
② 国際機関等の取組の収集・分析	OECD、UNICEF、米国、英国、スウェーデン、ニュージーランドを対象に、こどものウェルビーイング指標の先行事例について文献調査を実施した。	令和5年10月～令和6年1月
③ 有識者との意見交換会	有識者との意見交換会を3回実施し、本調査の進め方や、日本におけるこどものウェルビーイング指標の整備に向けた論点について、アドバイスをいただいた。	令和5年12月1日 令和6年1月26日 令和6年2月28日
④ 報告書の作成	以下の構成で、本稿にとりまとめた。 1. 概要 2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例 3. 今後の検討の方向性	令和5年12月～令和6年3月

(3) 実施体制

本調査の実施体制は、図表 5 のとおりである。

図表 5 実施体制

有 識 者	今井 悠介 (公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン 代表理事)
	大沼 みずほ (大正大学社会共生学部公共政策学科/地域構想研究所 准教授)
	鈴木 翔 (東京電機大学理工学部共通教育群(教育社会学) 准教授)
	松尾 直博 (東京学芸大学教育心理学講座 教授)

(注)有識者氏名は、敬称略、50音順。

実施担当者	こども家庭庁長官官房 EBPM 推進室長 野中 嘉人
	こども家庭庁長官官房 参事官(総合政策担当)付統計担当専門官 柄本 健太郎
	こども家庭庁長官官房 参事官(総合政策担当)付白書・調査分析係長 中沢 優希
事務局	エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社 渡邊智彦 小林裕子 高津翔子 高嶋花音 出井めぐみ 他

1.3 調査方法

(1) 調査対象の選定

こどもや若者のウェルビーイングに関する調査・測定を行っている取組事例を探し、国際機関の候補としてOECD、UNICEF、Eurostat、指標を作成し政策・施策へ活用している国の候補としてアイルランド、ニュージーランド、指標が充実している国として米国、英国、オーストラリアを第1回意見交換会に提示した。意見交換会では有識者から、1994年からこどものウェルビーイングの取組を開始している米国、主観的ウェルビーイングによる評価を行っている英国に加え、日本の参考となる先行事例として、ウェルビーイング指標の先行事例として取り上げられることが多く、こども・家族政策においても先進的な取組を実施している北欧を調査対象として提案いただいた。そこで、こども家庭庁と

協議の上、本調査では、OECD、UNICEF、米国、英国、スウェーデン、ニュージーランドを選定した（図表 6）。

図表 6 国際機関等の子どもや若者のウェルビーイング指標の取組事例

国際機関等名	国際機関等における主な取組	本稿記載箇所
経済協力開発機構 (OECD)	<ul style="list-style-type: none"> OECD の WISE センターにおいて、子どものウェルビーイングを測定するための概念的フレームワークを策定。 「OECD 子どものウェルビーイングデータポータル(OECD Child Well-Being Data Portal)」を整備し、子どものウェルビーイングのアウトカムに関する国際的に比較可能な指標群「OECD 子どものウェルビーイングダッシュボード(OECD Child Well-being Dashboard)」を公開。 2022 年に OECD 加盟国を対象に「子どものウェルビーイング政策アンケート」(以下、「OECD アンケート」という。)を実施し、アンケート結果を分析したレポート(OECD (2023))を 2023 年 7 月に公表。 	第 2.1 節
国際児童基金 (UNICEF)	<ul style="list-style-type: none"> UNICEF のイノチェンティ研究所において、子どものウェルビーイングの研究を実施し、多層的な分析フレームワークを作成。 最新の子どものウェルビーイング指標は、2020 年のレポートカード 16「子どもたちに影響する世界:先進国の子どもの幸福度を形作るものは何か」。 	第 2.2 節
欧州統計局 (Eurostat)	<ul style="list-style-type: none"> Eurostat では、EU 加盟国を対象とした EU の所得・生活状況統計(EU-SILC)にて、3 年に一度子どもに関連する詳細項目の調査を実施している(直近の調査は、2021 年に実施)。 EU-SILC は、OECD 子どものウェルビーイングデータポータルに使用されている。 	—
米国	<ul style="list-style-type: none"> 子どもと家族の統計に関する連邦機関連携フォーラムが、米国の子どものウェルビーイングの指標を取りまとめ、年次報告書「米国の子ども:ウェルビーイングの主要な国家指標」を公表。 米国国勢調査局(支援・保健資源局/母子保健部局)が、世帯を対象とし、0-17 歳の子どもについて回答する「子どもの健康に関する全国調査」を実施。 	第 2.3 節
英国	<ul style="list-style-type: none"> 英国国家統計局(ONS)が、子どものウェルビーイングの測定(Children’s Well-being Measures)、若者のウェルビーイングの測定(Young people’s well-being measures)及び個人のウェルビーイングの測定(Personal well-being in the UK)を公表。 対象年齢は、子ども 0-15 歳、若者 16-24 歳、個人 16 歳以上である。 	第 2.4 節
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> スウェーデン統計局が、12-18 歳の子どもの生活状況に関する調査である“Living Conditions Survey of Children”の調査結果をデータベースとして公表。 スウェーデン青年市民社会庁が、既存の統計調査をもとに作成された 13-25 歳の若者の生活状況に関する 66 指標のセットを、「今日の若者(Ung idag)」として公表。 	第 2.5 節
ニュージーランド	<ul style="list-style-type: none"> ニュージーランドでは、2019 年に「子ども・若者のウェルビーイング戦略(Child and Youth Wellbeing Strategy)」を策定。 毎年、子どものウェルビーイング指標を年次報告書に取りまとめて公表。 	第 2.6 節
アイルランド	<ul style="list-style-type: none"> 子どものウェルビーイング指標として、“Better Outcomes, Brighter Futures Indicator Set (BOBF)”と、“The State of the Nation’s Children(SONC)”の 2 つの指標を公表。 BOBF は子どもに関する政策成果の進捗状況を示す指標としても使用されている。 	—
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> オーストラリア保健福祉研究所が、“Children’s Headline Indicators(CHI)”を整備。 	—

1. 概要
1.3 調査方法

(2) 事例調査

本調査の文献調査の対象を、以下の方法で選定した。

OECD については、ウェルビーイング・包摂性・持続可能・機会均等センター(Centre on Well-being, Inclusion, Sustainability and Equal Opportunity(WISE))(以下、「WISE センター」という。)の公開情報から、直近数年間のこどものウェルビーイング指標に関するレポートを対象とした。

UNICEF については、イノチェンティ研究所のこどものウェルビーイング指標に関する総括的なレポートであるレポートカード 16「子どもたちに影響する世界:先進国のこどもの幸福度を形作るものは何か」を対象とした。

米国、スウェーデン、ニュージーランドについては、OECD アンケート⁷に各国が「こどものウェルビーイング指標」として回答した調査やデータなどを対象とした。

英国については、OECD アンケートに国の取組が未回答⁸であったが、ONS のウェルビーイング指標のデータポータルを対象とした。

本調査の対象の主なウェルビーイング指標の概要は、図表 7 のとおりである。

図表 7 本調査の対象の主なウェルビーイング指標

国際機関等	名称	指標整備の主体	層・大項目・分野の名称(注1)	指標数(注2)	指標整備の背景・目的等
OECD	OECD こどものウェルビーイングダッシュボード	OECD WISE センター	① こどものウェルビーイングのアウトカム ② こどもの活動・行動・人間関係 ③ こどもの環境 ④ 公共政策	56	OECD(2021)で示された「こどものウェルビーイング測定の概念的フレームワーク」に基づく、各国のこどものウェルビーイング促進への取組のモニタリングツール
UNICEF	レポートカード 16 子どもたちに影響する世界:先進国のこどもの幸福度を形作るものは何か	UNICEF ユニセフ・イノチェンティ研究所	① こどもの世界(結果(こどもの幸福度)) ② 行動 ③ 人間関係 ④ ネットワーク ⑤ 資源 ⑥ 政策 ⑦ 状況	31	2020 年にこどもの well-being をテーマとした報告書を公表。
米国	米国のこども:ウェルビーイングの主要な国家指標	こどもと家族の統計に関する連邦機関連携フォーラム	① 家族・社会環境 ② 経済状況 ③ 医療 ④ 物理的環境と安全 ⑤ 行動 ⑥ 教育 ⑦ 健康	41	1997 年大統領令に基づき設置されたフォーラムが、健康や安全に関する政策のために、ウェルビーイング指標を整備。
	こどもの健康に関する全国調査	米国国勢調査局(支援:保健資源局/母子保健部局)	① 身体的・口腔の健康と機能状態 ② 感情的・精神的健康 ③ 健康保険 ④ 医療へのアクセスと質 ⑤ 地域・学校活動 ⑥ 家族の健康と活動 ⑦ 近隣の安全とサポート	300 以上	2016 年、保健資源局/母子保健部局の支援を受け、米国国勢調査局が実施。世帯を対象とした調査であり、回答者は保護者である。
英国	こどものウェルビーイングの測	英国国家統計局(ONS)	① 個人のウェルビーイング ② 人間関係	31	2010 年代から、国家ウェルビーイング測定フレームワークの

⁷ 2022 年に OECD 加盟国を対象に実施した「こどものウェルビーイング政策アンケート」をいう。各国の回答は OECD(2022)を参照。

⁸ 英国は、OECD アンケートに、カンントリー(イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランド)ごとに回答。

国際機関等	名称	指標整備の主体	層・大項目・分野の名称(注1)	指標数(注2)	指標整備の背景・目的等
	定データセット		③ 健康状態 ④ 活動 ⑤ 暮らしている場所 ⑥ 家計 ⑦ 教育・スキル		整備の一貫で整備された。現在、年齢層別(子ども、若者、大人)にデータセットを整備。
スウェーデン	こどもの生活実態調査	スウェーデン統計局	① 経済的・物質的資源 ② 余暇・文化活動 ③ 家事 ④ 健康状態 ⑤ 親との関係 ⑥ 就学状況 ⑦ 近隣及び学校の安全	85	こどもの権利条約に基づく「スウェーデンにおけるこどもの権利強化戦略」において、こどもの生活状況に関する情報の収集することが重視され、実施されている統計調査。
	Web ベースのツール『今日の若者(Ung idag)』	スウェーデン若者市民社会庁	① 仕事と住居 ② 経済的・社会的脆弱性 ③ 心身の健康 ④ 影響と代表 ⑤ 文化・余暇活動 ⑥ 教育	66	複数の行政機関等から収集した統計調査結果・行政記録情報等をもとに作成。若者の生活状況の把握を目的とした指標。
ニュージーランド	こども・若者のウェルビーイング戦略年次報告書	首相・内閣府	① 愛され安全に育まれる ② 必要なものを手に入れる ③ 幸せで健康である ④ 学び・成長している ⑤ 受け入れられ、尊敬され、つながっている ⑥ 参加・権限	36	2019年の「こども・若者のウェルビーイング戦略」をモニタリングのため、こどものウェルビーイングのアウトカム指標を整備し、2021年以降、年次報告書を毎年公表。

(注1)層・大分類・分野の番号(①～⑦)は、筆者追加。

(注2)指標数及びデータ期間は、2024年1月時点のホームページを基に作成。指標数は、最新公表版の指標数。各国の指標の詳細は第2章を参照。(OECD:図表30、UNICEF:図表38、米国:図表44・図表46、英国:図表54、スウェーデン:図表61・図表63、ニュージーランド:図表68)

(3) 調査報告書の作成

本調査の事例調査の結果を、本稿にとりまとめた(図表8)。

1. 概要
1.3 調査方法

図表 8 「諸外国等におけるこどものウェルビーイングの概念と測定方法に関する調査報告書」の概要

本稿の章立て	調査結果の概要
1. 概要	
1.1 背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> こども大綱にて「こどもに着目したウェルビーイング指標の在り方について検討を進める。」と記載。 本調査は、国際機関及び諸外国の政府におけるこどものウェルビーイング概念と測定方法等に関する先行事例の収集・整理など基礎的調査を実施し、日本におけるこども・若者のウェルビーイング指標に関する今後の検討に資する目的で実施。
1.2 実施概要	<ul style="list-style-type: none"> 令和 5 年 10 月下旬から令和 6 年 3 月下旬までの間に、6 事例の文献調査、有識者との意見交換会等を実施。
1.3 調査方法	<ul style="list-style-type: none"> 6 事例のこどもウェルビーイング指標について、主体、概念、定義、定義・指標の決定方法、調査開始年、頻度、組織体制、最新年、項目、国際機関から見て日本にない指標・データ、公表形式・方法、政策への活用方法、こどもの視点の取り入れ・こどもの参画の状況等を調査し、報告書を作成。
2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例	
2.1 経済協力開発機構 (OECD)	<ul style="list-style-type: none"> こどものウェルビーイングのアウトカムを、物質的アウトカム(こどもが必要な資源を利用できるか)、身体的健康アウトカム、社会的、情緒的、文化的アウトカム、認知発達、教育アウトカムと定義。 OECD のウェルビーイング指標のフレームワークには、これらの 4 つのアウトカムの指標と、アウトカムに重要な関連を持つこどもの活動・行動・人間関係、こどもの環境(家庭、学校、地域社会)、こどもの政策や環境に関する指標が含まれる。 OECD では、加盟国におけるこどものウェルビーイング指標の取組をモニタリングするため、「OECD こどものウェルビーイングデータポータル」内で、「OECD こどものウェルビーイングダッシュボード」を公表。主なデータソースは、OECD が他の目的で整備したデータや多くの国が参加している調査結果データに限られている。
2.2 国際児童基金 (UNICEF)	<ul style="list-style-type: none"> UNICEF のこどものウェルビーイング指標のフレームワークを作成。 2020 年に最新の UNICEF のウェルビーイングの指標を公表。
2.3 米国	<ul style="list-style-type: none"> 1997 年以降、複数の機関から成るフォーラムが 0-17 歳のこどもを対象とした年次報告書「米国のこども:ウェルビーイングの主要な国家指標」を公表。 2016 年以降、米国国勢調査局(支援:保健資源局/母子保健部局)より、世帯を対象とし、0-17 歳のこどもについて回答する「こどもの健康に関する全国調査」を実施。 米国では、保健福祉省児童家庭局、22 の連邦機関の協力による「若者プログラムに関する省庁間作業部会」によってこども政策の戦略が策定されている。
2.4 英国	<ul style="list-style-type: none"> 2011 年以降、英国国家統計局(ONS)は、「国家ウェルビーイング指標プログラム」の中で、ウェルビーイングの 10 分野を定義し、ウェルビーイング測定のデータセットを整備。こども(0-15 歳)、若者(16-24 歳)、大人(16 歳以上)のウェルビーイングの 10 分野は共通しているが、年齢層別に指標は異なる。
2.5 スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> 2001 年以降、スウェーデン統計局により、12-18 歳のこどもを対象とした「こどもの生活実態調査」を実施。こどもに関する生活状況について 7 分野を調査し、データベースとして公表。 2015 年以降、スウェーデン若者市民社会庁により、13-25 歳のこども・若者の生活状況を把握することを目的とした 6 領域 66 指標のセットを公表。同機関によるスウェーデン若者政策のモニタリング業務の一環として実施。 スウェーデンでは、2010 年に「スウェーデンにおけるこどもの権利強化戦略」を制定。戦略内で、こどもの生活状況に関する情報の収集についての原則が制定されている。
2.6 ニュージーランド	<ul style="list-style-type: none"> 2014 年こども法及び 2018 年こども貧困対策法に基づいて、2019 年に「こども・若者のウェルビーイング戦略」を策定した。この戦略の中で、こども・若者のウェルビーイングのアウトカムの 6 分野を定義し、それに関連性が高い 36 指標を選定した。 2021 年以降、毎年「こども・若者のウェルビーイング戦略年次報告書」を公表し、こどものウェルビーイング指標を基に、戦略の進捗や課題を確認している。
第 3 章 今後の検討の方向性	
3.1 事例調査のまとめ	<ul style="list-style-type: none"> 6 事例について、横断的に分析を実施した。
3.2 日本の整備に向けた論点	<ul style="list-style-type: none"> 事例調査結果及び有識者との意見交換会の議論を踏まえ、日本におけるこどものウェルビーイング指標の整備への今後の論点を整理した。

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例

2.1 経済協力開発機構(OECD)

2.1.1 本調査の対象

OECDのWISEセンター(Centre on Well-being, Inclusion, Sustainability and Equal Opportunity)では、「不況と不確実性という前例のない時代において、ウェルビーイング、不平等、包摂、持続可能性の測定を強化すること」、「政策や企業の行動が現在の人々の生活や、長期にわたるウェルビーイングの持続可能性に与える影響をよりよく理解すること」⁹をミッションとし、取組の一つとして、GDP だけではとらえきれないものとしてウェルビーイングをとらえ、その上で何がウェルビーイングを推進するのかについて調査を行っている。

WISE センターでは、ウェルビーイングの指標のフレームワークの整備や、各国におけるウェルビーイング指標の整備や政策利用状況のアンケート調査を実施している。また、OECD では、2017 年に、各国のこどものウェルビーイングを比較するためのデータハブとして「OECD こどものウェルビーイングデータポータル(OECD Child Well-Being Data Portal)¹⁰」を整備し、WISE センターが作成したこどものウェルビーイングに関する国際的に比較可能な指標群「OECD こどものウェルビーイングダッシュボード(OECD Child Well-Being Dashboard)¹¹」を公表している。

本調査では、まず、WISE センターのウェルビーイングに関連したレポート(図表 9)の中から、OECD が策定したこどものウェルビーイング測定のためのフレームワーク及びこどものウェルビーイングに関する指標の改善を目的としたレポートである、OECD(2021)¹²について調査した。

OECD(2021)は、「より良いこどものウェルビーイング政策の策定に情報を提供するために、こどものデータ・アジェンダを推進すること」を目的としたレポートである。OECD(2021)では、第 2 章でこどものウェルビーイング測定のための概念的フレームワークについて概説し、第 3 章～第 6 章では、こどものウェルビーイングで測定している各領域における国家間のデータを検証・評価し、データの不足している分野、優先的に取り組むべき分野について説明している(図表 10)。

なお、OECD(2021)における「こども」の対象年齢は、17 歳以下(図表 11)であり、本節では、17 歳以下を「こども」と和訳している。

本報告書では、2.1.2 節で、OECD(2021)が提示する、「OECD こどものウェルビーイング測定の概念的フレームワーク」の概要について紹介し、2.1.3 節で、「OECD こどものウェルビーイング測定の概念的フレームワーク」を構成する各観点の詳細と、アウトカムごとに、こどものウェルビーイング指標を把握する上での重要性について整理した。2.1.4 節では、「OECD こどものウェルビーイングデータポータル」に掲載されている「こどものウェルビーイング測定の概念的フレームワーク」に基づき、OECD

⁹ OECD, “Putting people’s well-being at the top of the agenda”, (<https://www.oecd.org/wise/Peoples-well-being-at-the-top-of-the-agenda-WISE-mission.pdf>:p.1, 2024 年 2 月 20 日取得)より引用、仮訳を作成。

¹⁰ OECD, “Child Well-being Data Portal”, (<https://www.oecd.org/els/family/child-well-being/data/>, 2024 年 3 月 4 日取得)

¹¹ OECD, “OECD Child Well-being Dashboard”, (<https://www.oecd.org/els/family/child-well-being/data/dashboard/>, 2024 年 3 月 4 日取得)

¹² OECD(2021), “Measuring What Matters for Child Well-being and Policies”, 2021 年 7 月 1 日, (<https://doi.org/10.1787/e82fded1-en>, 2024 年 3 月 4 日取得)

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例
2.1 経済協力開発機構(OECD)

WISE センターが国際比較可能なデータを用いて作成した指標群「OECD こどものウェルビーイングダッシュボード」について、日本のデータの掲載状況と合わせて掲載している。2.1.5 節では、OECD アンケートの結果をもとに、OECD 加盟国のこどものウェルビーイングに関する総合計画・指標の整備状況について紹介している。2.1.6 節では、OECD(2021)で提起されている、こどものウェルビーイング指標の作成に関する今後の課題と、各国の連携の必要性について整理した(図表 12)。

図表 9 OECD によるウェルビーイングに関連したレポート一覧

No.	発行時期	レポート名(原文)	レポート名(日本語仮訳)
1	2009年9月	Doing Better for Children	こどものためにより良いことを実行する
2	2015年10月	How is Life for Children?	こどものウェルビーイング指標
3	2020年3月	How's Life? 2020 Measuring Well-being	OECD 幸福度白書5—より良い暮らし指標、生活向上と社会進歩の国際比較
4	2021年7月	Measuring What Matters for Child Well-being and Policies	こどものウェルビーイングにとって重要な指標を測定し政策に役立てる
5	2023年7月	Integrated policy making for child well-being	こどものウェルビーイングのための統合的政策立案
6	2023年9月	Subjective well-being measurement	主観的ウェルビーイング指標の測定

図表 10 OECD(2021)の内容

章のタイトル(原文)	章のタイトル(日本語仮訳)	備考
1 Overview and summary	1 概要と要約	OECD(2021)の概要について記載
2 Measuring what matters most for children	2 こどもは何を最重要視しているかを計測する	こどものウェルビーイングの概要について説明(2.1.2 節参照)
3 Do children have the things they need?	3 こどもは、必要なものを持っているか	こどものウェルビーイングの「物理的アウトカム」に関連する項目と、その重要性について記載(2.1.3 (1)節参照)
4 Are Children active and physically healthy?	4 こどもは活動的で身体的に健康か	こどものウェルビーイングの「身体的健康のアウトカム」に関連項目と、その重要性について記載(2.1.3 (2)節参照)
5 Do children feel safe and secure, respected, included and happy?	5 こどもは安全・安心を感じ、尊重され、幸せと感じているか	こどものウェルビーイングの「社会的、情緒的、文化的なアウトカム」に関連する項目と、その重要性について説明(2.1.3 (3)節参照)
6 Are Children learning and achieving in education?	6 こどもは学校で学び、成長しているか	こどものウェルビーイングの「認知発達・教育のアウトカム」に関連する項目と、その重要性について説明(2.1.3 (4)節参照)

図表 11 OECD の「こどものウェルビーイング」の対象年齢

年齢区分	原文
0-2 歳	Pregnancy and infancy
3-5 歳	Early childhood
6-12 歳	Middle childhood
13-17 歳	Late childhood

(出所)OECD(2021:pp.43-45)の Box2.3.を基に作成。

図表 12 本稿の第2章1節の構成

節タイトル	概要	
2.1.1 本調査の対象	全体概要	OECD におけるこどものウェルビーイングに関する取組の概要について紹介。
2.1.2 OECD のこどものウェルビーイング測定の概要	OECD こどものウェルビーイング測定の概念的フレームワーク	「OECD こどものウェルビーイング測定の概念的フレームワーク」の概要と、フレームワークを構成する各観点の詳細と、把握の重要性について整理。
2.1.3 こどものウェルビーイング指標・把握の重要性		
2.1.4 「OECD こどものウェルビーイングデータポータル」に掲載されている指標群	こどものウェルビーイング指標	「こどものウェルビーイング測定の概念的フレームワーク」に基づき、OECD WISE センターが作成したこどものウェルビーイング指標群について紹介。
2.1.5 OECD 加盟国のこどものウェルビーイングに関する総合計画・指標の整備状況	OECD アンケート結果に基づく各国事例	OECD アンケート結果をもとに、OECD 加盟国のこどものウェルビーイングに関する総合計画・指標の整備状況について紹介。
2.1.6 OECD(2021)において指摘された今後の課題	こどものウェルビーイングに関するデータの課題	OECD(2021)で提起されている、こどものウェルビーイング指標の作成時の課題と、各国の連携の必要性について整理。

2.1.2 OECD のこどものウェルビーイング測定の概要

(1) 概念的フレームワーク

OECD(2021)で示されている、ウェルビーイング測定における概念上の原則は図表 13 のとおり、概念的フレームワークは図表 14 のとおりである。

フレームワークの中心はレベル A「こどものウェルビーイングのアウトカム」であり、これらに関連する要因(レベル B~D)がレベル A を囲んでいる。レベル A こどものウェルビーイングのアウトカムは、「物質的アウトカム」、「身体的健康アウトカム」、「社会的、情緒的、文化的アウトカム」、「認知発達・教育アウトカム」の中核的となる 4 つの分野に焦点を当てている。

また、このフレームワークの特徴について、図表 15 の 4 点、測定に関する特徴について、図表 16 の 7 点を挙げている。

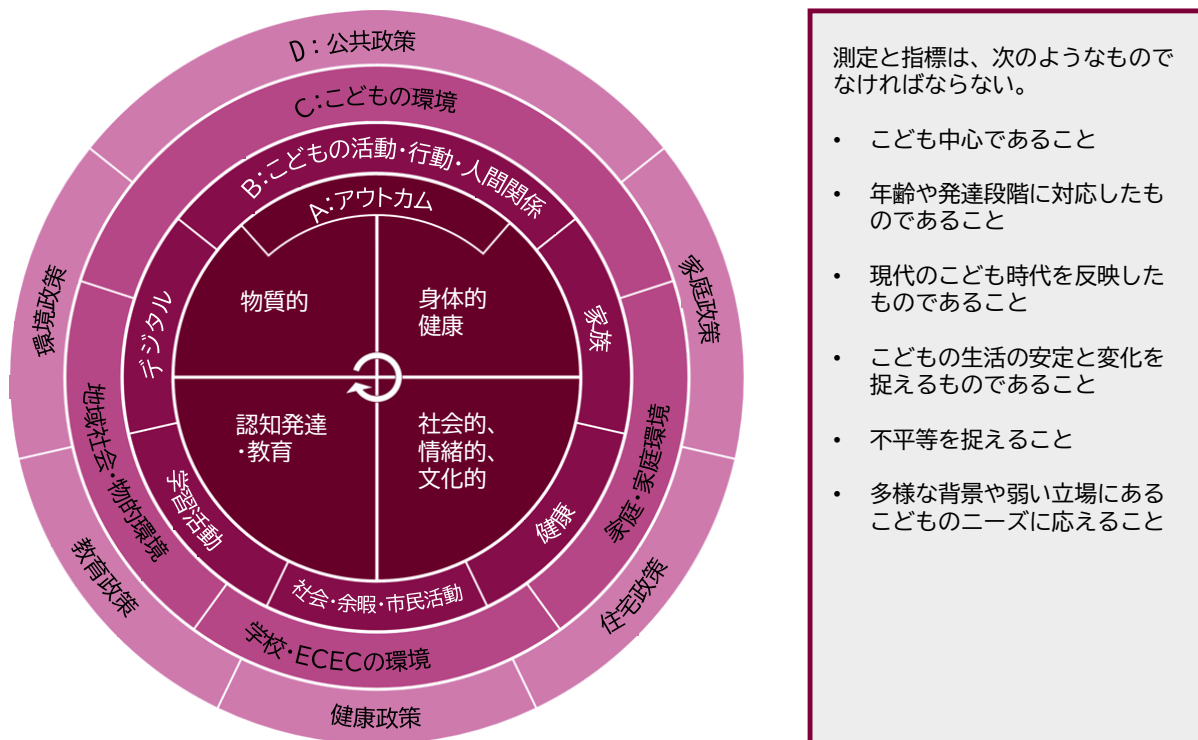
図表 13 こどものウェルビーイング測定の主要な概念原則

<ul style="list-style-type: none"> ・ 多面的であること ・ こどもの現在と将来の生活を反映するものであること ・ 年齢に応じたものであること ・ こどもの意見や視点に目を向けること ・ こどもの環境を捉えること ・ こどもに関連した公共政策を含めること
--

(出所)OECD(2021:pp.37-49)を基に作成。

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例
 2.1 経済協力開発機構(OECD)

図表 14 OECD こどものウェルビーイング測定の概念的フレームワークの概要



- 測定と指標は、次のようなものでなければならない。
- 子ども中心であること
 - 年齢や発達段階に対応したものであること
 - 現代の子ども時代を反映したものであること
 - こどもの生活の安定と変化を捉えるものであること
 - 不平等を捉えること
 - 多様な背景や弱い立場にあるこどものニーズに応えること

(注) ECEC とは、Early Childhood Education and Care の略で、「早期幼児期教育」や「就学前保育・幼児教育」、「乳幼児のケア及び教育」などと翻訳され、統一的な和訳がないため、本稿では、原文どおり ECEC と記載する。
 (出所)OECD(2021:p.37), “Figure 1.2. Summarised conceptual framework for child well-being measurement framework”を引用。仮訳と注を追加。

図表 15 OECD こどものウェルビーイング測定の概念的フレームワークの特徴

- **多面的:** 多面的なアプローチを採用することで、こどものウェルビーイングの様々な側面を捉えるために複数の指標を用い、こどもの生活が様々な分野においてどのような状態にあるかをモニターする。
- **未来志向:** こどもが現在、「良い」肯定的な子ども時代を享受すると同時に、将来に向けてスキルや能力を発達させる機会を得ることができるようにすべきであるという考えに基づいてフレームワークを作成する。
- **年齢や発達段階の考慮:** 子ども時代を通じて変化することのニーズの性質を反映するよう配慮する。こどものウェルビーイングの測定や指標は、年齢(又は発達段階)に応じるだけでなく、場合によっては、測定すべき概念や側面そのものが、こどもの成長とともに変化することを考慮しフレームワークを作成する。
- **多層的:** 近年のいくつかのこどものウェルビーイング測定イニシアティブ(例: UNICEF)と同様に、こどものアウトカムに重要な(潜在的な)影響を認め、統合する「多層的」構造を採用する。フレームワークにはこどもからの距離に基づき整理された合計 4 つの「レベル」を含む(こどものウェルビーイングのアウトカム、こどもの活動・行動・人間関係、こどもの環境、こどもに関連する公共政策)。

(出所)OECD(2021:pp.50-52)を基に作成。

図表 16 OECD こどものウェルビーイング測定の特徴

<ul style="list-style-type: none">・ こども中心:こどものウェルビーイングの測定と指標は、可能な限りこども中心であるべきであり、こども(家族や世帯ではない)を分析単位とすべきである。・ こどもの声の反映:指標の設計・選定段階(こどもにとって何が最も重要であるかを反映させるため)、自己報告や主観的なこどものデータの使用による指標の測定自体を含む測定プロセス全体を通じて、こどもの声を聞くべきである。・ 現代のこども時代の反映:上記と関連して、指標は、OECD 加盟国で成長する現代のこどもに関連し、意味のあるものでなければならない。指標は、OECD 諸国における現代のこども時代にとって何が重要であるかを反映したものであるべきであり、こどもの生き方の変化を考慮し、現代のこどもが直面する機会とリスクを反映したものでなければならない。・ 年齢と発達段階の考慮:フレームワークの内容が年齢(又は段階)に適していることに加え、こどもの年齢及び/又は発達段階に敏感であるべきであり、該当する場合には、年齢(又は段階)に適した(変化した)尺度が用いられるべきである。・ 不平等の把握:指標は、こどもの生活の特定の領域における幸福の平均レベルだけでなく、こども全体における幸福の分布、すなわち異なるこどものグループ間の不平等も捉えるべきである(例:性別、生活状況、移民など)。・ 安定、変化、移行の把握:こどものウェルビーイングの「静的な」測定に加え、指標は、該当する場合、こどもの生活の重要な領域における安定性、変化、移行、こどもが重要なリスク(及び保護)要因にさらされている期間や持続性を把握する必要がある。・ 困難な状況等におかれたこどものニーズへの対応:指標は、可能な限り、弱い立場のこどもが直面する課題に柔軟に対応できるものでなければならない。

(出所)OECD(2021:pp.50-52)を基に作成。

(2) こどものウェルビーイング測定

こどものウェルビーイング指標の概念的フレームワークの各レベル及び分野と、具体的な項目例は、図表 17 のとおりである。

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例
2.1 経済協力開発機構(OECD)

図表 17 OECD こどものウェルビーイング測定の概念的フレームワーク

レベル	レベルの説明	分野(Area)	項目(Dimension)
A こどものウェルビーイングのアウトカム	こどものウェルビーイング取組のアウトカム(成果)	A1 物質的アウトカム	食糧、衣服、基本的な生活必需品
			住宅、住宅の質
			レジャー、学習教材
		A2 身体的健康アウトカム	出産の結果
			身体的発達
			身体的健康状態
		A3 社会的、情緒的、文化的アウトカム	安全、情緒的安心、及び基本的情緒的ニーズ
			アイデンティティ、社会的、文化的アイデンティティ、基本的社会的ニーズ
			社会情動スキル
			精神的健康状態及び障害
		A4 認知発達、教育アウトカム	生活満足度、家庭生活、学校生活及び地域生活に対する満足度
			認知技能及び能力、ならびに関連する学習技能
			教育の進捗及び達成度 学習に対する満足感と自信
B こどもの活動、行動、人間関係	こどものウェルビーイングのアウトカムと重要な関連をもつ要因 こどものウェルビーイングへ貢献/こどものウェルビーイングを損なう可能性のあるこどもの行動、関連する事項が含まれる。	B1 家庭活動・人間関係	両親や家族との活動
			両親や家族との関係
		B2 健康行動	健康を守るための行動
			危険な健康行動
		B3 社会活動・余暇活動・市民活動及び人間関係	社会・余暇活動
			市民活動及びボランティア活動
			友人関係、仲間との関係、社会的支援
		B4 学習活動・態度・行動及び人間関係	学校及びECECの活動、態度及び行動
			こどもと教師及びクラスメートの関係
			学習意欲及び願望
B5 デジタル活動・行動	家庭及び学校外での学習活動		
	デジタル活動・行動		
C こどもの環境	機会の形成、態度・行動へ影響を与える、直接・間接的にウェルビーイングに影響を与えるこどもの環境や環境の側面	C1 家庭・家庭環境	家庭の経済的資源と仕事の形態
			家族の生活と監護の取り決め
			家族関係
			家族の支援ネットワーク
			家族の身体的・精神的健康
			家族の暴力と虐待
		C2 学校・ECECの環境	学校とECECの風土
			学校と教師の親子関係
			学校とECECが提供する物質的支援と活動
		C3 地域社会・物的環境	犯罪と暴力
			騒音、汚染、大気の質
地域の緑地			
地域の文化・学習サービス/施設			
地域の遊びとレジャーサービス/施設			
D 公共政策	こどものウェルビーイングを促進するために関連する公共政策	D1 家族政策	家庭の経済的支援に関する政策
			家庭の就労関連支援に関する政策
			家庭・子育て支援サービスに関する政策
			児童扶養手当規制
			D2 住宅政策
住宅及び建築環境に関する規制及び政策			
D3 健康政策	心身の健康政策		
D4 教育政策	ECECに関する規制及び政策		
	教育規制及び政策		
D5 環境政策	環境の質に関する規制及び政策		

(出所)OECD(2021:pp.52-56), Figure 2.2 を基に作成。

1) レベル A: こどものウェルビーイングのアウトカム

フレームワークの最初の中心レベルであるレベル A: こどものウェルビーイングのアウトカムでは、OECD(2021)が定める、「物質的アウトカム」、「身体的健康アウトカム」、「社会的、情緒的、文化的アウトカム」、「認知発達・教育アウトカム」の4つのアウトカムが該当する(図表 18)。レベル A は、フレームワークの中核をなしており、レベル A に該当する各分野は、こどもが生活の中でどのように過ごしているかをとらえ、こどもが今日、良いこども時代を過ごしているか、また、こどもが学習し、成長し、発達しているかどうかを反映することを目的としている。

図表 18 レベル A: こどものウェルビーイングのアウトカムの概要

分野	概要
A1 物質的アウトカム	<ul style="list-style-type: none"> こどもが物質的な資源(必要不可欠、あるいは重要な財、サービス、活動を含む)を利用できるかどうか。 物質的な資源には、生活必需品だけでなく、今日の OECD 諸国で成長することもにとって重要な、財や活動(例: コンピューターやインターネットへのアクセス)も含まれる。
A2 身体的健康アウトカム	<ul style="list-style-type: none"> こどもが、病気や怪我をせず、健康に発達しているかどうか。
A3 社会的、情緒的、文化的アウトカム	<ul style="list-style-type: none"> こどもの行動、感情、自分自身や他者に対する考えや感情、社会的・文化的アイデンティティ、こどもの主観的ウェルビーイング。
A4 認知発達・教育アウトカム	<ul style="list-style-type: none"> こどもの学習、知識、認知スキルや能力の発達度。

(出所)OECD(2021:pp.52-53)を基に作成。

2) レベル B: こどもの活動、行動、人間関係

フレームワークの第二のレベルであるレベル B: こどもの活動、行動、人間関係は、レベル A のこどものウェルビーイングのアウトカムと重要な関連を持つ、こどもの活動、行動、人間関係等の分野が該当する(図表 19)。フレームワークでは、「家族活動・人間関係」、「健康行動」、「社会活動・余暇活動・市民活動及び人間関係」、「学習活動・態度・行動及び人間関係」、「デジタル活動・行動」の5つの分野に焦点を当てている。これらの分野は、こどものウェルビーイング向上、あるいは低下させる可能性があるが、5つの分野は、レベル A の特定のアウトカムに結びつくものではなく、相互に関連し互いに影響を及ぼすものである。

図表 19 レベル B: こどもの活動、行動、人間関係の概要

分野	概要
B1 家族活動・人間関係	<ul style="list-style-type: none"> こどもが親(又は養育者)や家族と過ごす時間や活動、こどもと家族の関係に関連する項目が該当する。 家族関係、人間関係は、こどもの社会情緒の発達、早期認知発達や学習など複数の分野に影響を与える。
B2 健康行動	<ul style="list-style-type: none"> 現在又は将来のウェルビーイングに影響を及ぼす可能性のあるリスク行動(喫煙、薬物使用、アルコール使用等)、保護的な健康行動(定期的な身体運動、健康的な食行動、規則正しい睡眠パターン 等)が該当する。 健康行動の多くは、こどもの現在と将来の身体的健康との関連性が明らかにされている。
B3 社会活動・余暇活動・市民活動及び人間関係	<ul style="list-style-type: none"> こどもの社会的なつながりや人間関係に関連する項目が該当する。(例)友人関係/困ったときに頼れる大人の有無などより広範な社会的支援ネットワーク 等
B4 学習活動・態度・行動及び人間関係	<ul style="list-style-type: none"> 学校(又は ECEC)と家庭の両方におけるこどもの学習関連の活動、態度、行動、教師やクラスメートとの人間関係に関連する項目が該当する。
B5 デジタル活動・行動	<ul style="list-style-type: none"> こどものデジタルツール(スマートフォン、タブレット、コンピューター、ビデオゲームなど)の利用、オンライン活動・行動(ソーシャルメディアの利用など)に関連する項目が該当する。 デジタル技術はこどもにとって多くの新たな機会とリスクを生み出している。

(出所)OECD(2021:pp.52-54)を基に作成。

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例
 2.1 経済協力開発機構(OECD)

3) レベル C:こどもの環境

フレームワークの第三のレベルであるレベル C:こどもの環境は、レベル A こどものウェルビーイングのアウトカムに対して、環境レベルで影響を与える分野が該当する(図表 20)。具体的には、こどもの家庭や家庭環境、学校や ECEC の環境、コミュニティや近隣地域、環境要因など、直接又は間接的に、こどものウェルビーイングに影響を与えるものである。フレームワークでは、レベル C について、「家庭・家庭環境」、「学校・ECEC 環境」、「地域社会・物的環境」の 3 つの分野に焦点を当てている。

レベル B と同様にレベル C の 3 つの分野は、レベル A の特定のアウトカムに結びつくものではなく、相互に関連し互いに影響を及ぼすものである。

図表 20 レベル C:こどもの環境の概要

分野	概要
C1 家庭・家庭環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもが育つ家庭や家族等に関連する項目が該当する。 (例)家族の所得、所得の貧困、家族の労働形態、家族の身体的・精神的健康、家庭内の暴力・虐待、家族関係及び支援ネットワーク等。 ・ 家庭・家庭環境の要因は、こどものウェルビーイングのアウトカムに対して重要な影響を与える。
C2 学校・ECEC の環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校や ECEC の環境に関連する項目が該当する。 (例)安全性/学級の協力と競争/規律風土/学級の規模/学校給食プログラム/補助金付きの余暇活動や文化活動など、学校や ECEC が提供する物質的なサービスや活動 等 ・ 学校や ECEC の環境は、こどもの社会的・情緒的ウェルビーイングにおいても重要であるとされている。
C3 地域社会・物的環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもが育つ地域社会、近隣地域、建築環境、物的環境に関する項目が該当する。 (例)こどもの緑地へのアクセス/汚染からの解放/犯罪・その他環境リスクへの曝露/地域のサービス及び社会的サポート 等 ・ 物的環境の質と、こどもの物的環境がどの程度健康を促進しているかは、こどものウェルビーイングの多くの分野に影響を与える。

(出所)OECD(2021:pp.54-55)を基に作成。

4) レベル D:公共政策

フレームワークの 4 番目であるレベル D :公共政策は、こどものウェルビーイングのための公共政策が該当する(図表 21)。公共政策によりこどもや家族の利用できる資源の強化、機会の形成、活動・行動規制が行われることにより、こどもの活動や環境を通じて、こどもの生活やウェルビーイングに影響を与える。

本フレームワークでは、「家族政策」、「住宅政策」、「健康政策」、「教育政策」、「環境政策」の 5 つの分野におけるこどもに関連する政策に焦点を当てている。レベル B、C と同様にレベル D の 5 つの分野は、レベル A の特定のアウトカムに結びつくものではなく、相互に関連し互いに影響を及ぼすものである。

図表 21 レベル D:公共政策の概要

分野	概要
D1 家族政策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族やこどもを対象とした公的財政支援やサービス支援が該当する。 (例)家族やこどもに関連する経済的支援政策/育児休暇政策などの家族雇用支援/家族・子育てに関連するサービス 等 ・ 家族政策は、物質的アウトカムと強い関係があるが、その他のアウトカムに対しても重要な要因である。
D2 住宅政策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的な家族向け住宅支援、住宅・建築環境に関する規制・政策が該当する。
D3 健康政策	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの身体的・精神的健康に関連する公共政策が該当する。 ・ 健康政策分野は、こどもの身体的健康、社会的・情緒的ウェルビーイングに関係する。
D4 教育政策	<ul style="list-style-type: none"> ・ ECEC、時間外サービス、学校教育の質と利用可能性に関する公共政策、教育等への公的資金援助、教職員研修、カリキュラム基準等に関連する政策が該当する。 ・ 教育政策は、こどもの認知・教育的アウトカムに関係する。
D5 環境政策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境の質を促進するための規制や政策が該当する。 ・ 環境政策は、こどもの身体的健康アウトカムに関係する。

(出所)OECD(2021:p.56)を基に作成。

2.1.3 こどものウェルビーイング指標・把握の重要性

(1) 「物質的アウトカム」に影響を与える指標・把握の重要性

OECD(2021)の第3章～第6章では、各こどものウェルビーイングのアウトカムの把握の重要性と、「こどもの活動、行動」、「こどもの環境」、「公共政策」の観点別に各アウトカムにどのような影響を与え、何故把握することが重要であるか、こどものウェルビーイング指標に関する先行研究を基に整理している。

OECD(2021)の第3章では、こどもの経済的・物質的ウェルビーイング¹³の主要アウトカム「経済的・物質的アウトカム¹⁴」の把握の重要性と、アウトカムに与える影響について「こどもの環境」、「公共政策」別に整理している¹⁵。詳細は、図表 22 のとおりである。

¹³ OECD(2021:p.8)では、こどものウェルビーイングの側面として、「物質的ウェルビーイング」、「身体的健康ウェルビーイング」、「社会的、情緒的、文化的ウェルビーイング」、「認知発達・教育ウェルビーイング」を例示している。

¹⁴ OECD(2021)第3章では「物質的アウトカム」ではなく「経済的・物質的アウトカム」の用語が用いられている。これは、物質的アウトカムに対する経済的な影響を考慮している(例、OECD(2021:p.73))ためと考えられる。

¹⁵ OECD(2021)第3章で紹介されている先行研究の参考文献の一覧は、OECD(2021,pp.98-109)の“References”を参照。

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例
2.1 経済協力開発機構(OECD)

図表 22 こどもの「経済的・物質的アウトカム」の主な観点

こどもの経済的・物質的アウトカムの主な観点 (Panel A. Key child economic and material outcomes)		こどもへの影響/重要性等の概要						
食料、衣類、基本的な生活必需品	<ul style="list-style-type: none"> 年齢に応じた食事と栄養 年齢に応じた衣類と履物 年齢に応じた衛生用品、パーソナル用品 	<ul style="list-style-type: none"> 食料、衣類、基本的な生活必需品・住居は、こどもの身体的健康とウェルビーイングの中心となる。食料と栄養は、こどもに対して特に重要である。 衣類と履物の所持は、身体の保護だけでなく、社会的なステータスにも影響し、こどもの社会生活に影響を与える可能性がある。 衛生用品は、石鹸・歯ブラシ等の一般的なニーズの他、特定の年齢や性別のこども特有のニーズもある(おむつ等乳幼児のケア用品、生理用品等)。 						
住宅	<table border="1"> <tr> <td>基本的な住まい</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 基本的な住まいと居住の安定性 </td> </tr> <tr> <td>住宅の広さと質</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 住居スペース 住宅設備 住環境 </td> </tr> </table>	基本的な住まい	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な住まいと居住の安定性 	住宅の広さと質	<ul style="list-style-type: none"> 住居スペース 住宅設備 住環境 	<ul style="list-style-type: none"> 先行研究では、安定した居住は、こどものウェルビーイングの中心的な観点であり、安定した居住をもつことで、こどもへの支援網(親戚、友人、医療等)の維持、友人関係等の長期的な継続に繋がると指摘されている。 		
基本的な住まい	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な住まいと居住の安定性 							
住宅の広さと質	<ul style="list-style-type: none"> 住居スペース 住宅設備 住環境 							
レジャー/学習教材	<table border="1"> <tr> <td>学習教材</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 年齢に応じた教育的な本、おもちゃ、ゲーム 学習サポート(机、仕事をする場所) </td> </tr> <tr> <td>レジャー</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 休暇/定期的なレジャー活動 デジタルツールへのアクセス お小遣い </td> </tr> </table>	学習教材	<ul style="list-style-type: none"> 年齢に応じた教育的な本、おもちゃ、ゲーム 学習サポート(机、仕事をする場所) 	レジャー	<ul style="list-style-type: none"> 休暇/定期的なレジャー活動 デジタルツールへのアクセス お小遣い 	<ul style="list-style-type: none"> 生活必需品や住居だけでなく、こどもが学び、成長し、社会と関わるための物やサービスも、こどもに対して必要である。(例)年齢に応じた本、発達を促す玩具・ゲーム、友人・仲間と交流できる社会的な活動、レクリエーション活動、インターネットへのアクセス 等 		
学習教材	<ul style="list-style-type: none"> 年齢に応じた教育的な本、おもちゃ、ゲーム 学習サポート(机、仕事をする場所) 							
レジャー	<ul style="list-style-type: none"> 休暇/定期的なレジャー活動 デジタルツールへのアクセス お小遣い 							
こどもの環境に関連する観点 (Panel B. Children's settings and environments)		こどもへの影響/重要性等の概要						
家庭環境	<table border="1"> <tr> <td>家計の財源と収入の妥当性</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 家計の可処分所得と所得の貧困 出産前後のケア/子育てにかかる費用 家計に対するストレス </td> </tr> <tr> <td>家族の勤務形態</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 世帯の就労状況 </td> </tr> <tr> <td>家族の生活と親権の取り決め</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 両親の存在 親権の取り決めと義理の家族の存在 </td> </tr> </table>	家計の財源と収入の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 家計の可処分所得と所得の貧困 出産前後のケア/子育てにかかる費用 家計に対するストレス 	家族の勤務形態	<ul style="list-style-type: none"> 世帯の就労状況 	家族の生活と親権の取り決め	<ul style="list-style-type: none"> 両親の存在 親権の取り決めと義理の家族の存在 	<ul style="list-style-type: none"> こどもが財・活動へアクセスできるかは、家庭の所得状況に影響を受けるため、家庭は、こどもの物質的ニーズを満たすための中心的な役割を果たす。先行研究では、家庭の経済状況だけでなく、家族の価値観、教育、時間的制約や、国や地域のサービスの質やアクセスのしやすさも、こどもの経済的・物質的アウトカムに影響を与えると示されている。 先行研究では、世帯収入は、家族(主に両親)の雇用状況によって決定されるため、失業は貧困の決定要因となると示されている。
家計の財源と収入の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 家計の可処分所得と所得の貧困 出産前後のケア/子育てにかかる費用 家計に対するストレス 							
家族の勤務形態	<ul style="list-style-type: none"> 世帯の就労状況 							
家族の生活と親権の取り決め	<ul style="list-style-type: none"> 両親の存在 親権の取り決めと義理の家族の存在 							
学校・ECECの環境	<table border="1"> <tr> <td>学校及び ECEC が提供する物質的支援や活動</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 学校(又は ECEC)が提供する食事と影響 学校(又は ECEC)が提供する旅行や課外活動 </td> </tr> </table>	学校及び ECEC が提供する物質的支援や活動	<ul style="list-style-type: none"> 学校(又は ECEC)が提供する食事と影響 学校(又は ECEC)が提供する旅行や課外活動 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭の他、学校、地方自治体、コミュニティ組織も、こどもへの基本的な生活必需品の提供・利用促進を通じて、基本的な範囲でのこどもの物質的ニーズを満たすうえで重要な役割を果たすことができる。 				
学校及び ECEC が提供する物質的支援や活動	<ul style="list-style-type: none"> 学校(又は ECEC)が提供する食事と影響 学校(又は ECEC)が提供する旅行や課外活動 							
地域社会と物理的環境	<table border="1"> <tr> <td>地域物資支援サービスと活動</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 手頃な価格の年齢や発達段階に応じた文化・学習サービス/施設(図書館、博物館、舞台芸術など) </td> </tr> <tr> <td>地域の遊び・レジャーサービス/施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 手頃な価格で、年齢や段階に応じた遊びやレジャーのサービス/施設(プレーパークなど、レクリエーションセンター) </td> </tr> <tr> <td>地域物資支援サービス/活動</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> フードバンク及びその他の慈善/非営利団体による現物支給 </td> </tr> </table>	地域物資支援サービスと活動	<ul style="list-style-type: none"> 手頃な価格の年齢や発達段階に応じた文化・学習サービス/施設(図書館、博物館、舞台芸術など) 	地域の遊び・レジャーサービス/施設	<ul style="list-style-type: none"> 手頃な価格で、年齢や段階に応じた遊びやレジャーのサービス/施設(プレーパークなど、レクリエーションセンター) 	地域物資支援サービス/活動	<ul style="list-style-type: none"> フードバンク及びその他の慈善/非営利団体による現物支給 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭・学校の他、地域団体においても、公共施設や習い事のサービスの提供を通じて、こどもの教材やレクリエーション活動へのアクセスを支援することができる。 非営利慈善団体・宗教団体等は、フードバンク等の取組を通じて、こどもの物質的ニーズを満たすうえの重要な役割を果たしている。
地域物資支援サービスと活動	<ul style="list-style-type: none"> 手頃な価格の年齢や発達段階に応じた文化・学習サービス/施設(図書館、博物館、舞台芸術など) 							
地域の遊び・レジャーサービス/施設	<ul style="list-style-type: none"> 手頃な価格で、年齢や段階に応じた遊びやレジャーのサービス/施設(プレーパークなど、レクリエーションセンター) 							
地域物資支援サービス/活動	<ul style="list-style-type: none"> フードバンク及びその他の慈善/非営利団体による現物支給 							
公共政策の観点(Panel C. Public policies)		こどもへの影響/重要性等の概要						
家族政策	<table border="1"> <tr> <td>家計支援政策</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 家族・こどもに対する家計支援(現金給付、税金控除) 親を対象とした税制優遇政策・就労奨励政策 </td> </tr> <tr> <td>雇用関連政策</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 法定休暇 保育所支援 </td> </tr> <tr> <td>養育費に関する規定</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 養育費に関する規定 </td> </tr> </table>	家計支援政策	<ul style="list-style-type: none"> 家族・こどもに対する家計支援(現金給付、税金控除) 親を対象とした税制優遇政策・就労奨励政策 	雇用関連政策	<ul style="list-style-type: none"> 法定休暇 保育所支援 	養育費に関する規定	<ul style="list-style-type: none"> 養育費に関する規定 	<ul style="list-style-type: none"> こどもの物質的アウトカムのための主要な公共政策としては、家族が主に雇用と労働収入を通じてこどもの物質的ニーズを満たすことを目標とした家族政策支援(北欧諸国等)、家族に対する現金給付や税金上の優遇措置による生活水準の支援を重点とした家族政策支援等が存在する。 高い住宅費は家庭の可処分所得を減少させるため、家庭のこどもの物質的ニーズを満たす能力に影響を与える可能性がある。こどもの物質的ニーズを満たす上で、住宅政策・公的住宅支援は、重要な役割を果たす。
家計支援政策	<ul style="list-style-type: none"> 家族・こどもに対する家計支援(現金給付、税金控除) 親を対象とした税制優遇政策・就労奨励政策 							
雇用関連政策	<ul style="list-style-type: none"> 法定休暇 保育所支援 							
養育費に関する規定	<ul style="list-style-type: none"> 養育費に関する規定 							
住宅政策	<table border="1"> <tr> <td>住宅支援</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 家族向けの住宅支援(住宅手当、社宅等) </td> </tr> </table>	住宅支援	<ul style="list-style-type: none"> 家族向けの住宅支援(住宅手当、社宅等) 					
住宅支援	<ul style="list-style-type: none"> 家族向けの住宅支援(住宅手当、社宅等) 							

(出所)OECD(2021:pp.72-98), "Table 3.1. Key aspects of children's economic and material well-being", 第3章 本文を基に作成。

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例

2.1 経済協力開発機構(OECD)

また、こどもの経済的・物質的ウェルビーイングに関する国際比較可能なデータは、図表 23 のとおりである。図表 23 の網掛けは、こどもの物質的なウェルビーイングの観点で重要とされているが、国際比較可能なデータがない項目である。また、ウェルビーイング指標の整備のデータソースは、EU-SILC 調査¹⁶が多いことから、欧州各国でデータの整備が進んでいることが分かる。

¹⁶ EU-SILC 調査とは、欧州の所得・生活状況調査(EU statistics on income and living conditions)

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例
2.1 経済協力開発機構(OECD)

図表 23 こどもの「経済的・物質的アウトカム」の国際比較可能なデータの状況

観点(Aspect)	測定方法の例 (Example measure)	対象年齢 (注1)	各国の 整備状況	主なデータソース	
こどもの経済的・物質的アウトカム	年齢に応じた食事と栄養	1-15歳のこどものうち少なくとも1人が1日1回以上野菜と果物を食べていない、又は少なくとも1日1回、肉、鶏肉、魚(又はそれに相当するベジタリアン料理)を使った食事をしていない家庭のこどもの割合	1-15歳	Medium (欧州のみ)	EU-SILC 調査*
	年齢相応の衣類と履物	1-15歳のこどものうち少なくとも1人が、新しい(中古ではない)服又は適切にフィットした靴(全天候型の靴を含む2足)を持っていない家庭のこどもの割合			
	年齢に応じた衛生用品、パーソナル用品	-	-	-	-
	基本的な住まいと居住の安定性	-	-	-	-
	住宅スペース	過密世帯のこどもの割合	17歳以下	Good	家計所得・生活環境調査 (Household income and living conditions surveys)
	基本的な住宅設備	風呂、シャワー、又は水洗トイレがない家庭のこどもの割合		Medium	
	基本的な住宅条件	屋根の雨漏り、壁、床、土台の湿気、窓枠や床の腐敗がある家庭のこどもの割合		Medium	
	年齢に応じた教育的な本、おもちゃ、ゲーム	1-15歳のこどものうち少なくとも1人が、年齢相応の本を家に持っていない家庭のこどもの割合	1-15歳	Medium (欧州のみ)	EU-SILC 調査*
		1-15歳のこどものうち少なくとも1人が屋内ゲーム機又は屋外レジャー用具を持っていない家庭のこどもの割合			
	家庭学習支援	自宅で勉強するための机と静かな場所があるこどもの割合	15歳	Good	OECD PISA データベース
休暇と定期的なレジャー活動	1-15歳のこどものうち少なくとも1人が、定期的なレジャー活動に参加していない、又は年に1週間以上家を離れて休暇を過ごしていない家庭のこどもの割合	1-15歳	Medium (欧州のみ)	EU-SILC 調査*	
デジタルツールへのアクセス(コンピューター、タブレット、ビデオゲーム、インターネットなど)	家庭でコンピューターやインターネットを使用できないこどもの割合	8,10,12歳	Medium	Children's Worlds 調査*(注2)	
	家庭でコンピューター(又はタブレット)やインターネットを使用できないこどもの割合	15歳	Good	OECD PISA データベース	
お小遣い	定期的にお小遣いをもらっているこどもの割合	8,10,12歳	Medium	Children's Worlds 調査*	
家族と家庭環境	家計の可処分所得と所得の貧困	こどもの平均可処分世帯所得	17歳以下	Good	OECD 所得分布 データベース(Income Distribution Database)
		こどもの相対的所得貧困率		Good	
	子育てにかかる費用	家族の可処分所得に対するこども関連の支出の割合		Medium	家計調査 (Households expenditures survey)
	家計のストレス	家計のやりくりが困難と回答した世帯に住むこどもの割合		Good	
	家計のストレスに対するこどもの認識	家計の心配を「よくする」又は「いつもする」と答えたこどもの割合	8,10,12歳	Medium	Children's Worlds 調査*
			15歳	Good	OECD PISA データベース
	世帯の就労状況	失業状態にある世帯のこどもの割合	17歳以下	Good	労働力調査 (Households labour force surveys)
両親の存在	世帯における両親の有無と配偶者の有無によるこどもの分布		Good	家計所得・生活環境調査	
		里親の家庭や児童養護施設で暮らすこどもの割合	8,10,12歳	Medium	Children's Worlds 調査*

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例
2.1 経済協力開発機構(OECD)

観点(Aspect)		測定方法の例 (Example measure)	対象年齢 (注1)	各国の 整備状況	主なデータソース
	親権の取り決めと義理の家族の存在	主たる家庭におけるこどもの生活形態の分布	11,13,15歳	Medium	学齢児童の健康行動調査*(Health Behaviour in School-age Children Survey)
		セカンドハウスにおける親の取り決めの種類別のこどもの分布(もしあれば)		Medium	
学校とECECが提供する物質的支援や活動	学校が提供する食事と栄養、その他の現物支給	-	-	-	-
	学校が提供する旅行やレジャー活動	創造的な課外活動を行っている学校のこどもの割合	15歳	Good	OECD PISA データベース
地域社会と物理的な環境	手頃な年齢・段階に応じた文化・学習サービス/施設(図書館、博物館、舞台芸術など)	-	-	-	-
	手頃な価格で、年齢や段階に応じた遊びやレジャーのサービス/施設(プレーパークなど、レクリエーションセンター)	-	-	-	-
	フードバンク及びその他の慈善/非営利団体による現物支給	-	-	-	-
家族政策	公的家計支援(例:家族・子ども現金給付、家族・子ども税額控除)	年齢別子どもへの公的支出	17歳以下	Good	OECD 家族データベース(Family Database)
		家族への現金給付に対する公的支出	-	Good	
		家族を対象とした減税への公的支出	-	Good	
	保護者に対する税制優遇政策と就労奨励策	幼児期の最低所得保障給付の充実度	3-5歳	Good	OECD 税制優遇データポータル(Tax Benefit Data Portal)
		保育所を利用する保護者の参加税率		Good	
	法定休暇	母親の有給の出産・育児休暇	-	Good	OECD 家族データベース
		父親の有給の出産・育児休暇	-	Good	
	公的保育支援	ECEC への公的支出	-	Good	OECD 税制優遇データポータル
センター預かり保育を利用する保護者の保育料純額		3-5歳	Good		
養育費に関する規定	-	-	-	-	
住宅政策	公的住宅支援	住宅手当の公的支出	-	Good	OECD アフオードブル住宅データベース(Affordable Housing Database)
		公営住宅支援への公的支出	-	Good	

*:日本のデータなし(2023年11月時点で、日本が調査参加国に含まれていないことを確認。)

-:国際比較可能なデータなし

(注1) OECD(2021)では、対象年齢は図表11の区分で記載されているが、データソースや測定方法から年齢が特定できるものは具体的な年齢を記載した。

(注2) Children's Worlds 調査に35カ国が参加。うち、OECD加盟国は、ベルギー、チリ、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、イスラエル、アイルランド、イタリア、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スイス、韓国、トルコ、英国、米国¹⁷。

(出所)OECD(2021:pp.110-113), "Annex Table 3.A.1. Overview of available and comparable cross-national data on children's economic and material well-being" を基に作成。

¹⁷ Rees, G., Savahl, S., Lee, B. J., & Casas, F. (eds.) (2020:pp.2-3), "Children's views on their lives and well-being in 35 countries: A report on the Children's Worlds project", 2016-19. Jerusalem, Israel: Children's Worlds Project (ISCWeB), (<https://iscweb.org/wp-content/uploads/2020/07/Childrens-Worlds-Comparative-Report-2020.pdf>, 2024年3月4日取得)

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例
2.1 経済協力開発機構(OECD)

(2) 「身体的健康アウトカム」に影響を与える指標・把握の重要性

OECD(2021)の第4章では、「身体的健康アウトカム」の把握の重要性と、アウトカムに与える影響について「こどもの活動と行動」、「こどもの環境」、「公共政策」別に、こどものウェルビーイング指標に関する先行研究を基に整理している¹⁸。詳細は、図表24のとおりである。

¹⁸ OECD(2021)第4章で紹介されている先行研究の参考文献の一覧は、OECD(2021,pp.143-165)の“References”を参照。

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例
2.1 経済協力開発機構(OECD)

図表 24 こどもの「身体的健康アウトカム」の主な観点

身体的健康アウトカムの主な観点 (Panel A. Key physical health outcomes)		子どもへの影響/重要性等の概要	
出生アウトカム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早産 ・ 低出生体重児 ・ 乳児死亡率 	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの身体的健康は、こどもの各成長段階においてウェルビーイングの主要な要素であり、こどもの身体的健康と、成人後のアウトカムの関係性を示す先行研究が多く存在する。 ・ 出生時のこどもの健康状態の評価方法の1つとして、低出生体重児の発生率が用いられている。 ・ こどもの頃の怪我や病気は、こどもの健康やウェルビーイングに深刻かつ長期的な影響を及ぼす可能性がある。 	
身体発達	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体計測、運動発達 ・ BMI 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生後直後より、身体発達の状況(身長や体重の変化等)は、発育障害や消耗症、低・過体重として成長や発達の課題を示すことがある。 	
身体的健康状態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病気 ・ 怪我 ・ 口腔衛生 ・ 障害(視力低下、難聴等) ・ 自己申告による健康状態 	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの健康状態の自己申告により、診断された病気・障害以外にも、広くこどもの健康状態を把握することが可能となる。 	
こどもの活動と行動の観点 (Panel B. Child activities and behaviours)		子どもへの影響/重要性等の概要	
健康行動とその他の健康活動	栄養と食行動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 微量栄養素及び主要栄養素の補給 ・ 母乳による育児 ・ 健康的な食事 ・ 菓子/砂糖入り清涼飲料水の消費 ・ 摂食障害 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体の発達において不可欠な栄養素を食事から摂取することは重要である。 ・ こどもの栄養不足は発達を妨げる可能性があるため、十分な栄養摂取、栄養不足の改善が重要である。 ・ 生後早期のワクチン接種は感染症から子どもを守るために極めて重要かつ低コストの方法である。 ・ 先行研究によると、幼児期の身体活動は、こどもの運動能力発達、身体的健康、認知発達等に良い影響を及ぼす可能性が示唆されている。 ・ 健康行動の多くは、こどもの成長に伴い、自身で選択することが可能となるが、こどもの行う行動・活動は、こどもの発達に大きな影響を与えることがある。
	保護的な健康行動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 睡眠行動 ・ 身体活動 ・ 口腔衛生のための行動 	
	危険な健康行動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物資使用(アルコール、たばこ、大麻等) ・ 避妊無し过早すぎる性交渉 	
こどもの環境の観点 (Panel C. Children's settings and environments)		子どもへの影響/重要性等の概要	
家庭環境	家族の心身の健康と出産前の親の健康行動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母親の身体的健康 ・ 両親(母親と父親)の精神的健康 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親は、こどもに健康的な食習慣や身体活動を促す役割を担っており、親の健康行動はこどもの行動の模範となる。一方で、こどもは家庭内での虐待・体罰・暴力により、身体的発達に悪影響を受ける可能性もある。 ・ 劣悪な住環境は、こどもの健康に重要な影響を及ぼす可能性がある。
	家計と家財の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住居と物質的な生活状態 	
	家庭内暴力とこどもの虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待とネグレクト 	
コミュニティと物理的・建築的環境	犯罪と暴力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣の犯罪率、暴力のリスク 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境はこどもの身体的健康と健康行動に影響を及ぼす要因の1つである。 ・ 細菌や汚染物質への曝露はこどもの健康・発達、ウェルビーイングに深刻な影響を及ぼす可能性がある。
	騒音、公害、大気の大気質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気汚染、水質・食品汚染、騒音公害 	
	地域の緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地へのアクセス(公園、庭園、運動場など) 	
	地域の遊び・レジャーサービス/施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手頃な価格で利用できる年齢や段階に応じた遊びやレジャーのサービス/施設(遊び、公園、スポーツ施設、習い事) 	
建築・環境全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通事故からの安全、年齢に応じた自立した移動手段 		
公共政策の観点 (Panel D. Public policies)		子どもへの影響/重要性等の概要	
家族政策	雇用関連政策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定休暇政策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共政策の観点には、予防や治療を目的とし

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例

2.1 経済協力開発機構(OECD)

住宅・建築環境政策	公的家族住宅支援	・ 公的住宅支援(住宅手当、社宅など)	た医療・健康政策だけでなく、住宅政策や環境政策、環境の質に関する政策など広範な政策が含まれる。
	住宅・建築環境規制政策	・ 住宅リフォームの支援 ・ 暖房補助 ・ こどもにやさしい都市政策 ・ 緑地政策と規制	
健康政策	心身の健康サービス	・ 出産前後の健康管理とモニタリング、予防接種 ・ 定期的な聴力、視力検査、身体と歯の健康診断 ・ 公衆衛生及び医療保険制度(小児科医へのアクセス、救急医療など)	
環境政策	環境品質規制・政策	・ 大気質規制・規則 ・ 食品・水質規制・規則 ・ 幅広い化学物質・汚染物質規制・規則	

(出所)OECD(2021:pp.114-143), “Table 4.1. Key aspects of children’s physical health throughout childhood”, 第4章を基に作成。

こどもの「身体的健康のアウトカム」の主な観点について利用可能なデータは、図表 25 のとおりである。「身体的健康アウトカム」においても、「物質的アウトカム」と同様に、ウェルビーイング指標の整備のデータソースは、EU-SILC 調査が多いことから、欧州各国で整備が進んでいることが分かる。

また、データソースの一つである、学齢児童の健康行動調査(HBSC)は、欧州・北米を中心に 51 の国と地域が参加している調査である¹⁹。

¹⁹ hbsc, “COUNTRIES”, (<https://hbsc.org/network/countries/>, 2024年3月18日取得)

図表 25 こどもの「身体的健康アウトカム」の国際比較可能なデータの状況

観点(Dimension)		各国の整備状況	対象年齢 ^(注)	主なデータソース
身体的健康アウトカム	出生アウトカム	Good	-	OECD 推計データ/WHO 推計データ
	身体発達			世界疾病負担調査(GBD)/非感染性疾患の危険因子に関する国際共同疫学研究グループ(NCD RisC)
	身体的健康状態			GBD
出生前の決定要因 (例:出生前の健康、親の出生前の健康行動)		Poor	-	各国行政記録情報
健康行動とその他の健康活動	栄養と食行動	Medium	11,13,15 歳	学齡児童の健康行動調査(HBSC)*
	危険行動と保護行動		1-15 歳	EU-SILC 調査*
環境と公共政策	汚染物質への曝露	Poor	生後 0-6,7-27,28-364 日, 1-4,5-9,10-14,15-19 歳	IHME(CRA)
			1-15 歳	EU-SILC 調査*
	家庭環境	Medium	1-15 歳	EU-SILC 調査*
	ヘルスケアサービス	Good	-	IHME(HAQ) / OECD データベース/ WHO 世界保健支出データベース (WHO Global Health Expenditure Database, GHED)

*:日本のデータなし(2023年11月時点で、日本が調査参加国に含まれていないことを確認。)

(注) OECD(2021)では、対象年齢は図表 11 の区分で記載されているが、データソースや測定方法から年齢が特定できるものは具体的な年齢を記載した。

(出所)OECD(2021:pp.133,170,177,179),“Table 4.3. Overview of available data sources”, “Annex Table 4.A.1. Data on physical health outcomes and key pre-natal determinants”, “Annex Table 4.A.2. Child health behaviours and other health activities”, “Annex Table 4.A.3. Data on environments and public policies”を基に作成。

(3)「社会的、情緒的、文化的アウトカム」に影響を与える指標・把握の重要性

OECD(2021)の第5章では、「社会的、情緒的、文化的アウトカム」の把握の重要性と、アウトカムに与える影響について「こどもの活動と行動」、「こどもの環境」、「公共政策」別に、こどものウェルビーイング指標に関する先行研究を基に整理している²⁰。詳細は、図表 26 のとおりである。

²⁰ OECD(2021)第5章で紹介されている先行研究の参考文献の一覧は、OECD(2021,pp.218-239)の“References”を参照。

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例
2.1 経済協力開発機構(OECD)

図表 26 こどもの「社会的、情緒的、文化的アウトカム」の主な観点

こどもの社会的、情緒的、文化的アウトカムの観点 (Panel A. Child social, emotional and cultural outcomes)		こどもへの影響/重要性等の概要						
安全、情緒的安心、基本的情緒欲求	<ul style="list-style-type: none"> 安全、安心、危害から守られていると感じること 絆と愛情 愛され、支えられ、大切にされていると感じること 	<ul style="list-style-type: none"> こども時代を通じて他者とはくくむ関係は、こどもの社会的、情緒的、文化的なウェルビーイングの中心的な要素となる。 養育者への愛着、情緒的安全、愛され支えられていると感じることは、こどもの基本的な情緒的ニーズである。 話を聞いてもらう、尊敬される、公平に扱われる、社会的に認められることは、こどもの基本的な社会的ニーズである。 						
アイデンティティ、社会的・文化的アイデンティティ、基本的社会的ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> 年齢や段階に応じたアイデンティティと自己意識の発達 向社会的行動、つながりや帰属意識、尊重されていると感じること、公平に扱われていると感じること(家庭、学校、地域社会において) 民族的・文化的アイデンティティ、ジェンダー的アイデンティティ、性的アイデンティティを含む、強く肯定的な社会的アイデンティティの育成。 	<ul style="list-style-type: none"> こどものアイデンティティの感覚と自己理解は、こどもの発達・行動、ウェルビーイングにおいて中心的な役割を果たす。 自己意識と自尊心は、こどもと大人両方のウェルビーイングに重要な要因であり、自己意識が一貫しないことは自尊心の低下につながる。自尊心の低下は、不安感やうつ病、学校の中退、犯罪など、人生の様々な側面に影響を与える可能性があることが先行研究から示されている。 						
社会的・感情的スキル	<ul style="list-style-type: none"> 年齢や段階に応じたスキルの発達:感情調節、良心性/課題遂行能力、開放性、外向性、協調性、重要な複合能力(自己効力感など) 	<ul style="list-style-type: none"> 自己調整能力、良心性、開放性はこども時代に身に着ける社会的、情緒的スキルであり、自己調整能力はこどもの学習・人間関係に関連したスキルの発達に重要となる。 						
精神的健康状態と障害	<ul style="list-style-type: none"> 内面化障害(うつ病、不安障害など)、外面化障害(素行障害、反抗性障害など)、摂食障害、自傷行為、薬物乱用、自殺行動。 	<ul style="list-style-type: none"> 精神的健康状態は、人生において経験する感情、情動等への対処に影響を与える可能性がある。 						
生活満足度と家庭生活、学校生活、地域生活への満足度	<ul style="list-style-type: none"> 一般的及び領域別の生活満足度、生きがい、感情状態(例:幸せ、喜び、悲しみ、怒り) 	<ul style="list-style-type: none"> 精神的健康状態を測定する方法として、主観的な人生評価(幸せか、自分自身・人生に対しどのように感じるか)、特定の時点における感情についての質問が挙げられる。先行研究によると、生活満足度は、こどもと大人・国民総所得の間にほとんど相関関係が見られないことから、こどもと大人を分けて測定するべきとの論拠となっている。 						
こどもの活動、行動、人間関係の観点 (Panel B. Child activities, behaviours and relationships, and other child-level determinants)		こどもへの影響/重要性等の概要						
個人の決定要因	<ul style="list-style-type: none"> 健全な脳の発達、こどもの健康状態、障害及び神経発達障害(ASD、ADHD、コミュニケーション障害、学習障害、運動障害を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> 慢性的な健康問題や障害をもつこどもは、社会的・情緒的ウェルビーイングを享受する上で様々な課題に直面する可能性がある。 						
家族の活動と人間関係	<table border="1"> <tr> <td>両親や家族との活動</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 直接的な親の相互作用(例:言葉による相互作用、読み聞かせ、遊び) 親との直接交流 親の期待とサポート(しつけ、日課の設定、学校での話合い、友情) </td> </tr> <tr> <td>親子・家族関係</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 両親や家族との関係の強さと質 </td> </tr> </table>	両親や家族との活動	<ul style="list-style-type: none"> 直接的な親の相互作用(例:言葉による相互作用、読み聞かせ、遊び) 親との直接交流 親の期待とサポート(しつけ、日課の設定、学校での話合い、友情) 	親子・家族関係	<ul style="list-style-type: none"> 両親や家族との関係の強さと質 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭は、育児を通じた親との関わりを通じて、こどもと親の間で愛着が促進される。また、親からの温かい育児や、こどもが親から期待されていると感じる行動規則・制限は、こどもは基本的な情緒的ニーズが満たされていることへの認識につながる。 		
両親や家族との活動	<ul style="list-style-type: none"> 直接的な親の相互作用(例:言葉による相互作用、読み聞かせ、遊び) 親との直接交流 親の期待とサポート(しつけ、日課の設定、学校での話合い、友情) 							
親子・家族関係	<ul style="list-style-type: none"> 両親や家族との関係の強さと質 							
社会活動、余暇活動、市民活動、人間関係	<table border="1"> <tr> <td>社会活動及び余暇活動</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 年齢や段階に応じた社会的活動(例:友人と遊びに行く、家の外で友人と会うなど)、定期的なレジャーへの参加 無給及び有給の労働 </td> </tr> <tr> <td>友人関係、仲間関係、社会のサポート</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 友人関係やこども同士の関係の強さと質、信頼できる大人へのアクセス </td> </tr> <tr> <td>市民活動、ボランティア活動</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市民活動、ボランティア活動、文化活動への参加(クラブ、団体など) </td> </tr> </table>	社会活動及び余暇活動	<ul style="list-style-type: none"> 年齢や段階に応じた社会的活動(例:友人と遊びに行く、家の外で友人と会うなど)、定期的なレジャーへの参加 無給及び有給の労働 	友人関係、仲間関係、社会のサポート	<ul style="list-style-type: none"> 友人関係やこども同士の関係の強さと質、信頼できる大人へのアクセス 	市民活動、ボランティア活動	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動、ボランティア活動、文化活動への参加(クラブ、団体など) 	<ul style="list-style-type: none"> 対人関係は、こどもが成長するために必要な情緒的安定を築くために重要な要因である。生後すぐは家庭内での両親・養育者との交流が重要であり、成長に伴い家族以外の人との交流も重要となる。 学校での、教師や友人との交流は、こどもの自信獲得や、社会とのつながりを感じるための重要な要因となる。
社会活動及び余暇活動	<ul style="list-style-type: none"> 年齢や段階に応じた社会的活動(例:友人と遊びに行く、家の外で友人と会うなど)、定期的なレジャーへの参加 無給及び有給の労働 							
友人関係、仲間関係、社会のサポート	<ul style="list-style-type: none"> 友人関係やこども同士の関係の強さと質、信頼できる大人へのアクセス 							
市民活動、ボランティア活動	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動、ボランティア活動、文化活動への参加(クラブ、団体など) 							

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例
2.1 経済協力開発機構(OECD)

デジタル活動と行動	<ul style="list-style-type: none"> デジタルツール(スマートフォン、パソコン、タブレット端末、ビデオゲームなど)に早くから触れすぎる。 デジタルツールの使用(スマートフォン、コンピューター、タブレット、ビデオゲームなど) インターネットとソーシャルメディアの利用 	<ul style="list-style-type: none"> デジタルツールの発達により、こどもの学習、余暇の過ごし方、仲間との交流の在り方に変化が生じている。懸念事項の1つとして、先行研究では、こどもの発達上重要となる身体活動等が、デジタルツールの使用に置き換わる可能性があることが指摘されている。 	
こどもの環境の観点 (Panel C. Children's settings and environments)		こどもへの影響/重要性等の概要	
家族と家庭環境	家計と仕事の手配	<ul style="list-style-type: none"> 家計可処分所得 家計のストレス 家計のストレスに対するこどもの認識 	<ul style="list-style-type: none"> 経済的困難、家族内の対立、社会的排除等のストレス因子は、親の精神的ウェルビーイング、育児行動、両親とこどもの関係性を通じて、こどもの社会的情緒の発達に影響を及ぼす可能性があることと先行研究で指摘されている。
	家族生活と親権の取り決め	<ul style="list-style-type: none"> 家族の安定、親権の取り決め 	
	家族の心身の健康	<ul style="list-style-type: none"> 両親の感情調節(例:対処方略、メンタルヘルス) 絆を深めるための障壁(例:親の産後うつ) 	
	家族関係	<ul style="list-style-type: none"> 両親の葛藤、関係性 	
	家庭内暴力と虐待	<ul style="list-style-type: none"> こどもの安全(例:虐待やネグレクトのリスクがないこと)、家庭内暴力への暴露 	
学校・ECECの環境	学校とECECの風土	<ul style="list-style-type: none"> 構造的な質(例:職員とこどもの比率、職員の資質)とプロセスの質(例:感情風土)を含む保育所の風土、指導の質) 学校風土(例:学校の安全、規律風土、学級規模、学級の協力と競争) 	<ul style="list-style-type: none"> 学校、地域社会、近隣の環境は、こどもの社会的・情緒的ウェルビーイングを育むための重要な資源となる。 学校やECEC等は、家庭以外の大人や、他のこどもと交流する機会となり、社会的・情緒的スキルの発達等を促す 一方で、家庭内での対立や暴力、学校でのいじめにより、こどもの社会的・情緒的ウェルビーイングが損なわれる可能性がある。
地域社会と物理的環境	犯罪と暴力	<ul style="list-style-type: none"> 近隣の犯罪率、暴力の危険性 	<ul style="list-style-type: none"> 近隣地域の質はこどもの各成長段階で、こどもの社会的、情緒的ウェルビーイングにとって重要な要因となる。こどもが、遊び場や、緑地などが整備され、施設等が充実した安全な地域で育つことは、こどものウェルビーイングのアウトカムにプラスの影響を与えることが先行研究から示唆されている。 近隣地域の治安は、近隣地域の質に対して重要な要因であり、犯罪率が高く、非行や暴力がみられる環境は、こどもの非行問題のリスクが高まることが示唆されている。
	地域の緑地	<ul style="list-style-type: none"> 緑地へのアクセス(公園、庭園、運動場など) 	
	地域の文化・学習サービス/施設	<ul style="list-style-type: none"> 手頃な価格で利用できる年齢や段階に応じた文化的・学習的サービスや施設(例:図書館、博物館、舞台芸術) 	
	地域の遊びとレジャー・サービス/施設	<ul style="list-style-type: none"> 手頃な価格で利用できる年齢や段階に応じた遊びやレジャーのサービス/施設(遊び、公園、スポーツ施設、習い事) 	
	地域の社会支援サービスと活動	<ul style="list-style-type: none"> 地域の子育て支援(習い事、カウンセリング、情報提供など) 	
公共政策の観点(Panel D. Public policies)		こどもへの影響/重要性等の概要	
家族政策	家計支援政策	<ul style="list-style-type: none"> 公的財政支援(現金給付、税額控除など) 	<ul style="list-style-type: none"> 公共政策の観点には、家族支援政策、ケアサービス・学校に関連する政策、地域の環境に関連する政策が含まれる。 家族政策の1つである育児休暇政策は、親がこどもの絆を深め、こどもの世話をする時間を過ごす機会を提供する。 健康政策の1つである妊娠中や幼児期の支援の介入は、母親のメンタルヘルスを支援し、産後うつリスクを減らすことで、生まれてくるこどもの絆を深められる可能性を高める等、こども発達を支援する効果的な方法である。 教育政策の1つであるECECの質の向上は、幼児の社会性と情動の発達促進にも影響を与えることが先行研究で示唆されている。

(出所)OECD(2021:pp.182-218), "Table 5.1. Key aspects of children's social and emotional well-being throughout childhood", 第5章 本文を基に作成。

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例

2.1 経済協力開発機構(OECD)

また、こどもの「社会的、情緒的、文化的アウトカム」の主な観点についての利用可能なデータは、図表 27 のとおりである。

図表 27 こどもの「社会的、情緒的、文化的アウトカム」の国際比較可能なデータの状況

観点(Dimension)		対象年齢 ^(注)	各国の整備状況	主なデータソース
人間関係、アイデンティティ、社会的態度、活動、つながり、支援	家族、学校、社会とのつながり、人間関係、サポート	8,10,12 歳	Moderate & good	Children's Worlds 調査*
		11,13,15 歳		学齢児童の健康行動調査(HBSC)*
		15 歳		PISA
	向社会的態度	15 歳	Good	PISA 2018
	社会・市民活動	15 歳	Good & moderate	PISA
		1-15 歳		EU-SILC 調査*
		15-24 歳		世界価値観調査(World Values Surveys)
	アイデンティティと帰属意識	8,10,12 歳	Moderate & good	Children's Worlds 調査*
		9-11 歳, 13-14 歳		国際数学・理科教育動向調査(TIMSS)
		9-10 歳		国際読書力調査(PIRLS)*
15 歳		PISA		
社会的・感情的スキル	感情のコントロール/ 反省的思考	15 歳	Good	PISA
	学業への良心			
メンタルヘルスと生活満足度	生活満足度と感情	8,10,12 歳	Moderate & good	Children's Worlds 調査*
		11,13,15 歳		HBSC*
		15 歳		PISA
	神経発達障害	10-14,15-19 歳	Good	世界疾病負担調査(GBD)
	内面化障害とその他の心理状態			
	薬物使用	15-16 歳	Moderate	HBSC,アルコール及びその他の薬物に関する欧州学校調査プロジェクト*(ESPAD)
	自殺率	15-19 歳	Good	WHO 死亡率データベース(WHO mortality database)
行動障害	8,10,12 歳	Moderate	Children's Worlds 調査*	
	11,13,15 歳		HBSC*	
デジタル活動と行動	インターネットとソーシャルネットワークの利用	15 歳	Good	PISA
		11,13,15 歳		HBSC*

*:日本のデータなし(2023年11月時点で、日本が調査参加国に含まれていないことを確認。)

(注) OECD(2021)では、対象年齢は図表 11 の区分で記載されているが、データソースや測定方法から年齢が特定できるものは具体的な年齢を記載した。

(出所)OECD(2021:pp.209,245,248-250),

“Table 5.2. Overview of available data sources”,

“Annex Table 5.B.1. International data on adolescents' social and emotional well-being”,

“Annex Table 5.B.2. International data on middle-aged children's social and emotional well-being”

を基に作成。

(4) 「認知発達・教育アウトカム」に影響を与える指標・把握の重要性

OECD(2021)の第6章では、「認知発達・教育アウトカム」の把握の重要性、アウトカムに与える影響について「こどもの活動と行動」、「こどもの環境」、「公共政策」別に、こどものウェルビーイング指標に関する先行研究を基に整理している²¹。詳細は、図表28のとおりである。

²¹ OECD(2021)第6章で紹介されている先行研究の参考文献の一覧は、OECD(2021,pp.276-289)の“References”を参照。

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例
 2.1 経済協力開発機構(OECD)

図表 28 こどもの「認知発達・教育アウトカム」の主な観点

認知発達と教育のアウトカムの主な観点 (Panel A: Key cognitive development and education outcomes)			こどもへの影響/重要性等の概要
認知技能・能力及び関連する学習技能		<ul style="list-style-type: none"> 言語、初歩的な読み書き、計算能力 領域固有のスキルや能力(読解力、数学、科学リテラシーなど)、横断的な認知スキルや能力(問題解決、創造的思考、批判的思考など) 自己統制 メタ認知・自己調整学習能力(学習戦略など) 	<ul style="list-style-type: none"> 認知発達は、識字能力、言語能力、計算能力等の様々な分野における知識、技能、能力の発達を指し、教育達成度や他のアウトカムにも影響を与える。 認知発達スキル形成の格差は年齢が上がるにつれて拡大する傾向があるため、就学前の早い段階から認知発達をモニタリングすることが重要である。
教育進捗と達成度		<ul style="list-style-type: none"> 進級と留年 学歴 教育、雇用、訓練を受けていない(ニート)の若者 	<ul style="list-style-type: none"> 教育達成度は、義務教育卒業率と中退率を測定することが重要である。中等教育の中途退学者が、収入、健康状態、生活満足度が、修了者と比較して大幅に悪化することを示す先行研究も存在する。
学習に対する満足感と自信		<ul style="list-style-type: none"> 学習に対する満足感、自分の能力に対する主観的自信 	<ul style="list-style-type: none"> 非認知技能・能力として、自己制御・自己調整能力、学習に対する自信、学習内容に対する満足度が挙げられる。
こどもの活動、行動、人間関係の観点 (Panel B: Children's activities, behaviours and relationships)			こどもへの影響/重要性等の概要
家族の活動と人間関係	両親や家族との活動	<ul style="list-style-type: none"> 学習への親の直接的な関与(例:言葉による交流、読み聞かせ、遊び) 親の学習への直接的関与(例:早期学習読み書きと計算) 親の学習支援(宿題の手伝いなど)、親の期待や支援(しつけ、日課の設定、学校についての話し合い) 家庭外での文化・学習活動(図書館、動物園への訪問など) 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭環境は、発達に重要な要因の1つであり、特に言語能力の発達において、会話や読み聞かせなどこどもが親と共有する時間や活動は重要な役割を果たしていることが先行研究により示されている。
学習活動、行動、態度、人間関係	学校とECECの活動、態度、行動	<ul style="list-style-type: none"> ECECへの参加、ECECへの好感度 不登校・登校拒否、学校への関与、学校への好感度、帰属意識 	<ul style="list-style-type: none"> こどもの教育意欲や願望、教育に対する態度、教室での行動・関与は、学業成績や達成度に重要な要因となり、その他のアウトカムにも影響を与える。 教師とこども、こどもとクラスメートが良好な関係性をはぐむことは、こどもの学校への関与や授業への参加、学業成績に良い影響を与える可能性があることが先行研究により示されている。
	学習動機と意欲	<ul style="list-style-type: none"> モチベーション(自己効力感、習得志向の有無、成長マインドセット)、教育への意欲、キャリアへの意欲 	
	担任やクラスメートとの関係	<ul style="list-style-type: none"> こどもと教師(又はこどもとスタッフ)の関係、こどもとクラスメートの関係(例:いじめ) 	
	家庭や学校外での学習活動と行動	<ul style="list-style-type: none"> 宿題、余暇の読書 	
こどもの環境の観点 (Panel C: Children's settings and environments)			こどもへの影響/重要性等の概要
家族と家庭環境	家庭の物的環境	<ul style="list-style-type: none"> 年齢に合った教育的な本、おもちゃ、ゲーム 学習サポート(パソコン、机、自室) 	<ul style="list-style-type: none"> ECEC や学校は、こどもの学びの中心となるため、こどもの認知発達、学業達成に大きな影響を及ぼす。 質の高い ECEC サービスへの参加は、社会的・経済的に恵まれないこども等、多様な背景をもつこどものアウトカムを向上させることにも役立つ。
学校とECECの環境	学校とECECの風土	<ul style="list-style-type: none"> 構造的な質(例:職員とこどもの比率、職員の資質)とプロセスの質(例:感情風土)を含む ECEC の風土、指導の質 学校風土(例:学校の安全、規律風土、学級規模、学級の協力と競争) 	
	学校と教師、保護者の関係	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の学校/保育所サービスへの関与(教師との進捗状況の話し合い、サービスへの参加、スクールガバナンス) 	

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例
2.1 経済協力開発機構(OECD)

公共政策の観点(Panel D. Public policies)			こどもへの影響/重要性等の概要
家族政策	家計支援政策	・ 公的財政支援(現金給付、税額控除等)	<ul style="list-style-type: none"> 公共政策の観点には、こどもの認知発達・教育に影響を及ぼす可能性がある政策が該当する。ECEC や学校等に関連した教育政策だけでなく、家族政策も含まれる。
	雇用関連政策	・ 法定休暇規定、フレックス勤務規定	
	家族・子育て支援サービスの政策	・ 子育て支援サービス	
教育政策	ECEC の規制と政策	<ul style="list-style-type: none"> 公的保育支援、利用しやすく手頃な価格の保育所を促進する政策 教育課程と内容、教育方法、規則(例:職員とこどもの比率、職員の資格などの要件) 	
	教育規制と政策	<ul style="list-style-type: none"> 教育課程と内容、教育方法、規則(クラスの人数、職員の資格要件など)、教員やクラスへの支援、労働条件(指導内容や労働時間など)、教育の追跡 教育資金と統治機構 	

(出所)OECD(2021:pp.251-276), “Table 6.1. Key aspects of children’s cognitive development and educational well-being throughout childhood”, 第6章 本文を基に作成。

また、こどもの「認知発達・教育アウトカム」の主な観点についての利用可能なデータは、図表 29 のとおりである。

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例
2.1 経済協力開発機構(OECD)

図表 29 こどもの「認知発達・教育アウトカム」の国際比較可能なデータの状況

観点(Dimension)		各国の整備状況	対象年齢 ^(注)	主なデータソース
認知発達と教育の進捗・達成	初期の認知発達	Poor	5 歳	OECD 国際早期学習・児童ウェルビーイング調査 (OECD International Early Learning and Child Well-Being Study, IELS)*
			4-6 歳	早期学習の質と成果の測定 (Measuring Early Learning and Outcomes, MELQO)*
	認知発達	Good	15 歳	OECD 生徒の学習到達度調査(PISA)
			9-11 歳, 13-14 歳	国際数学・理科教育動向調査(TIMSS)
			9-10 歳	国際読書力調査(PIRLS)*
	教育進捗と達成度	Good	15 歳	PISA
Good		—	OECD 教育データベース	
教育態度、行動	教育への意欲	Good	15 歳	PISA
	学習態度と行動、家庭学習行動	Good	15 歳 9-10 歳	PISA PIRLS*
家庭環境		Good	15 歳	PISA
			9-10 歳	PIRLS*
保護者の交流と学習への関与		Good	15 歳	PISA
			9-11 歳, 13-14 歳	TIMSS
学校環境と人間関係		Good	15 歳	PISA
			9-11 歳, 13-14 歳	TIMSS
			9-10 歳	PIRLS*

*:日本のデータなし(2023年11月時点で、日本が調査参加国に含まれていないことを確認。)

(注) OECD(2021)では、対象年齢は図表 11 の区分で記載されているがデータソースや測定方法から年齢が特定できるものは具体的な年齢を記載した。

(出所)OECD(2021:pp.266,290-291,292),

“Table 6.2. Overview of available data sources”,

“Annex Table 6.A.1. Data on cognitive development and educational achievements”,

“Annex Table 6.A.3. Data on the student’s environment”を基に作成。

2.1.4 「OECD こどものウェルビーイングデータポータル」に掲載されている指標群

「OECD こどものウェルビーイングデータポータル」には、OECD(2021)の「こどものウェルビーイング測定の概念的フレームワーク」をもとに、OECD WISE センターが、国際比較可能なデータを用いて作成した指標群「OECD こどものウェルビーイングデータセット」²²が掲載されている(図表 30)。

本指標群のデータソースは、図表 31 のとおりである。日本のデータが掲載されていない19指標のうち17指標が、日本が参加していない調査をデータソースとしている。データソースのうち日本が参加していない調査の例としては、Children's Worlds 調査、国際読書力調査(PIRLS)、学齢児童の健康行動調査(HBSC)、欧州を対象とした EU-SILC 調査が挙げられる。

²²「OECD こどものウェルビーイングデータポータル」に掲載されている指標群である「OECD こどものウェルビーイングデータセット」は、OECD(2021)の「こどものウェルビーイング測定の概念的フレームワーク」に沿って構成されているが、フレームワークで提示された全ての項目は含まれていない。すなわち、OECD(2021)で提示されたこどものウェルビーイングのアウトカムに関する4分野(物質的アウトカム/身体的健康アウトカム/認知発達・教育アウトカム・社会的、情緒的、文化的アウトカム)20の主要指標と、こどもの活動・行動・人間関係/環境に関する18の指標、こどもの政策に関連する18の指標で構成されている。計56指標中、日本のデータは37指標が掲載されている。

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例
2.1 経済協力開発機構(OECD)

図表 30 「OECD こどものウェルビーイングデータセット」における日本の掲載状況

	指標(Indicator)	(注 1)	掲載国/ 地域数	OECD 平均値	日本
こどものウェルビーイングのアウトカム指標	食糧不足を経験しているこどもの割合	*	28	5.8%	
	深刻な住居困窮を経験している世帯のこどもの割合	*	29	5.3%	
	こども特有の物質的困窮を経験しているこどもの割合	*	28	20.2%	
	自宅にインターネット回線がないと答えたこどもの割合		45	4.6%	4.7%
	乳児死亡率(出生 1,000 人当たり)		43	4.2 人	1.9 人
	過体重又は肥満のこどもの割合	*	31	20.5%	
	WHO が推奨する運動を毎日していると答えたこどもの割合	*	35	17.4%	
	自分の健康状態を「まあまあ」又は「悪い」と答えたこどもの割合	*	35	13.7%	
	健康上の問題により活動が制限されているこどもの割合	*	21	5.4%	
	読解力がトップクラスである 10 歳前後のこどもの割合	*	30	12.0%	
	算数や理科の成績がトップクラスである 10 歳前後のこどもの割合		32	14.2%	36.5%
	読解力、数学、理科のいずれかがトップクラスである 15 歳のこどもの割合		44	15.3%	23.3%
	高等教育修了見込みのこどもの割合		42	69.4%	74.1%
	教育、雇用、訓練のいずれも受けていない(ニート)こども・若者の割合		40	13.7%	9.8%
	家族から十分な支援があると感じていると答えたこどもの割合	*	34	72.5%	
	自己効力感があるこどもの割合		44	84.0%	58.6%
	成長マインドを持つこどもの割合		44	62.4%	66.9%
	複数の主観的健康不満があると答えたこどもの割合	*	35	36.1%	
	自分の人生には意味や目的があると考えるこどもの割合		41	68.5%	55.7%
	自分の人生全体に満足度が高いと答えたこどもの割合		38	33.8%	19.8%
こどもの活動・行動・人間関係環境に関する指標	相対的所得貧困状態にあるこどもの割合		43	12.8%	14.0%
	こどものいる世帯の経済的脆弱性率		25	63.7%	34.4%
	幼い頃、親と早期学習活動に参加することが多かったこどもの割合		27	43.0%	19.8%
	親と話すことが難しいと感じると答えたこどもの割合	*	35	32.5%	
	親が自信を持つよう励ましてくれると答えたこどもの割合		41	47.4%	32.7%
	幼児教育・保育に通っているこどもの割合		42	35.9%	32.6%
	人手不足の学校に通うこどもの割合		45	21.6%	55.6%
	教室での相対的な規律風土が悪いと答えたこどもの割合		45	26.9%	7.9%
	学校でいじめを経験したと答えたこどもの割合		42	22.7%	17.3%
	学校に自分の居場所があると感じているこどもの割合		44	71.0%	80.3%
	友達が十分にいると感じているこどもの割合	*	22	83.9%	
	友達に支えられていると感じているこどもの割合	*	35	61.9%	
	ボランティア活動に参加していると答えたこどもの割合	*	18	48.0%	
	自分の住んでいる地域に遊ぶ場所が十分あると感じているこどもの割合	*	22	74.9%	
	地元で犯罪や暴力が起きていると答えた世帯のこどもの割合	*	28	9.0%	
	問題のあるソーシャルメディアを使用していると答えたこどもの割合	*	33	6.8%	
	ネットいじめの被害経験があると答えたこどもの割合	*	35	12.1%	
	インターネットは素晴らしい情報源であると確信しているこどもの割合		36	31.9%	23.8%
公共政策に関する指標	家族政策への公的支出(こども 1 人当たり(0-14 歳)) 注2		36	\$6,514	\$6,020
	税制及び移転政策がこどもの相対的所得貧困に与える影響の割合		46	7.2%	0.2%
	家族に対する最低所得保障(GMI)給付の妥当性(可処分所得中央値に占める割合)		38	38.1%	64.0%
	母親が取得できる有給休暇の週数		38	50.7 週	58.0 週
	父親が取得できる有給休暇の週数		38	9.4 週	52.0 週
	住宅及びコミュニティ設備に対する政府支出額(1 人当たり) 注2		34	\$247	\$265
	レクリエーション、文化、宗教に対する政府支出額(1 人当たり) 注2		34	\$554	\$179
	住宅支援に関する政府支出額		31	\$122.5	\$0.4
健康に対する政府/強制保険支出額(1 人当たり)		41	\$2,985	\$3,988	

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例
2.1 経済協力開発機構(OECD)

指標(Indicator)	(注1)	掲載国/ 地域数	OECD 平均値	日本
ジフテリア、破傷風、百日咳の予防接種を受けたこどもの割合		43	94.8%	99.0%
はしかの予防接種を受けたこどもの割合		43	94.8%	97.0%
幼児教育と保育に対する公的支出額(こども1人当たり(0-5歳)) ^{注2}		36	\$4,718	\$6,007
センター型保育を利用する保護者の一般的な保育費用(純額)(平均所得に占める割合)		38	12.8%	10.0%
就学前教育サービスにおけるこどもと職員の比率		39	14.6	13.6
教育への公的支出額(全日制学生1人当たり) ^{注2}		43	\$8,891	\$9,426
補助的教育サービスへの公的支出額(全日制学生1人当たり) ^{注2}	*	32	\$402	
中等教育における生徒と職員の比率		39	12.8	12.2
環境保護への政府支出額(1人当たり) ^{注2}		33	\$332	\$475

(注1)*:OECD データベースに日本のデータの掲載なし(2023年11月時点)。

(注2)金額の「\$(米ドル)」は、2015年購買力平価。

(出所)“OECD Child Well-being Dashboard”²³を基に作成。OECD 平均値、日本の値は、各指標の最新年(Latest available)の値を記載。

図表 31 「OECD こどものウェルビーイングデータセット」で使用されているデータの状況(日本)

データソース	日本 有無	指標
Children's Worlds 調査 (Children's Worlds: International Survey of Children's Well- being, ISCWeB) *	×	友達が十分にいると答えたこどもの割合
		自分の住んでいる地域に遊ぶ場所が十分あると感じているこどもの割合
EU-SILC 調査*	×	食糧不足を経験しているこどもの割合
		深刻な住居困窮を経験している世帯のこどもの割合
		こども特有の物質的困窮を経験しているこどもの割合
		健康上の問題により活動が制限されているこどもの割合
		地元で犯罪や暴力が起きている世帯のこどもの割合
学齢児童の健康行動調査 (HBSC) *	×	過体重又は肥満のこどもの割合
		WHO が推奨する運動を毎日していると答えたこどもの割合
		自分の健康状態を「まあまあ」又は「悪い」と評価するこどもの割合
		家族から十分な支援があると感じているこどもの割合
		複数の主観的健康不満を訴えるこどもの割合
		親と話すことが難しいと感じるこどもの割合
		友達に支えられていると感じているこどもの割合
		問題のあるソーシャルメディアを使用しているこどもの割合
ネットいじめの被害経験があるこどもの割合		
OECD 教育データベース(OECD Education Database)	○	教育、雇用、訓練を受けていない(ニート)こども・若者の割合
		就学前教育サービスにおけるこどもと職員の比率
		教育への公的支出額(全日制学生1人当たり)
		中等教育における生徒と職員の比率
	×	補助的教育サービスへの公的支出額(全日制学生1人当たり)
OECD 家族データベース	○	幼児教育・保育に通っているこどもの割合
		母親が取得できる有給休暇の週数
		父親が取得できる有給休暇の週数
OECD 健康統計(OECD Health Statistics)	○	乳児死亡率(出生1,000人当たり)
		健康に対する政府/強制保険支出額(1人当たり)
		ジフテリア、破傷風、百日咳の予防接種を受けたこどもの割合
		はしかの予防接種を受けたこどもの割合
OECD 所得分布データベース (IDD)	○	相対的所得貧困状態にあるこどもの割合
		税制及び移転政策がこどもの相対的所得貧困に与える影響の割合

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例

2.1 経済協力開発機構(OECD)

OECD 国民経済計算データベース (OECD National Accounts Database)	○	住宅及びコミュニティ設備に対する政府支出額(1人当たり)
		レクリエーション、文化、宗教に対する政府支出額(1人当たり)
		住宅支援に関する政府支出額
		環境保護への政府支出額(1人当たり)
OECD 社会支出データベース(OECD Social Expenditure Database, SOCX)	○	家族政策への公的支出(こども1人当たり(0-14歳))
		幼児教育と保育に対する公的支出額(こども1人当たり(0-5歳))
OECD 税制優遇データポータル	○	家族に対する最低所得保障(GMI)給付の妥当性 (可処分所得中央値に占める割合)
		センター型保育を利用する保護者の一般的な保育費用(純額) (平均所得に占める割合)
OECD 富の分配データベース(OECD Wealth Distribution Database, WDD)	○	こどものいる世帯における経済的脆弱性の割合
国際読書力調査(PIRLS)*	×	読解力がトップクラスである10歳前後のこどもの割合
OECD PISA データベース	○	自宅にインターネット回線がないとこどもの割合
		読解力、数学、理科のいずれかがトップクラスである15歳のこどもの割合
		高等教育修了見込みのこどもの割合
		自己効力感があるこどもの割合
		成長マインドを持つこどもの割合
		自分の人生には意味や目的があるこどもの割合
		自分の人生全体に満足度が高いと感じているこどもの割合
		親が自信を持つよう励ましてくれると感じているこどもの割合
		人手不足の学校に通うこどもの割合
		教室での相対的な規律風土が悪いと感じているこどもの割合
		学校でいじめを経験したとこどもの割合
		学校に自分の居場所があると感じているこどもの割合
		インターネットは素晴らしい情報源であると確信しているこどもの割合
	×注	ボランティア活動に参加しているこどもの割合
国際数学・理科教育動向調査(TIMSS)	○	算数や理科の成績がトップクラスである10歳前後のこどもの割合
		幼い頃、親と早期学習活動に参加することが多かったこどもの割合

* 2023年11月時点で、日本が調査参加国に含まれていないことを確認。

(注)日本は調査には参加しているが、OECD こどものウェルビーイングデータセットには該当項目についてデータが掲載されていない。
(出所)“OECD Child Well-being Dashboard ”²³を基に作成。

2.1.5 OECD 加盟国のこどものウェルビーイングに関する総合計画・指標の整備状況

OECD 事務局により、2022年にOECD加盟国を対象に実施されたOECDアンケート²⁴の結果は、“OECD Papers on Well-being and Inequalities”(ウェルビーイングと不平等に関するOECDペーパー)²⁵シリーズのワーキングペーパーでありOECD WISE センターにより作成されたOECD(2023)²⁶に取りまとめられている。OECD アンケート結果によると、OECD加盟国のこどものウェルビーイングに関する総合計画及びこどものウェルビーイング指標の整備状況は、図表32のとおりである。

²³ OECD, “OECD Child Well-being Dashboard”, 2022年7月, (<https://www.oecd.org/els/family/child-well-being/data/dashboard/>, 2024年3月4日取得)

²⁴ 各国のアンケート回答結果は、OECD(2023:p.66), “Annex A. 2022 OECD Child Well-being Policy Questionnaire”に掲載のリンク先よりダウンロード可能。

²⁵ “OECD Papers on Well-being and Inequalities”シリーズのワーキングペーパーは、OECD WISE センターによって運営され、OECD 事務総長の責任のもとに発行されている。

²⁶ OECD(2023), “Integrated policy making for child well-being: Common approaches and challenges ahead”, OECD Papers on Well-being and Inequalities, No. 16, OECD Publishing, Paris, 2023年7月1日, (<https://doi.org/10.1787/1a5202af-en>, 2024年2月5日取得)

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例
2.1 経済協力開発機構(OECD)

OECD 加盟国の大半の国で、こどものウェルビーイングに関する総合計画がある。2022 年時点において日本は「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、一元化するとともに、さらに必要なこども施策を盛り込んだ「こども大綱」の策定作業中であったため、「後継となる総合計画の作成作業中」と回答している。

また、こどものウェルビーイングのための統合計画のモニタリングとこどものウェルビーイング指標を関連づけて運用していると回答した国・地域は少なく、オーストラリア、チリ、ヘルシンキ(フィンランド)、アイルランド、ニュージーランド、バレンシア(スペイン)、スコットランド(英国)、米国のみである。このうち、国レベルでウェルビーイング指標群を整備している事例は、図表 33 のとおりである。

日本は、「こどものウェルビーイング指標群」といったデータセットを整備してはいないが、こどものウェルビーイングに関する総合計画を内包した「こども大綱」を公表し、その中で、「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標を示している。

図表 32 OECD 加盟国のこどものウェルビーイングに関する総合計画及び指標の状況

国	地域	こどものウェルビーイングに関する総合計画がある国	総合計画の進捗報告の頻度	こどものウェルビーイング指標の整備状況
オーストラリア		○	○	○
オーストリア		○	○(5年)	×
	ウィーン	○	○(1年)	×
ベルギー		×	-	×
	ワロン地方	○	○(1年)	×
カナダ		×	-	×
	ブリティッシュコロンビア	○	○(1年)	○
スイス		×	-	×
チリ		○	○(1年)	○
コロンビア		○	○(1年)	○
コスタリカ		△	-	×
チェコ		○	○	×
ドイツ		×	-	×
デンマーク				
スペイン		△	○*	○
	バレンシア	○	○(1年)	○
エストニア		○	○(1年)	○
フィンランド		○		○
	ヘルシンキ	○	○(1年)	○
フランス		○	○(1年)	×
英国		×		
	イングランド	×		○
	北アイルランド	○	○(3年)	○
	スコットランド	○	○	○
	ウェールズ	○	○(1年)	○
ギリシャ		○	○(1年)	×
ハンガリー		×		×
アイルランド		△	○(1年)*	○
アイスランド		○	○(1年)	○
イスラエル				
イタリア		○	×	×
日本		△	○(1年)*	×
韓国		○	○(1年)	○
リトアニア		○	○(2年)	○
ルクセンブルク		○	○(2年)	×
ラトビア		○	○(2年)	×
メキシコ		×		×

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例

2.1 経済協力開発機構(OECD)

国	地域	こどものウェルビーイングに関する総合計画がある国	総合計画の進捗報告の頻度	こどものウェルビーイング指標の整備状況
オランダ				
ノルウェー		×		×
ニュージーランド		○	○(1年)	○
ポーランド				
ポルトガル		○	○(1年)	×
スロバキア		×		×
スロベニア		○	○(1年)	○
スウェーデン		○	○	○
トルコ		×		○
米国		○	×	○
	バージニア	×	-	○

(注)○:あり、×:なし、△:更新作業中、空白:回答なし。*現在の総合計画の進捗状況報告の状況

(出所)OECD(2023:p.12,17,43), “Figure 1. Most OECD countries have an integrated policy plan for child well-being”, “Table 1. Reporting arrangements for the integrated plan for child well-being”, “Figure 4. Around half of OECD countries have a child well-being indicator set”を基に作成。

図表 33 こどものウェルビーイングのための統合計画の監視に関連するデータに関する取組事例

国名	こどものウェルビーイングのデータに関する取組	実施主体	関連する政策	Dimensions covered	指標の数 ^(注)
オーストラリア	こども保護指標群(Child Protection Australia indicator set) 格差是正ダッシュボード(Closing the Gap dashboard)	オーストラリア健康・福祉研究所 (Australian Institute of Health & Welfare)	安全及び支援:オーストラリアのこどもを守るための国のフレームワーク2021-2031 (Safe and Supported: The National Framework for Protecting Australia's Children 2021-2031)	こども保護制度のデータ(Safe and Supported: The National Framework for Protecting Australia's Children 2021-2031)	-
チリ	権利とともに成長する (Growing with Rights)	社会開発省 (Ministry of Social Development)	こども・若者に関する国家政策2015-2025 (National Policy on Children and Adolescents 2015-2025)	こどもの権利の4つの軸(生存、成長、保護、参加) (4 axes of child rights)	46
アイルランド	より良いアウトカム・明るい未来指標群 (Better Outcomes Bright Future Indicator Set)	こども・平等・障害・統合・青少年省 (Department of Children, Equality, Disability, Integration & Youth Affairs)	より良い成果、より明るい未来:こども・若者のための国家政策のフレームワーク(2014年-2020年) (Better Outcomes Brighter Futures: the national policy framework for children and young people (2014-2020))	5つのアウトカム	100以上
ニュージーランド	こども・若者のウェルビーイング指標 (Child and Youth Wellbeing Indicators)	首相・内閣府 (Department of the Prime Minister and Cabinet)	こども・若者のウェルビーイング戦略(Child & Youth Wellbeing Strategy)	6つのアウトカム	36
米国	若者の積極的な育成を推進するための共通アウトカムフレームワーク (Common Outcomes Framework to Advance Positive Youth Development)	若者プログラムに関する省庁間作業部会(IWGP)	若者のための道筋:連邦政府との協力のための戦略的計画 (Pathways for Youth: Strategic Plan for Federal Collaboration)	7つのアウトカム	-

(注)“-”:回答データなし。

(出所) OECD (2023:p.45), “Table 7. Selected data activities linked to monitoring integrated plans for child well-being”を基に作成。

2.1.6 OECD(2021)において指摘された今後の課題

OECD(2021:pp.19-25)では、「こどものウェルビーイング指標の概念的フレームワークの枠組み」に基づき、国際的なデータの現状と利用可能性を評価・検討し、以下の(1)～(3)の課題について指摘している。

(1) こどものウェルビーイングに関する国際比較可能なデータ不足

こどものウェルビーイングに関する国際比較可能なデータが不足している分野として、以下の4点が挙げられている。

1) こどもの物質的ウェルビーイング

こどもの物質的ウェルビーイングについて、EU-SILCによりEU諸国のデータは利用することができるが、その他のOECD加盟国においては他国と比較の可能なデータがない。また、こどものウェルビーイング指標に用いた「OECD 生徒の学習到達度調査」(以下、「PISA」という。)等の国際比較可能なデータは、他の目的で作られた調査で把握しているため、こどものウェルビーイングに関連するデータは少ない。

2) 低年齢のこどものウェルビーイング指標

低年齢のこどものウェルビーイング指標について、幼児期のこどもは調査の対象外であるケースが多いため、データが不足している。また、仮に調査の対象である場合でも、主観的な事項の調査はほとんどない。

3) 困難な状況等におかれたこどものデータの不足

国際比較可能なデータにおいて、困難な状況等におかれたこども(障害のあるこども、養護施設にいたるこども、ホームレス家庭のこども、虐待をうけているこども等)を特定し、調査の対象に含めることが課題である。

多くの調査は個人世帯が対象のため、ホームレス家庭のこども、養護施設のこどもなど、個人世帯以外で暮らすこどもが、調査対象に含まれていない。

加えて人口全体に占める割合が小さい場合、サンプルサイズの観点から、調査対象となるこどもの数が限られる。

4) こどもの意見や考え方に関するデータの不足・調査方法の課題

こどもの意見や考え方は、こどものウェルビーイングの多くの側面に多くの影響を与え、社会的・情緒的ウェルビーイングの多くの側面に関するデータはこども自身の自己報告から得る必要があるが、国際比較可能な自己報告のデータには、把握可能なデータにギャップがあることを指摘している。OECD(2021)が指摘する、こどもの意見や考え方に関する不足データや課題は以下のとおりである。こどもの年齢層別に、データを見たとき、国際比較可能なデータでは把握できていない年齢層が存在する。8-12歳のこどもについては「Children's Worlds 調査」で、自己報告データを得ることが可能だが、青年期のこどもを対象とした、国際比較可能な調査はなくデータが不足している。

乳幼児・幼児からの自己報告データの収集は難しく、信頼性や妥当性にも懸念もある。一方で、視覚的手法、ピネットやストーリーに基づく手法を用いている例もある²⁷。

(2) こどものウェルビーイングの相互関連性の把握時の課題

こどものウェルビーイングに関する国際比較可能なデータは多岐にわたるため、調査毎に目的・対象・範囲が異なる。指標ごとにデータソースが異なることが多いため、分野間の関係性、影響の把握は困難であることを指摘している(例:こどもの身体的健康が、他のウェルビーイングの側面に与える影響 等)。解決策として、調査範囲の拡大、行政記録情報や調査等のデータセット間のリンクの改善をあげている。

特に、こどもの「社会的・情緒的・文化的アウトカム」の観点についてのデータソースは、複数の調査の寄せ集めである。このため、こども時代全般にわたる社会性・情緒の発達に関する共通理解に基づいておらず、データの一貫性に課題がある。

(3) 優先順位の高い項目

こどものウェルビーイングに関する分野のうち、特に、幼児期におけるこどものアウトカムのデータ、困難な状況等におかれたこどものデータ優先的に収集すべきである。

これらの課題の改善のためには、政府、国際機関、国際統計・政策コミュニティの協調した行動、国際的な比較可能なデータ収集のための支援、各国における調査やデータセットの整備の推進、知識の共有、データ収集の実践方法などの知識の共有交換等が必要である。

²⁷ OECD(2021:p.21,p.46)では、こどもに対する自己報告データの収集例に関するレポート等が参考文献として参照されている。例えば、参考文献の一つである、Rees, G., S. Andresen and J. Bradshaw (2016)は、Children's Worlds 調査報告書であり、本調査中で、8歳のこどもに「どの程度幸せと感じているか」聞く際、選択肢に既存の尺度を用いるのではなく、選択肢として5種類の表情の絵文字を用いていることが記載されている。

Rees, G., S. Andresen and J. Bradshaw (2016), "Children's Views on Their Lives and Well-Being in 16 Countries: A Report on the Children's Worlds Survey of Children Aged Eight Years Old", 2013-15, Children's Worlds Project (ISCWeB), York, UK, (<https://isciweb.org/wp-content/uploads/2019/12/8yearsoldreport.pdf>:p.8, 2024年3月1日取得)

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例
2.2 国際児童基金(UNICEF)

2.2 国際児童基金(UNICEF)

2.2.1 本調査の対象

国際児童基金(UNICEF)は、すべてのこどもの命と権利を守るため、約 190 の国と地域で活動している国際組織である。先進国を中心に 33 の国と地域にユニセフ協会(国内委員会)が設置されており、日本には日本ユニセフ協会が設置されている。

本組織が定めている「児童の権利に関する条約(こどもの権利条約)」は、こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約である。本条約第 1 条ではこどもを 18 歳未満と定義し(図表 34)、世界のすべてのこどもに、自らが権利を持つ主体であることを約束している。条約は 1989 年の第 44 回国連総会において採択、1990 年に発効となり、日本は 1994 年に批准した。

図表 34 国際児童基金(UNICEF)におけるこどもの定義

「こどもの権利条約」第 1 条 この条約の適用上、児童とは、18 歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

(出所)UNICEF ホームページ, 「こどもの権利条約」全文(政府訳),
(https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig_all.html, 2023 年 11 月 14 日取得)

UNICEF では、ユニセフ・イノチェンティ研究所(UNICEF Office of Research – Innocenti)がこどものウェルビーイングについて研究を行っている。本研究所は、世界のこどもの権利を推進する UNICEF のアドボカシー(政策提言)活動を支え、また現在及び将来における UNICEF の活動分野を特定し研究するため、1988 年、イタリアのフィレンツェに設立された。本研究所では、こどもの権利に関する様々な問題について国際社会の理解を深めること、世界各国においてこどもの権利条約が完全に履行されるよう促進することを目的としている²⁸。

本研究所では、2000 年から約 1 年半に 1 冊のペースで、レポートカードという報告書を発表している。レポートカードは「通信簿」という意味であり、こどものウェルビーイングに関する指標について、各国の状況をランク付けしたり一覧化したりすることで、先進国におけるこどもの状況を比較・分析をしている。

テーマは報告書によって異なり、SDGs、格差、地球環境など様々なテーマを取り上げている。現在はレポートカード 18 が最新であり、過去の表題は以下のとおりである(図表 35)。本報告では、これらのレポートカードのうち、こどものウェルビーイングを総括的に評価しているレポートカード 16「子どもたちに影響する世界:先進国のこどもの幸福度を形作るものは何か」(2020 年 9 月発行)を取り上げる。

²⁸ UNICEF ホームページ, 「ユニセフ・イノチェンティ研究所」, (https://www.unicef.or.jp/library/library_labo.html, 2024 年 2 月 26 日取得)

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例
2.2 国際児童基金(UNICEF)

図表 35 レポートカード一覧

No.	発行時期	英語タイトル	日本語タイトル
1	2000年6月	A League Table of Child Poverty in Rich Nations	先進国における子どもの貧困に関する一覧表*
2	2001年4月	A League Table of Child Deaths by Injury in Rich Nations	先進国における障害による子どもの死亡に関する一覧表*
3	2001年7月	A League Table of Teenage Births in Rich Nations	先進国における10代の出産に関する一覧表*
4	2002年11月	A League Table of Educational Disadvantage in Rich Nations	先進国における教育の不利な状況に関する一覧表
5	2003年9月	Child Abuse Leads to 3,500 Deaths Each Year in Developed Countries, New Research Finds	先進工業国で毎年3,500人の子どもが虐待によって死亡
6	2005年3月	Child Poverty in Rich Countries 2005	先進国における子どもの貧困 2005
7	2007年2月	An Overview of Child Well-being in Rich Countries	先進国における子どもの幸せ
8	2008年12月	The Childcare Transition	子どものケアの推移
9	2010年12月	The Children Left Behind	取り残された子どもたち
10	2012年5月	Measuring child poverty	先進国の子どもの貧困
11	2013年4月	Child well-being in rich countries	先進国における子どもの幸福度
-	2013年12月	Child well-being in rich Countries: Comparing Japan	先進国における子どもの幸福度 ー日本との比較 特別編集版
12	2014年10月	Children of the Recession: The impact of the economic crisis on child well-being in rich countries	不況の中の子どもたち:先進諸国における経済危機が子どもの幸福度に及ぼす影響
13	2016年4月	Fairness for Children. A league table of inequality in child well-being in rich countries	子どもたちのための公平性:先進諸国における子どもたちの幸福度の格差に関する順位表
14	2017年6月	Building the Future: Children and the Sustainable Development Goals in Rich Countries	未来を築く:先進国の子どもたちと持続可能な開発目標(SDGs)
15	2018年10月	An Unfair Start: Inequality in Children's Education in Rich Countries	不公平なスタート:先進国における子どもたちの教育格差
16	2020年9月	Worlds of Influence: Understanding What Shapes Child Well-being in Rich Countries	子どもたちに影響する世界:先進国の子どもの幸福度を形作るものは何か
17	2022年5月	Places and Spaces: Environments and children's well-being	場所と空間:環境と子どもの幸福度
18	2023年12月	Child Poverty in the Midst of Wealth	豊かさの中の子どもの貧困

(注)*:日本語版は発行されていないため、仮訳を作成。
(出所)UNICEF ホームページを基に作成²⁹。

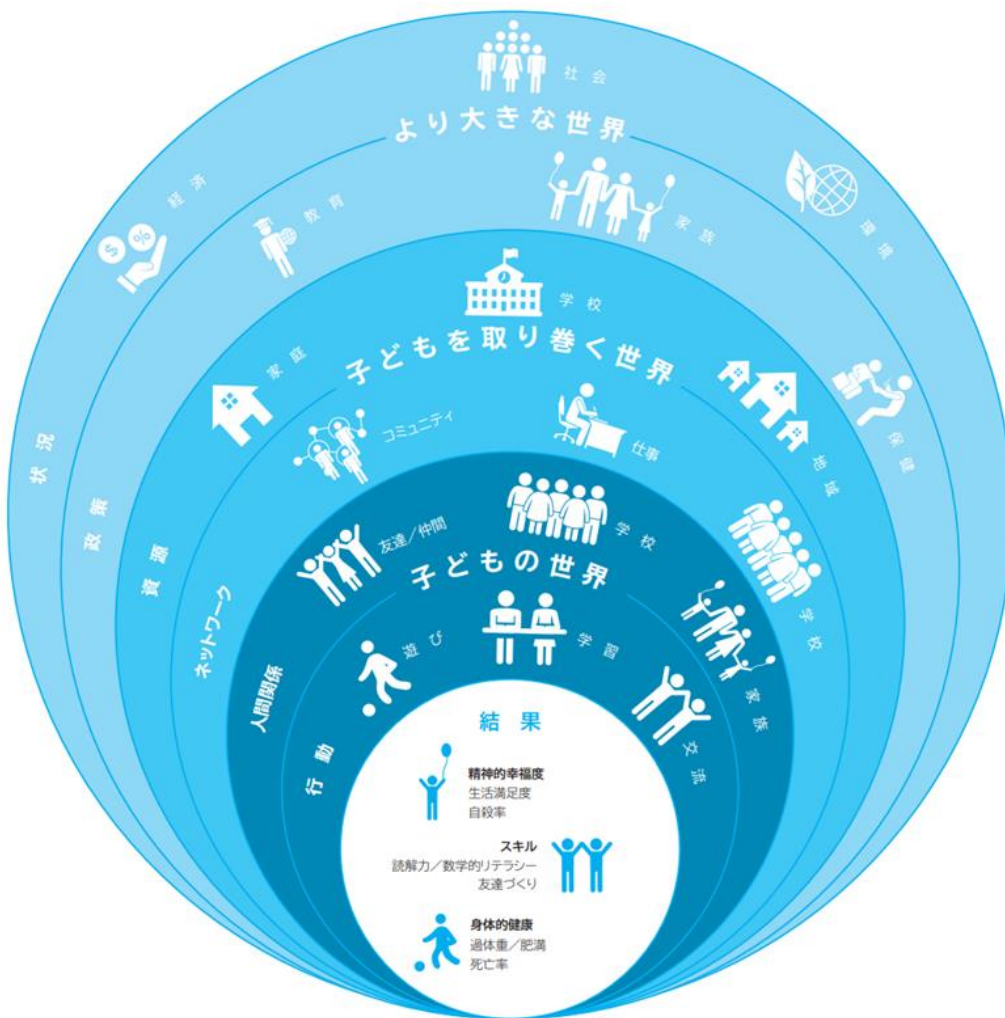
2.2.2 UNICEF のこどものウェルビーイング測定の概要

(1) 概念的フレームワーク

レポートカード 16 は、「子どもたちに影響する世界:先進国の子どもの幸福度を形作るものは何か」(“Worlds of Influence: Understanding What Shapes Child Well-being in Rich Countries”)というタイトルで公表されている。本レポートでは、先進国のこどもの精神的・身体的な健康と、学力・社会的スキルについて、ウェルビーイングの観点からランキング形式で報告している。

本レポートでは、こどものウェルビーイングを、多層的・多面的なモデルを使って分析を行っている。具体的には、全般的な国の状況、こどものための政策、家庭や地域の資源、保護者の職場・学校・地域とのネットワーク、こども自身の人間関係、こども自身の行動が、こどものウェルビーイングの結果に影響している。また、精神的ウェルビーイング(生活満足度、自殺率)、身体的健康(こどもの死亡率、肥満率)、スキル(学力、社会的スキル)の 3 つの側面をウェルビーイングの結果指標として分析している(図表 36)。

図表 36 レポートカード 16 こどものウェルビーイング測定の概念的フレームワーク



(出所)UNICEF(2021:p.8)の図 2 より引用。

OECD のフレームワークとは、以下の点で類似している。

- 中心に「こどもの結果」(こどものウェルビーイングのアウトカム)がある。
- こどものウェルビーイングのアウトカムには、身体的健康、精神的幸福度(ウェルビーイング)、スキル(教育、学習)などがある。
- こどものウェルビーイングのアウトカムに影響を与える要因を多層的に表現している。
- こどものウェルビーイングのアウトカムに影響を与える要因として、家族、友人、学校、家庭、教育政策、環境などが含まれている。

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例
2.2 国際児童基金(UNICEF)

(2) こどものウェルビーイング指標

本レポートでウェルビーイングの概念を評価するために使用されている分野の概要、指標一覧は以下のとおりである(図表 37、図表 38)。

図表 37 レポートカード 16 で使用されている分野の概要

分野	概要	
こどもの幸福度 (結果)	精神的幸福度	前向きな気持ちとよい精神的健康状態は生活の質を決定付ける重要な要素である。精神的幸福は、単に精神的不調がないことのみではなく、より広い意味のポジティブな精神状態(生活満足度、充足感など)も意味する。
	身体的健康	過体重・肥満率及びこどもの死亡率といった課題は、こどもの現在と将来に影響する。
	スキル	新たなスキルの習得は、こども時代の価値ある経験となり得るだけでなく、おとなへと成長する土台となる。スキルは、学力(読解力と数学的リテラシーの習熟度)だけでなく、社会的スキル(すぐに友達ができると思うか)にも着目する。
行動	遊び	遊びなどのこどもの行動は、こどもの日常生活と結びついている。ただし、こうした行動は必ずしもこども自身が選択したものではなく、保護者などの周囲の人間が何を優先しているかを反映した結果である点は留意が必要である。
	デジタル	インターネットは、適度な利用時間が高い精神的幸福度に繋がっている。
人間関係	家族	こどもにとってよい人間関係は重要であり、家族のサポートが大きいこどもは、精神的幸福度も高くなっている。
	仲間	友人との関係は、こどもが成長するにつれて重要度が増していく。また、いじめの経験は、こどもの主観的ウェルビーイング、学校成績にも関連がある。
	学校	学校はほとんどのこどもにとって生活の大部分を占める場所であり、学校への帰属意識などの側面が生活満足度にも影響する。
ネットワーク	保護者とコミュニティ	社会的支援ネットワークが不足している家族は、困難な状況への対処が難しく、こどものウェルビーイングにマイナスの影響を及ぼす。
	保護者と職場	保護者の長時間労働は、保護者がこどもと関わる時間やエネルギーを奪い、家族の責務を果たせない要因となる。
	保護者と学校	保護者とこどもの学校の関係は、こどもを取り巻くネットワークの重要な一要素である。
資源	家庭の資源	こどもが家庭で利用できる物的資源は、認知の発達、身体的健康、主観的ウェルビーイングなど、さまざまな面でこどものウェルビーイングに影響を及ぼす。家庭の物的資源には、こども個人の資源(コンピューターを所有しているか、自分専用の部屋があるか等)だけでなく、家族全体の資源(自家用車があるか、休暇を楽しむ経済的余裕があるか等)も含まれる。
	近隣の資源	こどもにとっての環境は、近隣の地域、特に自分たちが時間を過ごし遊ぶ場所から始まるため、遊ぶ場所のある地域に住むこどもは、そうでないこどもよりも幸せな傾向がある。
政策	社会	育児中の保護者を支援する家族政策や貧困家庭の支援など、社会政策はこどものウェルビーイングを支えることができる。
	教育	質の高い公的な保育サービスは、学校教育が始まる前の社会経済的に不利な状態を低減する。また、就学も就労もしていない若者は、おとなとしての生活の始めからより困難なスタートを切る可能性が高いため、教育は重要な要因である。
	健康	予防接種率からは、予防接種に関する情報が一般の人々に十分に伝わっているか、間違った情報によってこどもがリスクにさらされていないかということが分かる。また、低出生体重児出生率は、乳児の生存・成長率を予測する最も重要な要素である。
状況	経済	失業は、おとなのウェルビーイングに影響を及ぼす最も重要な継続的要因のひとつであり、結果的に家族関係やこどものウェルビーイングにも影響を及ぼす。また所得の格差については、格差の少ない社会では平均寿命が長く、暴力や精神疾患、こどものいじめや10代の妊娠といった社会的な問題が少ない傾向にある。
	社会	社会的支援(困ったときに頼れる人がいるかどうか)は、コミュニティのポジティブな側面を測定する指標、暴力は社会基盤のほころびを測定する指標であり、こどもを含む多くの人々が影響を受ける。
	環境	自然環境は人間の生活を支える根本的なシステムであり、人間の健康や余暇の追求、社会関係にも影響を与える。大気質、水質などの状況は、こどもの現在と将来のウェルビーイングを低下させるものとなる。

(出所)UNICEF(2021:pp.10-49)を基に作成。

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例
2.2 国際児童基金(UNICEF)

図表 38 レポートカード 16 で使用されている指標

分野(Dimension)	構成要素 (Components)	指標(Indicators)	(注)	
こどもの幸福度 (結果)	精神的幸福度	生活満足度	生活満足度の高い 15 歳のこどもの割合(2018 年)	
		若者の自殺	15-19 歳の若者の自殺率(10 万人あたりの自殺者数、2013 年-2015 年の 3 年間の平均)	
	身体的健康	こどもの死亡率	5-14 歳のこどもの死亡率(1,000 人あたりの死亡数、2018 年)	
		過体重	過体重又は肥満である 5-19 歳の子どもと若者の割合(2016 年)	
	スキル	学力	PISA テストの読解力・数学分野で基礎的習熟度に達している 15 歳の生徒の割合(2018 年)	
社会的スキル		「すぐに友達ができる」と答えた 15 歳の生徒の割合(2018 年)		
行動	遊び	外遊び	10 歳のこどもの外遊び頻度(週あたりの日数)	*
	デジタル	インターネット利用	こどもの平均インターネット利用時間	*
人間関係	家族	家族のサポート	15 歳のこどもが答えた家族から受けているサポートのレベル	*
		家庭での参加	「家庭での意思決定に参加している」と答えた 10 歳のこどもの割合	*
	仲間	いじめ	15 歳のこどものいじめを受けている頻度	
	学校	学校への帰属	15 歳のこどもの学校への帰属意識	
学校での参加		「学校での意思決定に参加している」と答えた 10 歳のこどもの割合	*	
ネットワーク	保護者とコミュニティ	子育て支援ネットワーク	子育てに関し保護者が誰からサポートを受けられるか	*
	保護者と職場	仕事と家庭のバランス	仕事と家庭の両立に苦労している労働者の割合	*
		労働時間	本業での週平均労働時間	*
保護者と学校	学校との関係	保護者による学校との関係についての評価	*	
資源	家庭の資源	自宅にある教育資源	「家に学校の勉強に役立つ本がある」と答えた 15 歳のこどもの割合	
	近隣の資源	地域の遊び場	「地域に十分な遊び場がある」と答えた 10 歳のこどもの割合	*
政策	社会	育児休業	母親・父親に認められる育児休業の週数(給与と同等の給付換算、2018 年)	
		こどもの貧困	こどもの貧困率:世帯所得が中央値の 60%に満たない世帯に暮らすこどもの割合(2015 年)	
	教育	就学前教育・保育	就学年齢の 1 年前に体系的な学習に参加しているこどもの割合(2013 年)	
		ニート	就学・就労・職業訓練のいずれも行っていない 15-19 歳の若者の割合(ニート率、2018 年)	*
	健康	予防接種	はしかワクチンの 2 回目の接種を受けたこどもの割合(2018 年)	
		低出生体重	出生時の体重が 2,500 グラム未満の乳児の割合(2017 年)	
状況	経済	所得	購買力平価(PPP)に基づく 1 人あたり国民総所得(GNI)(2018 年)	
		就業	失業率(2019 年)	
	社会	社会的サポート	困ったときに頼れる人がいる人の割合(2016 年-2018 年の 3 年間の平均)	
		暴力	人口 10 万人あたりの意図的殺人による死亡数(2017 年)	
	環境	大気汚染	大気汚染:微小粒子状物質(PM2.5)の年間平均濃度(μ/m^3)(2017 年)	
水質		安全に管理された水を利用している人の割合(2017 年)		

(注)*:日本のデータなし

(出所)UNICEF(2021:p.9)「表 1 報告書で使用した指標」を基に作成。

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例

2.2 国際児童基金(UNICEF)

レポートカード 16 で使用されている指標において、日本のデータが掲載されていない 11 指標のうち 9 指標が、日本が参加していない調査をデータソースとしている(図表 39)。データソースのうち日本が参加していない調査の例としては、OECD と同様に、Children's Worlds 調査、欧州を対象とした EU-SILC 調査等が挙げられる。

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例
2.2 国際児童基金(UNICEF)

図表 39 レポートカード 16 で使用されているデータの状況(日本)

データソース(Source)	日本有無	使用している指標(Indicators)
Children's Worlds*, 2017-19	×	10歳のこどもの外遊び頻度(週あたりの日数)
		「家庭での意思決定に参加している」と答えた10歳のこどもの割合
		「学校での意思決定に参加している」と答えた10歳のこどもの割合
		「地域に十分な遊び場がある」と答えた10歳のこどもの割合
EU Kids Online*, 2018-19	×	こどもの平均インターネット利用時間
European Quality of Life Survey*, 2016	×	子育てに関し保護者が誰からサポートを受けられるか
		仕事と家庭の両立に苦労している労働者の割合
		保護者による学校との関係についての評価
HBSC*, 2017/18	×	15歳のこどもが答えた家族から受けているサポートのレベル
OECD based on Labour Market Statistics ^注 , 2017	×	本業での週平均労働時間
OECD Family Database and Eurostat ^注 , 2018	×	就学・就労・職業訓練のいずれも行っていない15-19歳の若者の割合(ニート率, 2018年)
Eurostat, HILDA, LIS and national statistical agencies, 2018	○	こどもの貧困率:世帯所得が中央値の60%に満たない世帯に暮らすこどもの割合(2015年)
Gallup World Poll, 2016-18	○	困ったときに頼れる人がいる人の割合(2016年-2018年の3年間の平均)
Global Burden of Disease Study, 2017	○	大気汚染:微小粒子状物質(PM2.5)の年間平均濃度(μ/m^3)(2017年)
OECD Family Database, 2018	○	母親・父親に認められる育児休業の週数(給与と同等の給付換算, 2018年)
OECD Health Database and WHO, 2017	○	出生時の体重が2,500グラム未満の乳児の割合(2017年)
PISA, 2018	○	生活満足度の高い15歳のこどもの割合(2018年)
		PISAテストの読解力・数学分野で基礎的習熟度に達している15歳の生徒の割合(2018年)
		「すぐに友達ができる」と答えた15歳の生徒の割合(2018年)
		15歳のこどものいじめを受けている頻度
		15歳のこどもの学校への帰属意識
「家に学校の勉強に役立つ本がある」と答えた15歳のこどもの割合		
State of the World's Children, 2016	○	過体重又は肥満である5-19歳のこどもと若者の割合(2016年)
UN IGME project, 2018	○	5-14歳のこどもの死亡率(1,000人あたりの死亡数, 2018年)
UNESCO, 2017, Report Card 15 and UNSTATS	○	就学年齢の1年前に体系的な学習に参加しているこどもの割合(2013年)
WHO Mortality Database, 2015	○	15-19歳の若者の自殺率(10万人あたりの自殺者数, 2013年-2015年の3年間の平均)
WHO/UNICEF Joint Monitoring Programme, 2017	○	安全に管理された水を利用している人の割合(2017年)
WHO/UNICEF, 2018	○	はしかワクチンの2回目の接種を受けたこどもの割合(2018年)
World Bank, 2017-19	○	人口10万人あたりの意図的殺人による死亡数(2017年)
	○	購買力平価(PPP)に基づく1人あたり国民総所得(GNI)(2018年)
	○	失業率(2019年)

* 2023年11月時点で、日本が調査参加国に含まれていないことを確認。

(注)データベースには日本のデータが掲載されている項目もあるが、該当指標に関する日本のデータは掲載されていない。

(出所)UNICEF(2021:p.9)「表1 報告書で使用した指標」を基に作成。

2.2.3 UNICEF(2020)において指摘された今後の課題

(1) 指標面での課題

レポートカード 16 では、本レポートで使用されるデータについて、以下のように記載している。

1) データ選定基準

レポートカード 16 では、冒頭で、データの選定基準を以下のように記載している(図表 40)。比較可能性は、客観指標でも主観指標でも課題である。例えば、「家にある本の数」は家庭の教育資源を評価する客観的な指標としてよく用いられるが、国によってその重要性に違いがある場合がある。また、主観指標でも、例えば「生活満足度の自己評価」に関しては、国ごとの平均的な生活満足度の違いのほとんどを各国の社会経済状況によって説明することができるものの、文化的な違いも影響する場合があるという課題がある。

図表 40 レポートカード 16 におけるデータ選定基準

質の高い政府統計データや国際的調査のデータから、我々の分析枠組みの重要なコンセプトを表す指標を選んだ。 総合順位表の主要指標は以下の基準に従って選定している。 <ul style="list-style-type: none">・ 対象国数:「レポートカード」の対象 41 カ国の大多数について入手可能なデータがあること・ 新しさ:2016 年以降のデータが入手できること・ 適切性:国別比較に適したデータであること・ 多様性:国別指標として有意な違いを十分に示せること・ 比較可能性:文化の違いを問わず、同じ意味を持つ指標であること
--

(出所)UNICEF(2020:p.7)

2) データの不足

レポートカード 16 では、選択できるデータが限られていたり、包括的なデータが欠けていたりするケースが数多く見られた。以下は、指標を探す上で直面した特に重要なデータの不足の一部である(図表 41)。こどもの精神的な不調、学校外のこどもの日常生活、こどもと家族関係など、国際比較可能な調査がほとんどないデータもあり、政府統計部門や国際的な調査等によって早急にカバーされることが必要である。

図表 41 レポートカード 16 におけるデータの不足

<ul style="list-style-type: none">・ 精神的幸福度: 幸せや充足感に関するこどものポジティブな感覚を示すデータは限られており、探し出せた最善の指標(生活満足度)も 41 カ国中 33 カ国についてしか入手できなかった。また、こどもの精神的な不調に関するデータについても、国際比較できるものは限られており、今回は代替指標として自殺率を採用したが、2015 年までのデータしか入手できない国が多かった。・ 暴力と保護: こどもが暴力を受けた経験やこどもの保護政策に関しては、比較可能な指標が見つからなかった。・ 参加: こどもの参加が確保されているか、その意見が傾聴され、選択が委ねられているかについては、ほとんどの国際的な調査でほぼカバーされていない。唯一、現在は OECD・EU 加盟国の一部のみを対象としている Children's Worlds に、それらの点や自分たちの権利に関する知識についての質問項目が含まれている。
--

(出所)UNICEF(2020:p.7)

(2) 各国政策への課題

レポートカード 16 では、先進国に対し、以下の 3 つの行動を要請している³⁰。これらの行動によってこどものウェルビーイングを改善・維持するにあたり、エビデンスとして指標が重要であるとされている。

1) こどもの意見を聴く:考え方の転換によってこどものウェルビーイングを高める

こどもや若者のウェルビーイングについての考え方は、必ずしも大人と同じではない。こどもの社会参加は、何が最も重要なのかについて、世代間のコンセンサスを形成するために必要不可欠である。そのため、保護者から政治家まで、意思決定を行うあらゆるレベルの大人たちは、政策や方針、資源配分を決定する際に、こども、若者の考えに積極的に耳を傾け、これを考慮に入れる必要がある。

各国の政府がこどもの意見を体系的に吸い上げる機会を強化する手段の例は、以下のとおりである。

- こどもが参加できる公共政策に関する協議
- すべてのこどもが自分の権利を知るようにすること
- 学校、地域、国家レベルでこどもの意見を考慮する新たな方法を生み出すこと

2) 政策を連携させる:統合的アプローチによってこどものウェルビーイングを改善する

こどもの世界の様々なレベルの条件は、こどものウェルビーイングに相互的に影響している。例えば、こどもの個人的な幸福度は、保護者の雇用状況と密接に関連しているため、雇用政策はこどものウェルビーイングに影響を及ぼしている。こどものウェルビーイングに関する取組を効果的かつ効率的に実施するには、あるレベルの政策的措置が他のレベルにどのように影響するかを考慮した統合的なアプローチが必要である。

各国の政府は、法や政策の経済的影響を評価するのと同様に、こどものウェルビーイングに対する影響も評価するよう制度化を検討すべきである。

3) 強固な土台を構築する:将来を見据えこどものウェルビーイングの改善を維持する

各国政府は、レポートカード 16 で整理したようなエビデンスを基に、こどものウェルビーイングの改善が維持できるよう、将来に向けて計画を作成し、準備しなければならない。持続可能な開発目標を達成するためには、以下を含めた様々な取組が必要である。

1. 所得格差と貧困を是正する確固たる措置を新たに実施し、すべてのこどもが必要な資源にアクセスできるようにすること
2. すべてのこどもが安価かつ質の高い保育にアクセスできるように改善すること
3. こどもや若者のためのメンタルヘルスサービスを改善すること
4. 職場に関する家族にやさしい政策を実施し拡大すること
5. 自然環境を守るさまざまな取組の中で、依然として高いレベルにある大気汚染を低減させること
6. 近年多くの国で見られるはしか予防接種率の低下傾向を上昇に転じさせるなど、予防可能な病気からこどもを守る取組を強化すること

³⁰ UNICEF(2020:p.58)

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例

2.3 米国

2.3 米国

2.3.1 概要

米国は、OECD アンケートに、米国におけるこどものウェルビーイング指標として、「米国のこども:ウェルビーイングの主要な国家指標」(America's Children: Key National Indicators of Well-Being)と「こどもの健康に関する全国調査」(National Survey of Children's Health)を回答している(図表 42)。

「米国のこども:ウェルビーイングの主要な国家指標」は、複数の機関から成るフォーラムが公表している年次報告書、「こどもの健康に関する全国調査」は、保健資源局/母子保健部局が支援し、国勢調査局が実施する年次調査である。いずれも、対象年齢は 0-17 歳である。

なお、「こどもの健康に関する全国調査」のデータは、保健資源局/母子保健部局の「こどもと若者の健康に関するデータ・リソース・センター」を通じて提供されている。

また、OECD アンケートでは、若者のウェルビーイングの指標として、「青少年期の積極的な育成を推進するための共通アウトカムフレーム」(Common Outcomes Framework to Advance Positive Youth Development)を回答している。このアウトカムフレームは、22 の連邦機関の協力による「若者プログラムに関する省庁間作業部会」(the Interagency Working Group on Youth Programs(IWGYP))が作成したものである。

図表 42 米国における「こどものウェルビーイング指標」一覧

名称	作成機関	指標数	大項目・分野の名称	対象年齢
米国のこども:ウェルビーイングの主要な国家指標	こどもと家族の統計に関する連邦機関連携フォーラム	7 分野 41 指標	① 家族・社会環境 ② 経済状況 ③ 医療 ④ 物理的環境と安全 ⑤ 行動 ⑥ 教育 ⑦ 健康	0-17 歳
こどもの健康に関する全国調査	実施:米国国勢調査局 支援・データポータル運営:保健資源局/母子保健部局	7 分野 91 指標	① 身体的・口腔の健康と機能状態 ② 感情的・精神的健康 ③ 健康保険 ④ 医療へのアクセスと質 ⑤ 地域・学校活動 ⑥ 家族の健康と活動 ⑦ 近隣の安全とサポート	0-17 歳

2.3.2 こどものウェルビーイング指標

(1) 米国のこども:ウェルビーイングの主要な国家指標

米国では、1994 年の大統領令(タイトル「環境健康リスク及び安全リスクからのこどもの保護」)に基づき、「こどもと家族の統計に関する連邦機関連携フォーラム」(Federal Interagency Forum on Child and Family Statistics)を設置した。

本フォーラムでは、1997 年から毎年、こどもに関連する全国データの年次報告書「米国のこども:ウェ

ルビーイング³¹の主要な国家指標」を公表しており、人口学的背景の他、家族・社会環境、経済状況、医療、物理的環境と安全、行動、教育、健康の 7 つの分野について指標を掲載している(図表 43)。具体的な指標は図表 44 のとおりである。

本報告書では調査対象を主に 0-17 歳に設定している。

図表 43 「米国の子ども:ウェルビーイングの主要な国家指標」の概要

名称	米国の子ども:ウェルビーイングの主要な国家指標 America's Children: Key National Indicators of Well-Being
URL	https://www.childstats.gov/americaschildren/
項目	7 分野(家族・社会環境、経済状況、医療、物理的環境と安全、行動、教育、健康)、41 指標から構成。
期間	1997 年から毎年年度報告書を作成。
最新版の公表日	2023 年 9 月 27 日
実施機関	子どもと家族の統計に関する連邦機関連携フォーラム(Federal Interagency Forum on Child and Family Statistics)

図表 44 「米国の子ども:ウェルビーイングの主要な国家指標」における指標

分野		指標(Indicators)	最新値	データソース(年)	
人口学的背景	子ども人口	米国の 0-17 歳の子ども	7,250 万人	米国国勢調査局データ(2022)	
	人口に占める子どもの割合	米国の 0-17 歳の子どもの割合	21.7%		
	人種・民族構成	0-17 歳の子どもにおける人種及びヒスパニック系出身の割合			
			白人の非ヒスパニック系		48.8%
			黒人の非ヒスパニック系		13.9%
			アメリカインディアン又はアラスカ先住民、非ヒスパニック系		0.8%
			アジア系、非ヒスパニック系		5.6%
			ハワイ原住民又はその他の太平洋諸島民、非ヒスパニック系		0.2%
	2 つ以上の人種、非ヒスパニック系	4.8%			
	ヒスパニック系	26.0%			
① 家庭・社会環境	家族構成と子どもの生活環境	既婚の両親と同居している 0-17 歳の子どもの割合	65%	人口動態調査、年次社会経済補足資料(2022)	
	未婚女性の出生	15-44 歳の未婚女性の出産人数(1,000 人あたり)	37.8 人	人口動態統計システム(2021)	
		出生総数に占める未婚女性の出生割合	41%		
	育児	母親が就業しており、幼稚園に入園しておらず、主たる保育形態が親を介さない定期的な保育を受けていた 3-5 歳の子どもの割合	86%	全国家庭教育調査プログラム(2019)	
母親が就業しており、幼稚園に入園しておらず、センター・ベースの保育を一定期間受けていた 3-5 歳の子どもの割合		69%			
少なくとも 1 人の外国生まれの	少なくとも 1 人の外国生まれの親と暮らす 0-17 歳の子どもの割合	25.6%	人口動態調査、年次社会経済補足資料(2022)		

³¹ 本報告書では、こどものウェルビーイングについて以下のように述べている。
「こどものウェルビーイングには、相互に関連する多くの側面がある。本報告書では、こどものウェルビーイングを特徴づける 7 つの主要な領域を特定し、こどもが十分な教育を受け、経済的に安定し、生産的で健康な大人に成長する可能性に影響を与えるとしている。7 つの領域とは、家庭と社会環境、経済状況、医療、物理的環境と安全、行動、教育、健康である。これらの領域は相互に関連しており、幸福に相乗効果をもたらす可能性がある。」(Federal Interagency Forum on Child and Family Statistics(2023:p.v))

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例

2.3 米国

分野		指標(Indicators)	最新値	データソース(年)
	親のこども			
	家庭で話せる言葉や英語が話せない	家庭で英語以外の言語を話す 5-17 歳のこどもの割合	21%	米国コミュニティ調査(2021)
		家庭で英語以外の言語を話し、英語を話すのが困難な 5-17 歳のこどもの割合	5%	
	思春期の出産	15-17 歳の女性の出生数(1,000 人あたり)	5.7 人	人口動態統計システム(2021)
児童虐待	0-17 歳のこどもの虐待に関する実証済みの報告数(1,000 人あたり)	8.1 人	全国児童虐待・ネグレクトデータシステム(2021)	
② 経済状況	こどもの貧困と世帯所得	0-17 歳の貧困層のこどもの割合	15.3%	人口動態調査、年次社会経済補足資料(2021)
		貧困基準値の 50%未満で暮らしているこどもの割合	7.2%	
	親の雇用の確保	一年中フルタイムで雇用されている親が 1 人以上いる 0-17 歳のこどもの割合	77.2%	人口動態調査、年次社会経済補足資料(2021)
	食料不安	食料不安の世帯で暮らす 0-17 歳のこどもの割合	13%	人口動態調査、食料安全保障の補足資料(2021)
③ 医療	健康保険の適用	面接時に保険に加入していなかった 0-17 歳のこどもの割合	4%	国民健康面接調査(2021)
	通常の医療出所	通常の保険ケアを受けられない 0-17 歳のこどもの割合	3%	
	予防接種	生後 24 カ月までに 7 種類のワクチン併用シリーズを完了したこどもの割合	70%	全国予防接種調査-こども(2018)
	口腔衛生	過去 1 年間に歯科を受診した 5-17 歳までのこどもの割合	89%	国民健康面接調査(2020)
④ 物理的環境と安全	屋外大気質	汚染物質濃度が現在の大気質基準を上回る郡に住む 0-17 歳のこどもの割合	59%	大気・放射線局、大気質システム(2021)
	受動喫煙	血液中コチニン濃度(受動喫煙への最近の曝露の尺度)が検出された 4-11 歳のこどもの割合	36%	国民健康・栄養調査(2017-2020)
	飲料水水質	健康のための飲料水基準をすべて満たしていない地域水道システムによる給水を受けているこどもの割合	7%	安全飲料水情報システム(2021)
	こどもの血液中の鉛	血中鉛濃度が 5µg/dL 以上の 1-5 歳のこどもの割合	0.4%	国民健康・栄養調査(2017-2020)
	住宅問題	住居費負担や混雑、物理的に不十分な住居等を報告した 0-17 歳のこどものいる世帯の割合	39%	米国住宅調査(2021)
	重大凶悪犯罪の被害を受けた若者	12-17 歳の青少年の重大暴力犯罪被害数(1,000 人あたり)	4 人	全国犯罪被害者調査、統一犯罪報告プログラム全国インシデント・ベース報告システム(2021)
	こどもの怪我と死亡	1-4 歳児の負傷による死亡数(100,000 人あたり)	11 人	国立病院外来医療調査(2021)
		5-14 歳のこどもの負傷による死亡数(100,000 人あたり)	7 人	
思春期の傷害と死亡率	15-19 歳の青少年の負傷による死亡数(100,000 人あたり)	48 人	人口動態統計システム(2021)	
⑤ 行動	規則的な喫煙	過去 30 日間に毎日喫煙していると報告した学生の割合		将来モニタリング調査(2022)
		8 年生	0.3%	
		10 年生	1%	
		12 年生	2%	
	飲酒	過去 2 週間に連続して 5 杯以上のアルコール飲料を飲んだと報告した学生の割合		
		8 年生	2%	
		10 年生	6%	
12 年生		13%		
使用不可薬	過去 30 日間に違法薬物の使用を報告した学生の割合			
	8 年生	7%		

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例
2.3 米国

分野	指標(Indicators)	最新値	データソース(年)	
	10年生	13%		
	12年生	22%		
	性行為	性交渉の経験を報告した高校生の割合		30%
	重大凶悪犯罪の若者加害者	重大な暴力犯罪に巻き込まれた12-17歳の青少年犯罪者数(1,000人あたり)		5人
⑥ 教育	家族による幼児への読み聞かせ	先週に3回以上読み聞かせを受けた3-5歳のこどもの割合	85%	国立慢性疾患予防・健康増進センター、青少年リスク行動サーベイランスシステム(2021)
	数学とリーディングの成績	数学の平均得点		全国学力調査(4年生、8年生: 2022 12年生: 2019)
		4年生(0~500点満点)	236点	
		8年生(0~500点満点)	274点	
		12年生(0~300点満点)	150点	
		リーディングの平均得点		
		4年生(0~500点満点)	217点	
	8年生(0~500点満点)	260点		
	12年生(0~500点満点)	285点		
	高校卒業	高校を卒業した18-24歳の若者の割合	94%	人口動態調査、就学状況補足資料(2021)
就学も就労もしていない若者	就学も就労もしていない16-19歳の若者の割合	9%	人口動態調査(2022)	
大学入学者数	学校を卒業した直後の10月に大学に入学した学校修了者の割合	62%	人口動態調査、就学状況補足資料(2021)	
⑦ 健康	早産・低出生体重	出生時の妊娠週数が37週未満の乳児の割合	10.5%	人口動態統計システム(2021)
		出生時の体重が5ポンド8オンス未満の乳児の割合	9%	
	乳児死亡率	満1歳未満死亡数(1,000人あたり)	5人	人口動態統計システム(2020)
	感情面及び行動面の困難	感情、集中力、行動、人との付き合い方に深刻な問題があると親が報告した4-17歳のこどもの割合	6%	国民健康面接調査(2019)
	肥満	肥満の6-17歳のこどもの割合	21%	国民健康・栄養調査(2017-2020)
	ぜんそく	現在喘息にかかっている0-17歳のこどもの割合	6%	国民健康面接調査(2021)

(注)指標として一覧には掲載されていないものの、報告書内では「健康」分野にて、「障害のある5-17歳のこどもの割合」、「2-17歳のこどもの健康的食事指数(100点満点)」にも言及がある。

(出所)Federal Interagency Forum on Child and Family Statistics(2023:pp.xi-xiv)を基に作成。
データソースは各指標を取り扱うトピックスより追記。

(2) こどもの健康に関する全国調査

「こどもの健康に関する全国調査」は、保健福祉省(United States Department of Health and Human Services(HHS))の部局である保健資源局/母子保健部局(Health Resources and Services Administration/Maternal and Child Health Bureau(HRSA/MCHB))の支援を受け、米国国勢調査局(United States Census Bureau)が実施している調査であり、2016年から実施されている(図表45)。

対象は世帯、回答者は親であり、調査は二段階で行われている。まずスクリーニング調査が実施され、こどもの有無、こどもがいる場合は一人一人の年齢、性別、人種、英語の話し具合、発達状況等の回答

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例

2.3 米国

を得る。これらのスクリーニング調査で得た情報をもとに、0-17 歳のこどものいる世帯に対して追加調査を実施する。追加調査は、無作為に選ばれた 1 人のこどもについて回答する形式であるが、このこどもの選定には、低年齢のこどもや医療ニーズのあるこどもが優先的に抽出されるよう、スクリーニング調査で得た情報から重みづけが行われている³²。

調査方法は、オンライン、紙、電話のいずれか、言語は英語又はスペイン語である。

調査票は 0-5 歳、6-11 歳、12-17 歳の三種類となっている³³。調査分野は身体的・口腔の健康と機能状態、感情的・精神的健康、健康保険、医療へのアクセスと質、地域・学校活動、家族の健康と活動、近隣の安全とサポートの 7 分野であり、項目には、情緒的・精神的健康(いじめを含む)、健康保険適用、家族の健康(親の心身の健康状態、家庭内喫煙、食事を一緒にとるか、読み聞かせ)などが含まれる。具体的な指標一覧は図表 46 のとおりである。なお、1 つの指標内にもさらに細かい設問があるため、項目は 300 以上となっている。

データは、調査実施を支援している保健資源局/母子保健部局の「こどもと若者の健康に関するデータ・リソース・センター」(Data Resource Center for Child and Adolescent Health(DRC))を通じて提供されている。保健資源局/母子保健部局は、前述の「米国のこども:ウェルビーイングの主要な国家指標」を公表している「こどもと家族の統計に関する連邦機関連携フォーラム」にも参加している。ただし、「米国のこども:ウェルビーイングの主要な国家指標」(図表 44)では本調査の結果は使用されていない。

図表 45 「こどもの健康に関する全国調査」の概要

名称	こどもの健康に関する全国調査 National Survey of Children's Health
URL	https://www.census.gov/programs-surveys/nsch/about.html
調査対象	0-17 歳までのこどもがいる世帯(保護者が 1 人のこどもについて回答)
調査方法	オンライン、紙、電話
項目	情緒的・精神的健康(いじめを含む)、健康保険適用、家族の健康(親の心身の健康状態、家庭内喫煙、食事を一緒にとるか、読み聞かせ)等
期間	2016 年より毎年実施
最新版の公表日	2023 年 10 月
サンプルサイズ	2022 年調査実績 ①スクリーニング調査 対象:約 360,000 世帯 うち有効回答数:120,000 世帯 ②追加調査 対象:67,269 世帯 うち有効回答数:54,103 世帯 ※スクリーニング調査では、こどもの有無、こどもがいる場合は一人一人のこどもの年齢、性別、人種、英語の話し具合、投薬状況、受診状況、発達状況、治療状況、カウンセリング状況を調査。こどものいる世帯に対して追加調査を実施。その際、スクリーニング調査で得た情報から重みづけを行ってこどもを選定している。
実施機関	実施:米国国勢調査局(United States Census Bureau) 支援:保健資源局/母子保健部局(Health Resources and Services Administration/Maternal and Child Health Bureau(HRSA/MCHB))

³² United States Census Bureau, "2022 National Survey of Children's Health Source and Accuracy Statement", 2023 年 9 月 26 日, (<https://www2.census.gov/programs-surveys/nsch/technical-documentation/source-and-accuracy/2022-NSCH-Source-and-Accuracy-Statement.pdf>:p.9, 2024 年 2 月 9 日取得)

³³ United States Census Bureau, "About the National Survey of Children's Health", (<https://www.census.gov/programs-surveys/nsch/about.html>, 2024 年 1 月 15 日取得)

図表 46 「こどもの健康に関する全国調査」における指標

分野	No.	指標・調査項目(Indicators and Survey Items)	対象年齢
① 身体的・口腔の健康と機能状態	1.1	健康状態	-
	1.2	歯の状態	1-17 歳
	1.2a	口腔の健康問題	1-17 歳
	1.3	母乳の状況	0-5 歳
	1.3a	母乳のみで育てられたか	6 か月-5 歳
		健康的な食事(甘い飲み物、野菜、果物の摂取)	1-5 歳
	1.4	体重状態(BMI)	10-17 歳
	1.4b	過体重	-
		食事又は身体イメージに関連する行動(摂食障害、過食症、好き嫌い等)	6-17 歳
		こどもの食事又は身体イメージに関連する行動への保護者の心配の程度	6-17 歳
	1.4c	体重、体型、サイズを気にすることも	6-17 歳
	1.5	1 週間のうち 60 分以上の運動をする日数	6-17 歳
		平日/休日に屋外で過ごす平均時間	3-5 歳
	1.6	現在の体重に関する心配(高すぎる/低すぎる)	-
	1.7	低出生体重児	-
	1.7a	低出生体重児又は超低出生体重児	-
	1.8	早産	-
	1.9	現在又は生涯の健康状態 現在又は生涯の有病率 現在又は生涯の重症度	-
1.10	一つ以上の機能障害	-	
1.11	特別な医療ケアを必要とするこども	-	
1.12	日常生活へ影響をおよぼす健康状態	-	
② 感情的・精神的健康	2.1	他のこどもをいじめる頻度	6-17 歳
	2.2	他のこどもからいじめられる頻度	6-17 歳
	2.3	幼いこどもの活動傾向(立ち直り、好奇心)	6 か月-5 歳
	2.4	こども・若者の活動傾向(好奇心、落ち着き)	6-17 歳
	2.5	口論の頻度(常に/たまに/一度もない等)	6-17 歳
	2.6	友だちづくり、維持の困難さ	6-17 歳
	2.7	ADD/ADHD の割合	3-17 歳
	2.7a	ADD/ADHD の重症度	3-17 歳
	2.7b	ADD/ADHD の薬物療法	3-17 歳
	2.7c	ADD/ADHD の行動療法	3-17 歳
	2.8	自閉症/ASD の割合	3-17 歳
	2.8a	自閉症/ASD の重症度	3-17 歳
2.8b	自閉症/ASD の薬物療法	3-17 歳	
2.8c	自閉症/ASD 行動療法	3-17 歳	
2.8d	自閉症/ASD の診断年齢	-	
2.8e	こどもが自閉症/ASD であることを最初に診断した医師又は医療提供者	3-17 歳	
2.9	ADD/ADHD、自閉症/ASD、その他の感情的、行動的な問題に対する薬物療法	3-17 歳	
2.10	精神的、感情的、発達の、行動的な問題	3-17 歳	
③ 健康保険	3.1	医療保険の現状	-
	3.2	過去 1 年間の保険適用の一貫性(雇用形態による変更、保険料の滞納、給付不十分等の理由による)	-
	3.3	健康保険の種類(公的医療保険、民間医療保険等)	-
	3.4	現在の保険適用範囲は十分か	-
	3.4a	現在適切な保険に継続的に加入しているか	-
	3.5	メンタルヘルスケアの保障適用範囲の妥当性	3-17 歳
	3.6	医療費の自己負担額	-
④ 医療へのアクセス	4.1	医療訪問	-

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例

2.3 米国

分野	No.	指標・調査項目(Indicators and Survey Items)	対象年齢
スト質		オンライン又は電話による医療訪問を受けたか	
	4.1a	予防医療訪問・検診	-
	4.1b	予防医療訪問・健康診断時における医師と同室で過ごした時間	-
	4.1c	医師がこどもと個人的に話をしたか	12-17 歳
	4.2	過去 1 年間で歯科医の診察を受けたか	1-17 歳
	4.2a	過去 1 年間で予防歯科を受診したか(検診、クリーニング等)	1-17 歳
	4.3	過去 1 年間で予防歯科と歯科治療の両方を受診したか	-
	4.4	過去 1 年間でメンタルヘルスクアを受診したか	3-17 歳
	4.4a	必要なメンタルヘルスクアの受診が困難	3-17 歳
	4.5	メンタルヘルスの専門医以外による診察を受けた	-
	4.5a	専門医による治療が困難	-
	4.6a	眼科を受診した	-
	4.6b	眼科以外で視力検査を受けた	-
	4.7	病院の救急外来を受診した	-
	4.7a	過去 1 年間で入院した	-
	4.8	過去 1 年間で代替医療又は治療を受けた	-
	4.9	過去 1 年間で医師が保護者の心配事(学習、発達、行動)について尋ねた	0-5 歳
	4.10	発達検査を受けた	9-35 か月
	4.11	発達障害のための特別サービス	-
	4.11a	発達支援のための特別なサービスを受け始めた年齢	-
	4.12	医療施設で包括的なケアを受けたか	-
4.12a	かかりつけ医又は看護師だと思える人が 1 人以上いるか	-	
4.12b	病気や健康状態にアドバイスが必要な時に最初に行く場所があるか	-	
4.12c	過去 1 年間で家族中心のケアを受けたか	-	
4.12d	過去 1 年間で医師の診察やそのための紹介を受けることの困難さ	-	
4.12e	効果的なケアコーディネーションを受けたか	-	
4.14	こどもの健康状態のためのこどもの家族の意思決定への参加頻度(医師による説明、納得のいく意思決定)	-	
4.15	成人医療への移行に必要なサービスを受けたか	12-17 歳	
4.17	十分に機能する医療システムを受けているか	-	
4.18	過去 1 年間で治療を見送ることがあったか(空室状況、予約問題、交通手段、育児問題、費用等)	-	
4.19	過去 1 年間で医療費の支払い問題があったか	-	
4.20	過去 1 年間でサービスを受けるための努力に挫折したことはあったか	-	
4.21	胎児性アルコール障害の診断を受けたか	-	
⑤ 地域・学校活動	5.1	特別支援教育又は早期介入計画(Early Intervention Plan(EIP)) ※発達障害の早期発見と早期支援	1-17 歳
	5.1a	特別支援教育又は早期介入計画(EIP)を開始した年齢	-
	5.2	学校へ行くか、成績に関心があるか、宿題をしているか	6-17 歳
	5.2a	こどもの学年、成績	6-17 歳
	5.3	留年の経験	6-17 歳
	5.4	過去 1 年間の病気やけがによる学校の欠席日数	6-17 歳
	5.5	過去 1 年間の放課後や週末の課外活動や習い事への参加	6-17 歳
	5.6	過去 1 年間のこどものイベント・活動への親の参加頻度	6-17 歳
	5.7	過去 1 年間の学校、教会、地域における社会奉仕活動やボランティア活動へのこどもの参加	6-17 歳
	5.8	過去 1 年間のこどもの有給労働(ベビーシッター、草刈等)	12-17 歳
5.9	家族以外に、こどもの学校、近所、コミュニティに、こどもをよく知っていて、こどもが頼りにできる大人が 1 人以上いるか	6-17 歳	
⑥ 家族の健康と活動	6.1	母親の身体的健康状態	-
	6.1a	父親の身体的健康状態	-
	6.2	母親の精神的健康状態	-
	6.2a	父親の精神的健康状態	-
	6.3	母親の総合的な健康状態	-

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例
2.3 米国

分野	No.	指標・調査項目(Indicators and Survey Items)	対象年齢
	6.3a	父親の総合的な健康状態	-
	6.4	同居家族の喫煙状況	-
	6.4a	家の中での喫煙状況	-
	6.4b	家の中での電子タバコや電子ニコチンデバイスの使用状況	-
	6.5	保護者の雇用形態	-
	6.5a	ワーキングプア世帯で生活することも	-
	6.6	子どもと親が大切なことを共有・話したりする	6-17 歳
	6.7	過去 1 週間で子どもに何日読み聞かせをしたか	0-5 歳
	6.8	過去 1 週間で家族が子どもに何日歌ったり物語を語ったりしたか	0-5 歳
	6.9	過去 1 週間で家族と一緒に食事をしたのは何日か	-
	6.10	テレビ、コンピューター、携帯電話などの電子機器の前で過ごす時間	-
	6.12	家族が困難に直面したときに回復力を発揮するような家庭で暮らしているか	-
	6.13	幼少期の不利な体験	-
	6.14	過去 1 か月で子育てに苛立ちを感じた親がいるか	-
	6.15	子育てで心の支えになる人はいるか	-
	6.16	日々の子育てにどの程度うまく対処できているか	-
	6.17	過去 1 年間の育児を理由とする退職・転職の経験	0-5 歳
	6.18	過去 1 年間のこどもの健康のための退職、休職、時短勤務の経験	-
	6.19	過去 1 年間で保険維持のために転職を避けた経験	-
	6.20a	平均的な 1 週間でこどもの在宅医療に費やした時間	-
	6.20b	平均的な 1 週間でこどもの健康管理や医療の手配に費やした時間	-
	6.21	週に 10 時間以上保護者以外からの保育を受けたか	0-5 歳
	6.22	赤ちゃんを寝かしつける姿勢	0-12 か月
	6.24	子どもが平日夜同じ時間に就寝するか	-
	6.25	過去 1 週間で子どもは適切な睡眠時間をとれているか	4 か月-17 歳
	6.26	過去 1 年間の食費の余裕	-
	6.27	過去 1 年間で食料や現金の援助を受けたか	-
	6.28	子どもが生活保護制度を受けているか	-
	6.29	過去 1 年間で家賃や住宅ローンを期限内に支払えないことがあったか	-
	6.30	過去 1 年間で立ち退きや家から追い出されるについて保護者がどのくらいの頻度でストレスを感じているか	-
	6.31	過去 1 年間で子どもが住んだことのある場所数	-
	6.32	子どもが生まれてから、子どもがホームレスやシェルターで暮らした経験があるか	-
⑦ 近隣の安全とサポート	7.1	子どもは協力的な地域に住んでいるか	-
	7.2	子どもは安全な地域に住んでいるか	-
	7.3	子どもは安全な学校に通っているか	6-17 歳
	7.4	子どもは、公園、レクリエーションセンター、歩道、図書館などの施設を含む地域に住んでいるか	-
	7.5	子どもは、ゴミが落ちている道、手入れの行き届いていない住宅、割れた窓や落書きなどの環境がある地域に住んでいるか	-

(出所)Data Resource Center for Child & Adolescent Health, “National Survey of Children’s Health(2016 – present) Content Map”, (<https://www.childhealthdata.org/docs/default-source/nsc-docs/2022-nsc-content-map-child-and-family-health-measures-cahmi.pdf>:p.1, 2024 年 1 月 11 日取得)及び、データセンター³⁴の実際の設問項目を基に作成。

³⁴ Data Resource Center for Child & Adolescent Health, “National Survey of Children’s Health (2016 – present)”, (<https://www.childhealthdata.org/browse/survey>, 2024 年 1 月 11 日取得)

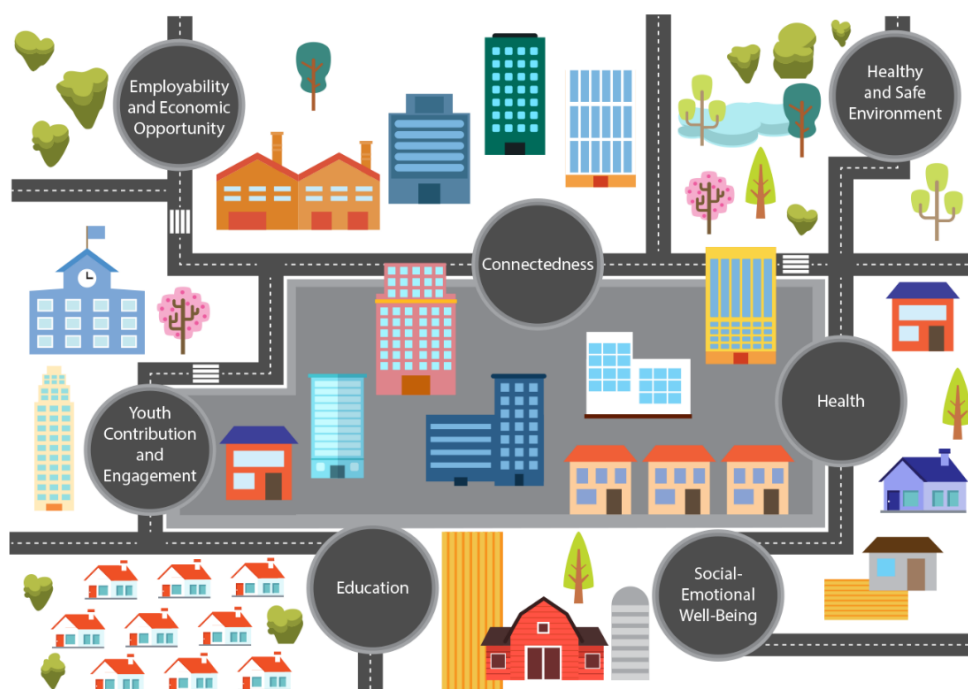
2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例
2.3 米国

2.3.3 若者のウェルビーイング指標

22 の連邦機関の協力による「若者プログラムに関する省庁間作業部会」(the Interagency Working Group on Youth Programs(IWGY))では、10-24 歳までの若者に焦点を当てている³⁵。IWGYでは、7つの領域にまたがる「青少年期の積極的な育成を推進するための共通アウトカムフレーム」(Common Outcomes Framework to Advance Positive Youth Development)を設定している(図表 47)。各アウトカムの定義は図表 48 のとおりである。

これらの情報は、IWGY によって作成されたウェブサイトである「youth.gov」で公開されている。「youth.gov」は、若者が、個人、地域社会、国家レベルでの変化に取り組むことを支援しており、若者の意見を募集する役割も持つ³⁶。

図表 47 IWGY のフレームワーク



(出所)youth.GOV, “Common Outcomes Framework to Advance Positive Youth Development”, (<https://youth.gov/evidence-innovation/promoting-common-outcomes-support-collective-action>, 2024 年 1 月 11 日取得) を引用。

³⁵ IWGY では 10-24 歳を「若者(youth)」として焦点を当てているため、ここでは「子ども」ではなく「若者」と記載している。(Interagency Working Group on Youth Programs(2016), “PATHWAYS FOR YOUTH:STRATEGIC PLAN FOR FEDERAL COLLABORATION Prepared by the Interagency Working Group on Youth Programs December 2016”, ([https://youth.gov/sites/default/files/IWGY-Pathways for Youth.pdf](https://youth.gov/sites/default/files/IWGY-Pathways%20for%20Youth.pdf):p.5, 2024 年 2 月 20 日取得))

³⁶ youth.GOV, “About Us”, (<https://youth.gov/about-us>, 2024 年 2 月 2 日取得)

図表 48 IWGYP のアウトカムの領域

アウトカムの領域 (OUTCOMEDOMAIN)	定義 (DEFINITIONS)	例(EQUITY EXAMPLES)		
① 社会的・感情的なウェルビーイング	青少年は、生活のさまざまな領域にわたって、社会的、感情的、より広範な幸福を経験する	自己効力感の向上(例:自立と自分の人生に対するコントロール、自己調整、意思決定、目標に向けた行動など)		
		児童期の有害事象(例:身体的・精神的ネグレクト)及び地域社会の有害事象(例:地域社会の混乱)の減少		
		心理的ストレスの軽減		
		心理的・情緒的安全性の向上(積極的なリスクテイクに対する寛容さの認識、行動が支援的で一貫した結果をもたらすという期待など)		
		青少年が個人的なアイデンティティや役割を探求し、表現する機会が増える。		
		ウェルビーイングの増大(例:希望、楽観性、レジリエンス)		
② つながり	青少年は、つながり、配慮され、支えられていると感じる	帰属意識の向上		
		仲間や大人との良好な関係の増加		
		家族とのつながりや支援の増加		
		恒久的なつながりの増加		
		学校やその他の青少年支援団体との青少年や保護者の関わり増加 社会貢献の増加		
③ 健康	青少年は検診を受け、健康状態を促進し改善する保健サービスを受ける	青少年がスクリーニングを受け、健康アウトカムを促進・改善する保健サービスを受ける。		
		健康に関連する保護因子の増加(例:身体活動、健康的な食事)		
		危険行動の減少(例:薬物乱用、スクリーン利用、危険な性行動)		
		連邦政府指定の保健センター、遠隔医療オプション、学校ベースの保健サービス、メディケイドプログラム、家族の健康保険プランなどを通じた、身体的健康治療サービスへのアクセスの増加		
		メンタルヘルスと薬物乱用治療サービスへのアクセスの増加(例えば、学校メンタルヘルスサービス、小児医療への行動衛生サービスの統合、回復プログラム、トラウマに配慮したケア、エビデンスに基づく促進、予防、治療の実践の連続体など)		
		入院や救急外来受診の減少(全死因、傷害別など)		
		精神的健康問題/症状及び薬物乱用の減少		
		身体的健康問題の減少		
		死亡率の減少		
		健康関連の格差(例:医療へのアクセス、健康アウトカム)の減少、又は健康の公平性の向上		
				青少年が、安全で支援的かつ健康的な環境と地域社会で成長する。
④ 健康で安全な環境	青少年は、安全で支えのある健康的な環境と地域社会の中で成長する	地域社会で健康を促進する場所(例:放課後プログラム、レクリエーション施設)へのアクセスが増加する。		
		健全な学校風土の向上		
		暴力(いじめやネットいじめ、人身売買など)にさらされる機会の減少		
		物理的環境(公園や公共交通機関など)や社会的環境(安全で協力的な仲間や大人など)を含む地域社会の安全性の向上		
		青少年の非行、犯罪、司法制度への関与の割合の減少		
		青少年のホームレス状態の減少、及びホームレス状態を防ぐための安全で安定した住居とのつながりの増加		
		リスク(例:薬物の使用や誤用に関連するリスク)に対する認識を共有する規範や風土の増加		
		社会的地位の低い青少年への支援の強化		
		青少年の環境における文化的・言語的能力の向上		
				青少年が参加、意思決定、地域奉仕の機会に参加する
		⑤ 青少年の貢献と参加	青少年は、参加、意思決定、地域奉仕の機会に参加する	青少年の貢献や市民参加への支援の増加(例:青少年の行事や市民参加を支援する成人ボランティア)
青少年に優しい政策やプログラムへの意見の増加(例:プログラム資料への貢献、提案依頼書の文言)、プログラム評価活動への参加				

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例

2.3 米国

アウトカムの領域 (OUTCOMEDOMAIN)	定義 (DEFINITIONS)	例(EQUITY EXAMPLES)
		プログラムにおける青少年の声やリーダーシップの取り込みの増加 アドボカシー活動、ピアサポート、メンターシップ、ボランティア活動、青少年に焦点を当てたクラブ、大義のための奉仕活動、選挙プロセスなどにおける青少年の参加の増加 青少年がリーダーシップを発揮する機会の増加(例:政府部門において青少年がリーダー的役割に就くなど)
⑥ 教育	青少年は、中等教育修了後及び/又は雇用に備えるために、学校で成功を収める	青少年が中等教育修了後及び/又は雇用に備えるために学校で成功を収める。 科学、技術、工学、芸術、数学のコースへの入学や、読み書き関連の機会を含む、総合的な教育へのアクセスが向上する。 創造性、批判的思考、コミュニケーション、協調性の育成を促進するカリキュラムへのアクセスが向上する。 教育意欲の向上 本やその他の識字関連の機会へのアクセスの増加 就学率及び学籍維持率の向上 退学や不登校の減少 教育達成度の向上(高校卒業、資格取得、中等教育修了など) 教育関連の格差の減少(例:懲戒処分、教育達成度など)
⑦ 雇用可能性と経済的機会	青少年が自立し、成功し、成人期を生き生きと過ごすための重要な技能と支援を身につける	21世紀型スキルやエンプロイアビリティを含む職業スキルの向上 仕事・大学・家庭の責任を両立させる方法など、生活スキルの向上 金融能力と識字能力の向上 見習い、インターンシップ、起業など、若者の雇用可能性への道筋の増加 収入を含む自給率の向上 放課後の仕事を含む適切な職種における青少年の雇用の増加、及び卒業後の労働力への参入

(注)データの公開状況は不明。

(出所)youth.GOV, “Common Outcomes Framework to Advance Positive Youth Development”, (<https://youth.gov/evidence-innovation/promoting-common-outcomes-support-collective-action>, 2024年2月2日取得)及び, Interagency Working Group on Youth Programs, “Interagency Collaboration and the Development of a Common Outcomes Framework to Advance Positive Youth Development”, (<https://youth.gov/sites/default/files/2022-10/IWGYF-Common-Outcomes-Brief-Layout.pdf>:p.8, 2024年2月8日取得)を基に作成。

2.3.4 こどもの政策と指標との関係

米国は、OECD アンケートに、こどものウェルビーイング向上のための包括的な計画が2つあると回答している。

1つ目は、2022年に保健福祉省児童家庭局(Administration for Children and Families(ACF))が公表した戦略計画である。この計画では、こども、若者、家族、個人、地域社会の経済的・社会的幸福を促進する機関を目指し、5つの戦略目標を掲げている(図表49)。

図表 49 HHS/ACF の戦略目標

<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的・社会的なウェルビーイングを妨げる人種差別やその他の差別を含む構造的障壁を軽減することにより、公平性を推進する ・ こども・若者・家族・個人のウェルビーイングを確保するために、予防的かつ積極的な取組を行う ・ 経済的安定と経済的流動性を高めるために、家族全体、地域社会に根ざした戦略を実施する ・ 喫緊のニーズに応え、さまざまな危機や緊急事態からの回復を促すために、地域社会や家族を支援する ・ こども・若者・家族・個人の生活を向上させるために、ACF内でイノベーションを可能にし、促進する
--

(出所) Administration for Children and Families(ACF), “ACF’s Strategic Plan(2022)”, (<https://www.acf.hhs.gov/about/acf-strategic-plan-2022>, 2024年1月15日取得)を基に作成。

2つ目は、政府間戦略計画として2016年に公表された“Pathways for Youth: Strategic Plan for Federal Collaboration”である。この計画は、若者のウェルビーイングに関するフレームワークを設定しているIWGYPで作成されたものであり、以下の目標を設定している(図表50)。この計画では10-24歳までの若者(青年期初期:14歳未満、青年期中期:15-17歳、青年期後期・成人期初期:18-24歳³⁷)に焦点を当てている。

この計画の策定にあたっては、若者の意見を聴取している。具体的には、全国10カ所で開催された4時間の公聴会、青少年をテーマとする会議に合わせて開催された短時間の公聴会、youth.govのウェブサイトを通じての意見交換などである³⁸。

図表 50 Pathways for Youth の戦略目標

<ul style="list-style-type: none">・ GOAL1 協力と調整: 青少年の成果を向上させるための連携戦略を推進する。・ GOAL2 証拠に基づく革新的戦略: 連邦、州、地方、部族レベルで、証拠に基づく革新的な戦略の使用を促進する。・ GOAL3 青少年の参加とパートナーシップ: プログラムを強化し、青少年に利益をもたらすために、青少年の参加とパートナーシップを促進する。
--

(出所) Interagency Working Group on Youth Programs(2016:p.4) を基に作成。

なお、OECD アンケートでは、上記2つの戦略は、ウェルビーイング指標との直接的なリンクはないと回答している³⁹。一方、1つ目の戦略を掲げている児童家庭局は、「米国のこども:ウェルビーイングの主要な国家指標」を公表している「こどもと家族の統計に関する連邦機関連携フォーラム」や、2つ目の戦略を制定したIWGYPにも参加している。また、IWGYPには、「こどもの健康に関する全国調査」を支援している母子保健部局を部局に持つ保健資源局も参加している⁴⁰。

米国の政策とウェルビーイング指標の関係では、「米国のこども:ウェルビーイングの主要な国家指標」を公表している「こどもと家族の統計に関する連邦機関連携フォーラム」は、1997年の大統領令によって設立された。該当の大統領令は以下のとおりであり(図表51)、「米国のこども:ウェルビーイングの主要な国家指標」の作成についても記載されている。

大統領令では、こどもの健康リスクや安全リスクについて言及されている。米国はこどもの権利条約を批准していないため、こどもの権利の観点ではなく、健康や安全に関する政策としてウェルビーイング指標が整備されたと考えられる⁴¹。なお、年次報告書を作成開始した1997年の年次報告書には指標決定について記載があるが、「連邦の政策立案コミュニティ、財団、学術研究者、州や地域の児童サービス提供者から意見を求めた」とあり⁴²、こどもの意見を反映する取組の記載はない。

³⁷ Interagency Working Group on Youth Programs(2016:p.7)

³⁸ OECD(2022)の質問 Q3C における米国の回答を基に記載。

³⁹ OECD(2022)の質問 Q10iiC における米国の回答を基に記載。

⁴⁰ Interagency Working Group on Youth Programs(2016:p.34)

⁴¹ 米国については、竹沢(2013:p.57)によると、『子どもの権利条約を批准しておらず、かつ子どもへの公的支出も低水準であるアメリカにおいては、子どもの権利や貧困対策の観点からではなく、健康政策の一端としてCWI作成が進んだ』と述べられている。

⁴² Federal Interagency Forum on Child and Family Statistics, “America’s Children: Key National Indicators of Well-Being 1997”, (<https://www.childstats.gov/pdf/ac1997/ac97.pdf>;p1, 2024年1月15日取得)

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例

2.3 米国

図表 51 大統領令(13045)抜粋

1-101.

科学的知見の積み重ねにより、こどもは環境上の健康リスクや安全リスクから不釣り合いな被害を受ける可能性があることが実証されている。[中略]したがって各機関は、法律で認められ、適切かつ機関の使命と一致する範囲で、以下のことを行う。

- (a) こどもに不釣り合いな影響を及ぼす可能性のある環境衛生リスクと安全リスクを特定し、評価することを最優先とする
- (b) その政策、プログラム、活動、基準が、環境上の健康リスクや安全リスクに起因する、こどもへの不釣り合いなリスクに対処していることを確認する

6-601.

フォーラムは、国家のこどものウェルビーイングに関する最も重要な指標の年次大要(以下「報告書」という)を作成するものとする。

6-602.

フォーラムは、各報告書に盛り込む指標を決定し、各指標に用いるデータソースを特定するものとする。また、データ収集と普及について継続的な検討を行い、データ収集の対象範囲と調整を改善し、重複と重複を減らすための提言を行うものとする。

(出所) United States Environmental Protection Agency, "Executive Order 13045: Protection of Children from Environmental Health Risks and Safety Risks", (<https://www.epa.gov/children/executive-order-13045-protection-children-environmental-health-risks-and-safety-risks>, 2024年1月15日取得)を基に作成。

2.4 英国

2.4.1 概要

英国は、OECD アンケートに、英国政府としてのこどものウェルビーイング指標の取組について回答していないが、英国国家統計局(ONS)の英国ウェルビーイング測定のダッシュボード(UK Measures of National Well-being Dashboard)の中に、「こどものウェルビーイングの測定」(Children’s Well-being Measures)、「若者のウェルビーイングの測定」(Young people’s well-being measures)及び「英国の個人のウェルビーイング」(Personal well-being in the UK)のデータセットがある(図表 52)。

このダッシュボードは、2010 年 11 月に開始した国家ウェルビーイング測定プログラム(The Measuring National Well-being programme)で開発され、2011 年頃から公表を開始されている。ウェルビーイングの測度のデータセットの構成は、こども、若者、個人のいずれも共通の分野であるが、分野内の指標の数や内容が異なっている(図表 53)。

図表 52 英国における「こども・若者のウェルビーイング指標」の一覧

名称	作成機関	指標数	大項目・分野の名称	対象年齢
こどものウェルビーイングの測定	英国国家統計局(ONS)	7 分野 31 指標	① 個人のウェルビーイング ② 人間関係 ③ 健康状態 ④ 活動 ⑤ 暮らしている場所 ⑥ 家計 ⑦ 教育・スキル ⑧ 経済 ⑨ 政府 ⑩ 環境	0-15 歳
若者のウェルビーイングの測定		7 分野 28 指標		16-24 歳
個人のウェルビーイング		10 分野 57 指標		16 歳以上

(注)英国では、データセットの項目名に指標(Indicator/Index)は使われていない。上表の分野数はデータセットの「Domain」の数、指標数はデータセットの「Measure」の数をカウントした。

(出所)ONS ホームページ情報を基に作成⁴³。

43

「こどものウェルビーイング測定」のデータセット:

ONS Dataset, “Children’s well-being measures”, 2018 年 3 月 26 日,
(<https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/wellbeing/datasets/childrenswellbeingmeasures>, 2024 年 3 月 4 日取得)

「若者のウェルビーイング測定」のデータセット:

ONS Dataset, “Young people’s well-being measures”, 2020 年 10 月 2 日,
(<https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/wellbeing/datasets/youngpeopleswellbeingmeasures>, 2024 年 3 月 4 日取得)

「個人のウェルビーイング」のデータセット:

ONS Dataset, “Personal well-being in the UK: April 2022 to March 2023”, 2023 年 11 月 7 日,
(<https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/wellbeing/bulletins/measuringnationalwellbeing/april2022tomarch2023>, 2024 年 3 月 4 日取得)

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例
2.4 英国

図表 53 英国の「ウェルビーイング測定データセット」の一覧

分野 (Domain)	項目	こども(0-15 歳)	若者(16-24 歳)	個人(16 歳以上)
① 個人のウェルビーイング	生活満足度	生活満足度	生活満足度	生活満足度
	やりがい・生きがい	自分のしていることに価値があると感じるか	自分のしていることに価値があると感じるか	自分のしていることに価値があると感じるか
	幸福度	幸福度	昨日の幸福度	昨日の幸福度
	外見への幸福度	自分の外見への幸福度	—	—
	不安感	—	昨日の不安感	昨日の不安感
	精神的ウェルビーイング	—	肯定的な精神的ウェルビーイング	—
	将来への希望	—	—	将来への希望があるか
② 人間関係	社会からの不当な扱い	—	—	社会からの不当な扱いを受けていると感じるか
	親子喧嘩	週に 1 回以上、両親と喧嘩をするか	週に 1 回以上、両親と喧嘩をするか	—
	両親への相談	週に 1 回以上、両親に気になることを相談するか	週に 1 回以上、両親に気になることを相談するか	—
	いじめ	過去半年間に 4 回以上、学校でいじめにあったか	—	—
	家族との幸福度/満足度	家族との幸福度	—	家族・友人・隣人等との人間関係の満足度
	友人との幸福度/満足度	友人との幸福度	—	—
	パートナーとの幸福度	—	—	同居や婚姻関係のパートナーとの関係の幸福度
	困ったときに頼れる人	—	困ったときに頼れる人がいるか	困ったときに頼れる人がいるか
	孤独感	—	—	孤独感を感じる頻度
	地域社会の許容度	—	—	地域における様々な背景の人々が受け入れられていると感じるか
③ 健康	他者への信頼度	—	—	他者への信頼度
	低出生体重児	低出生体重児の割合	—	—
	健康寿命	—	—	出生時の健康寿命
	過体重	過体重・肥満の割合	過体重・肥満の割合	—
	健康幸福度/満足度	健康に対する幸福度	自分の健康状態に対する満足度	自分の健康全般への満足度
	障害	障害や長期にわたる制限がある病気があるか	障害があるか	—
	精神疾患	精神疾患の症状があるか	うつ病や不安症の徴候があるか	うつ病や不安症の症状があるか
	病気	—	—	がん、心血管疾患、認知症、糖尿病、腎臓・肝臓疾患、慢性筋骨格系疾患、呼吸器系疾患があるか
医療制度への満足度	—	—	英国の医療制度への満足度	
④ 活動	スポーツ	直近一週間にスポーツをしたか	活動的か(ウォーキング、サイクリング、ダンス、フィットネス等、スポーツの活動からの推計値)	中強度以上のスポーツや身体的活動を週平均 150 分以上行っているか
	芸術・文化	過去 1 年間に少なくとも 3 回、芸術又は文化的活動に参加したか	過去 1 年間に少なくとも 3 回、芸術又は文化活動に参加したか	過去 1 年間に創作活動や芸術的活動に参加したか
	ソーシャルネットワークサイト(SNS)	通常の学校のある日に SNS に 3 時間以上費やしたか	—	—

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例
2.4 英国

分野 (Domain)	項目	こども(0-15歳)	若者(16-24歳)	個人(16歳以上)
	時間の使い方への満足度	自分の時間の使い方の満足度	—	ふだんの一週間の時間の使い方への満足度
	ボランティア	—	過去1年間に1回以上ボランティア活動を行ったか	過去1年間に無報酬でクラブ、グループ、チャリティ、団体に支援したか
	余暇の満足度	—	余暇の満足度	—
	失業率	—	失業率	—
	仕事への満足度	—	—	仕事への満足度
	無償労働時間	—	—	無報酬労働に費やした平均時間
	自然環境	—	—	過去2週間に自由時間に緑地や自然を訪れたか
⑤ 暮らしている場所	犯罪被害	過去1年間に犯罪の被害にあったか	過去1年間に犯罪被害にあったか	個人犯罪の発生率
	地域の安全性	日没後、近所を一人で歩いても安全と感じるか	日没後、地元を一人で歩いても安全と感じるか	日没後、地元を一人で歩いても安全と感じるか
	居住地域の愛着	自分の居住地域が好きか	自分の居住地域に居場所があると感じるか	居住地域への帰属意識
	住居の幸福度/満足度	住居の幸福度	住居の満足度	住居への満足度
	居住地域の満足度	—	—	居住地域への満足度
	インターネット利用状況	—	—	過去3か月のインターネットの利用状況
	自然環境へのアクセス	過去1年間に少なくとも自然環境を訪れた頻度	過去1年間に少なくとも自然環境を訪れた頻度	—
⑥ 家計	所得の中央値の60%未満	所得の中央値の60%未満の世帯のこどもの割合	所得の中央値の60%未満の世帯の若者の割合	世帯所得の中央値の60%未満の人の割合
	無職世帯	無職世帯のこどもの割合	—	—
	所有物に対する幸福度	自分の所有物に対する幸福度	—	—
	経済的困窮	低所得で物質的困窮している世帯のこどもの割合	経済的困難さを感じているか	経済的困難さを感じているか
	世帯収入の満足度	—	世帯収入の満足度	—
	世帯可処分所得	—	—	世帯可処分所得の中央値
	世帯総資産	—	—	世帯総資産の中央値
	家計の不平等	—	—	家計の不平等(ジニ係数)
	賃金の男女格差	—	—	男女間の時間当たり賃金の中央値の差
⑦ 教育・スキル	就学前教育	資金援助のある幼児教育を受けている3・4歳児の割合	—	—
	資格	GCSE ⁴⁴ のA*-Cを英語と数学を含む5科目以上の取得率	19歳のNQF ⁴⁵ のレベル2の達成率	無資格者
		—	19歳のNQFのレベル3の達成率	UNISCED ⁴⁶ の最高レベル相当の資格を有する人の割合
	学校への満足度	通学している学校への満足度	—	—
	進学希望	大学や専門学校の正規課	—	—

⁴⁴ GCSEとは、中等教育終了証明書(General Certificate of Secondary Education)の略。

⁴⁵ NQFとは、国家資格フレームワーク(National Qualifications Framework)の略。

⁴⁶ UNISCEDは、国際連合教育科学文化機関(UNESCO)が策定している国際標準教育分類(International Standard Classification of Education)の略。

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例

2.4 英国

分野 (Domain)	項目	こども(0-15 歳)	若者(16-24 歳)	個人(16 歳以上)
		程への進学を希望するか		
	教育制度への満足度	－	－	英国の教育制度への満足度
	ニート	－	ニートの若者	ニートの若者
	人的資本	－	－	予想生涯所得の正味現在価値の合計
⑧ 経済	失業率	－	－	失業率
	インフレ率	－	－	年間インフレ率
	公的純債務	－	－	GDP に占める公的純債務の割合
⑨ 政府	投票率	－	－	英国の総選挙投票率
	政府への信頼度	－	－	英国政府への信頼度
	発言	－	－	「政府のすることに自分は何も発言することはない」と思うか
	警察への満足度	－	－	英国の警察への満足度
	裁判所への満足度	－	－	英国の裁判所への満足度
⑩ 環境	温室効果ガス	－	－	温室効果ガスの総排出量
	再生可能エネルギー	－	－	最終エネルギー総量に占める再生可能エネルギーの割合
	廃棄物リサイクル率	－	－	家庭からの廃棄物のリサイクル率
	保護地域面積	－	－	陸・海の保護地域の面積
	優先的に保護種	－	－	優先的に保護する種
	大気汚染	－	－	大気汚染が中程度以上の平均日数
	水	－	－	英国の表層水の状況
	環境問題への取組	－	－	環境問題に取り組むために多少なりとも変更したことがあるか

(注) happiness を幸福度、satisfaction を満足度と和訳した。

(出所) ONS ホームページ情報⁴³を基に作成。

2.4.2 こどものウェルビーイング指標

ONS では、0-15 歳を対象に、「こどものウェルビーイングの測定」のデータセットを公開している(図表 54)。

英国の連邦国家全体を対象とした指標は、英国家計縦断調査、労働力調査などを一部である。なお、英国家計縦断調査は、世帯調査であり個人や若者の「ウェルビーイング測定のデータセット」のデータソースとしても使用されている。

図表 54 英国の「こどものウェルビーイングの測定」の一覧表

分野 (Domain)	測定 (Measure)	最新値	年齢	地理 ^(注1)	出所(最新年)
① 個人のウェルビーイング	生活全般の満足度が高いこどもの割合 (尺度 0-10 で 7 以上)	79.2%	10-15 歳	GB	こども協会 ⁴⁷ データ(2017)
	幸福度が高いこどもの割合 (尺度 0-11 で 7 以上)	73.2%			
	自分のしていることに価値があると答えたこどもの割合(尺度 0-11 で 7 以上)	74.5%			
	自分の外見に対する幸福度が高いこどもの割合(尺度 1-7 で 5 以上)	75.8%	10-15 歳	UK	
② 人間関係	週に 1 回以上、母親/父親と喧嘩をすると答えたこどもの割合	母 25.8% 父 19.2%			
	週に 1 回以上、母親/父親に相談すると答えたこどもの割合	母 64.9% 父 45.2%			
	過去半年間に 4 回以上学校でいじめられたと答えたこどもの割合	11.9%			
	家族との幸福度が高いと答えたこどもの割合 (尺度 0-10 で 7 以上)	87.2%	10-15 歳	GB	こども協会データ(2017)
	友人との幸福度が高いこどもの割合(尺度 0-10 で 7 以上)	80.5%			
③ 健康状態	低出生体重児の割合	2.8%	0 歳	E, W	ライフイベント人口情報(2016)
	過体重(肥満も含む)の割合	27.7%	2-15 歳	E	イングランド保健調査(2016)
	健康に対する幸福度が「非常に高い」又は「高い」と答えたこどもの割合	83.5%	10-15 歳	GB	こども協会データ(2017)
	障害や長期にわたる制限がある病気があるこどもの割合	7%	19 歳以下 (注2)	UK	家族リソース調査(2015-16)
	精神疾患の症状があるこどもの割合	14.7%	10-15 歳	UK	英国家計縦断調査(2015-16)
④ 活動	「直近 1 週間にスポーツをした」と答えたこどもの割合	78%	5-15 歳	E	参加状況調査(2016/17)
	「過去 1 年間に少なくとも 3 回、芸術又は文化的活動に参加した」と答えたこどもの割合	94.9%			
	「学校のあるふだんの日にソーシャルネットワークサイトに 3 時間以上費やした」と答えたこどもの割合	12.8%	10-15 歳	UK	英国家計縦断調査(2015-16)
	自分の時間の使い方の満足度が高いこどもの割合(尺度 0-10 で 7 以上)	77.1%		GB	こども協会データ(2017)
⑤ 暮らしている場所	過去 1 年間に犯罪の被害にあったこどもの割合	11.0%		E, W	犯罪調査(2016/17)
	「日没後、近所を一人で歩くとの程度、安全と感じるか」という質問に、「とても安全」又は「まあまあ安全」と答えたこどもの割合	59.2%		UK	英国家計縦断調査(2015-16)
	「全体として、この近所に住むのは好きですか」という質問に「はい」と答えたこどもの割合	91.2%		GB	こども協会データ(2017)
	自分の住居に対する幸福度が高いこどもの割合(尺度 0-10 の 7 以上)	82.9%			

⁴⁷ こども協会(The Children's Society)は、困難に直面する若者の支援を行う英国の非営利団体である。こども協会の事業内容の一つである、若者のウェルビーイングとメンタルヘルスに関する活動を通じて、こども・若者のメンタルヘルスのサポート、こどものウェルビーイングに関する報告書「The Good Childhood Report」の公表を行っている。(The Children's Society, "Young people's wellbeing and mental health", (<https://www.childrenssociety.org.uk/what-we-do/our-work/well-being>, 2024 年 3 月 1 日取得))

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例

2.4 英国

分野 (Domain)	測定 (Measure)	最新値	年齢	地理 ^(注1)	出所(最新年)
	「過去1年間、週に1回以上の頻度で自然環境に行った」と答えたこどもの割合	70%	16歳未満	E	自然環境との関わりに関する調査(2013/14)
⑥ 家計	所得の中央値の60%未満の世帯のこどもの割合	20%	19歳以下 ^(注2)	UK	平均所得以下世帯データ(2015/16)
	無職世帯のこどもの割合	10.5%	16歳未満	UK	労働力調査(2017)
	自分の所有物に対する幸福度が高いこどもの割合(尺度0-10の7以上)	75.2%	10-15歳	GB	こども協会データ(2017)
	低所得で物質的困窮している世帯のこどもの割合	12%	19歳以下 ^(注2)	UK	平均所得以下世帯データ(2015/16)
⑦ 教育・スキル	資金援助のある幼児教育を受けている3-4歳児の割合	95%	3-4歳	E	教育省行政データ(2017)
	GCSEのA*-Cを英語と数学を含む5科目以上取得しているこどもの割合	52.8%	15歳		教育省行政データ(2015-16)
	通学している学校への満足度が高いと答えたこどもの割合(尺度1-7で5以上)	81%	10-15歳	UK	英国家計縦断調査(2015-16)
	大学への進学を希望しているこどもの割合	80.6%			

(注1) データソースの調査対象の地理的範囲。UK: 英国、GB: グレートブリテン、E: イングランド、W: ウェールズ

(注2) 16歳未満及び全日制の学校に通う16-19歳(Under 16 or aged 16-19 in full-time education)

(出所) ONS Dataset, “Children’s well-being measures”,

(<https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/wellbeing/datasets/childrenswellbeingmeasures>, 2024年1月15日取得)を基に作成。

2.4.3 若者のウェルビーイング指標

ONSでは、16-24歳の若者を対象に、「若者のウェルビーイングの測定」のデータセットを公表している。(図表55)。

図表 55 英国の「若者のウェルビーイングの測定」の一覧表

分野 (Domain)	測定 (Measure)	最新値	年齢	地理 (注)	出所(最新年)
① 個人のウェルビーイング	生活全般の満足度が「非常に高い」と答えた若者の割合(尺度0-10で9以上)	31.4%	上段	UK	年次人口調査(2019/4-2020/3)
	自分のしていることに「非常に価値」があると答えた若者の割合(尺度0-11で7以上)	25.0%	16-19歳		
	昨日の幸福度が「非常に高かった」と答えた若者の割合(尺度0-10で9以上)	31.8%	下段		
	昨日の不安感が「非常に低かった」と答えた若者の割合(尺度0-10で1以下)	31.1%	20-24歳		
	肯定的な精神的ウェルビーイングの平均スコア(29-35:高い/7-19:低い)	36.4%			
② 人間関係	困ったときに頼れる人が近くにいると思うと答えた成人の割合	32.1%		UK	英国家計縦断調査(2015-2016)
	週に1回以上、母親/父親と喧嘩をすると答えたこどもの割合	70.3%	16-24歳	E	地域生活調査(2017-2018)
	週に1回以上、母親/父親に相談すると答えたこどもの割合	父: 12.6% 母: 20.3%	16-21歳	UK	英国家計縦断調査(2017-2018)
③ 健康状態	障害があると答えた若者の割合	父: 37.8% 母: 61.9%			
		15.6%	16-24歳	UK	労働力調査(2020年4-6月)

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例
2.4 英国

分野 (Domain)	測定 (Measure)	最新値	年齢	地理 (注)	出所(最新年)
	自分の健康に対する満足度が「非常に高い」又は「高い」と答えた若者の割合	52.4%	16-24 歳	UK	英国家計縦断調査(2017-2018)
	うつ病や不安症の徴候がある割合	24.9%			
	過体重(肥満も含む)の割合	35.3%	16-24 歳	E	イングランド保健調査(2018)
④ 活動	失業率	12.7%	16-24 歳	UK	労働力調査(2020年4-6月)
	余暇の時間に「ほぼ満足している」、「非常に満足している」と答えた若者の割合	43.4%	16-24 歳	UK	英国家計縦断調査(2017-2018)
	「過去1年間に1回以上ボランティア活動に参加した」と答えた若者の割合	16.8%			
	活動的と考えられる16-14歳の若者の割合	74.1%	16-24 歳	E	アクティブライフ調査(2018/11-2019/11)
	「過去1年間に少なくとも3回、芸術又は文化的活動に参加した」と答えた若者の割合	80.6%	16-24 歳	E	参加調査(2018-2019)
⑤ 暮らしている場所	過去1年間に犯罪の被害にあった若者の割合	18.3%	16-24 歳	E, W	犯罪統計(2019/4-2020/3)
	「日没後、近所を一人で歩くときの程度、安全と感じるか」という質問に、「とても安全」又は「まあまあ安全」と答えた若者の割合	80.1%			
	「自分の住んでいる地域が自分の居場所だと感じるか」という質問に「そう思う」、「非常にそう思う」と答えた若者の割合	47.6%	16-24 歳	UK	英国家計縦断調査(2017-2018)
	「過去1年間、週に1回以上の頻度で自然環境に行った」と答えた若者の割合	59.1%	16-24 歳	E	自然環境と関わりに関する調査(2018-2019)
	自分の住居に対する満足度が「かなり高い」、「とても満足」と答えた若者の割合(尺度0-10の7以上)	84.1%	16-24 歳	E	イングランド住宅調査(2018-2019)
	⑥ 家計	所得の中央値の60%未満の世帯の個人の割合	23.8%	16-24 歳	UK
世帯収入に「概ね満足している」、「かなり満足している」と答えた人の割合		43.2%			
経済的にやっていくのが「難しい」、「非常に難しい」と答えた若者の割合		9.4%	16-24 歳	UK	英国家計縦断調査(2017-2018)
⑦ 教育・スキル	19歳までにNQFレベル2を取得した若者の割合	83.4%	19 歳	E	教育省行政データ
	19歳までにNQFレベル3を取得した若者の割合	59.7%			
	教育・職業・訓練のいずれも行っていない若者の割合(ニート)	11.1%	16-24 歳	UK	労働力調査(2020年4-6月)

(注)データソースの調査対象の地理的範囲。UK:英国、GB:グレートブリテン、E:イングランド、W:ウェールズ

(出所)ONS Dataset, “Young people’s well-being measures”, 2020年10月2日,

(<https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/wellbeing/datasets/youngpeopleswellbeingmeasures>, 2024年1月15日取得)を基に作成。

2.4.4 こどもの声

(1) ONS 見直しにおけるこどもの声

ONS では、こどものウェルビーイング指標を開発後の時間経過に伴い現在のこどもの生活やウェルビーイングに影響があることが変化している可能性があることや、2020 年のコロナウィルスのパンデミックによって子ども・若者の新たな生活環境や将来の幸福に影響を与える可能性のある要因が変化すると考えられることから、指標の見直しに向けて、こどもの意見を聴取している(図表 56)⁴⁸。

図表 56 英国のウェルビーイング指標に関するこどもの意見

論文名称	Children's views on well-being and what makes a happy life, UK: 2020
実施期間	2019年9月~2020年2月
参加者	10-15歳の子ども48人 (年齢層別)10-16歳16人、13-15歳32人 (男女別)男17人 女31人 (地理別) イングランド20人、北アイルランド5人、スコットランド5人、ウェールズ11人
こどもの意見の聴取方法	・ 一般グループ:40人の子どもを8グループに分けてフォーカス・グループを10回開催。 ・ 特別グループ:13-15歳の8人(ヤングケアラーなど)へのヒアリング
こどもの意見(一部)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 愛されていると感じることが、幸せな人生を送るために最も重要である。特に友人や家族と前向きで支え合う関係を持つこと。 ・ 安全であると感じること(こどものための安全な場所や活動など)が不可欠である。 ・ 他者から批判されることなく自分らしくいられること、自分自身を表現できることが、精神的な健康にとって非常に重要である。 ・ 多くの子どもが起きている時間の大半を過ごす学校は、こどものウェルビーイングに重大な影響がある。特に、建物、環境、文化、教師、その他の職員、学習内容やカリキュラム、課外活動の機会など。 ・ 子ども・若者は家計を直接扱うことがないかもしれないが、基本的なニーズを満たし、社会的包摂感を醸成する上で家計が重要であること。一方、家計に関するストレスは、家庭全員の精神的健康に影響を与える可能性がある。 ・ 将来の幸福とウェルビーイングのディスカッションでは、「平和な国に住み、権力者によってこどものニーズが考慮されること」、「子どもが自分自身を表現し、自分の生活に影響する決定について発言できるようにすること」、「環境の保全と気候変動への対応」、「子どもが正しいこともあるので、こどもの意見に耳を傾けるべきである」などが主に挙げられた。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者、こどもの双方から参加同意を得た。 ・ この調査については、国家統計学者倫理諮問委員会の承認を得て実施された。 ・ 子ども協会が支援した。

(出所)ONS(2020:pp.1-5)を基に作成。

(2) 子ども協会の取組

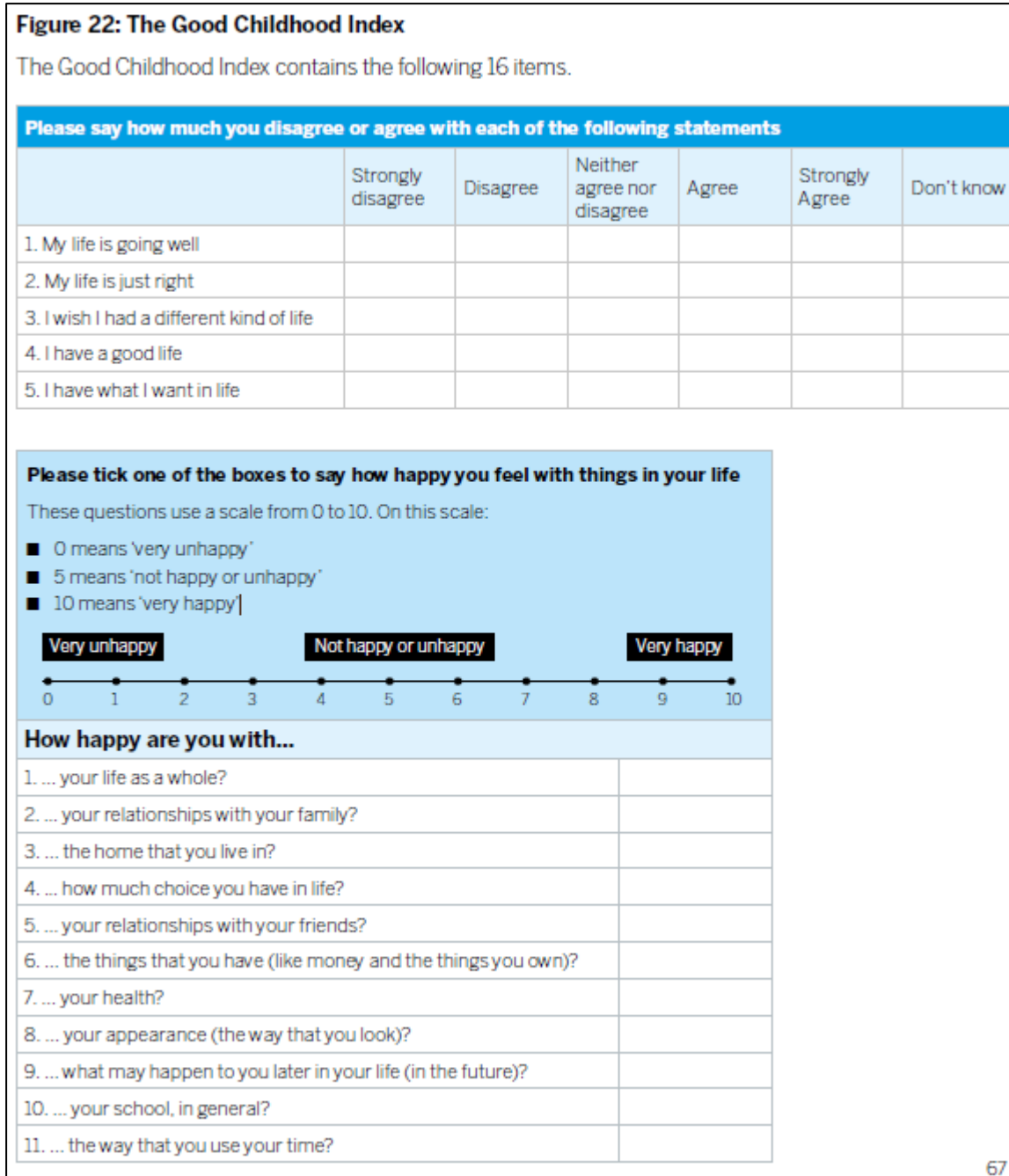
ONS の「こどものウェルビーイングの測度」のデータセットは、10-15歳のこどもの主観的なデータが含まれていることが特徴である。この主観的な指標のデータソースは、子ども協会のオンライン・ウェルビーイング調査である(図表 57)。

子ども協会では、2005年に、14-15歳8,000人以上を対象に、「良い生活のために最も重要と感じていること」や「良い生活を妨げているもの」について意見を聴取した。それ以降、毎年、こどものウェルビーイングに関する調査や意見聴取を、2012年からは年次報告書(The Good Childhood

⁴⁸ 2024年1月末時点で、見直し後のこどものウェルビーイングの測定は公表されていない。

Report)の公表を行っている(図表 58)。

図表 57 こども協会のオンライン・ウェルビーイング調査



(出所)The Children's Society(2023:p.67), "Appendix A Figure 22: The Good Childhood Index"を引用。

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例
2.4 英国

図表 58 英国の子ども協会の「Good Childhood research programme」の取組

実施年	主な取組
2005	・ 全国会議を実施し、14 歳と 15 歳の 8,000 人以上を対象に、自らの良い生活のために最も重要と感じていることや、それを妨げていることについて、語った。
2007	・ 2005 年のこどもの声を基に、こどものウェルビーイングに関する試験調査を実施。
2008	・ 第 1 回ウェルビーイング調査の実施。調査対象は、イングランドのメインストリームの学校に通う 10-15 歳のこども 7,000 人以上。
2009	・ 8-9 歳のこどもを対象に会議を実施。 ・ 2008 年の調査で取り上げられなかったトピックについて追加の質問を実施。
2010	・ 第 2 回ウェルビーイング調査を開始。調査対象は、イングランドの主流校に通う 8-15 歳のこども 6,000 人弱。 ・ 四半期グッドこども指標調査(quarterly Good Childhood Index survey)を開始。調査対象は、8-15 歳のこども 2,000 人。
2011	・ 第 2 回ウェルビーイング調査が終了。 ・ メインストリームの学校調査に含まれないこどもの意見を追加するため、PRU(Pupil Referral Unit)のこどもを対象に補足調査を実施。
2012	・ 国際的な Children's Worlds 調査の試験的实施に参加。 ・ イングランドでは、こどもとの定性的ワークや、12-13 歳のこども 1,100 人以上を対象とした調査を実施。 ・ 第 1 回「The Good Childhood Report」を発行。
2013-2014	・ 第 3 回ウェルビーイング調査を実施。4、6、8、10 年生の 4,000 人以上のこどもを対象。 ・ この調査には、3 つの低年齢層を対象とした Children's Worlds 調査への参加も含まれる。
2015	・ 毎年恒例のグッドこども指標のオンライン調査を実施(第 14 回)。 ・ これまでの調査には、8-17 歳までのこども 28,000 人以上が参加。
2016-2019	・ 毎年恒例のオンライン・ウェルビーイング調査(wave)を実施。約 9,500 人のこどもが参加。
2020	・ 第 19 回グッドこども指標調査が、Covid-19 パンデミックの最初の全国封鎖期間中に実施。今回初めて、4 つ全ての連邦国家の 10-17 歳のこどもを対象とした。 ・ 国際的な Children's Worlds 調査(第 3 回)によるイングランド調査の結果が公表される。6 年生のこどもに焦点を当てたイングランドの調査のデータ収集は、ヨーク大学と子ども協会が共同で実施。
2023	・ オンライン・ウェルビーイング調査の最新版(第 22 回)を実施。 ・ これらの調査には、これまでに約 46,000 人のこどもが参加。

(出所)The Children's Society(2023:pp.68-69), Appendix B の“Figure23:The research programme”を基に作成。

2.5 スウェーデン

2.5.1 概要

スウェーデンは、OECD アンケートに、スウェーデンのこどものウェルビーイング指標として、スウェーデン統計局(Statistics Sweden)による 12-18 歳のこどもを対象とした生活状況についての統計調査「こどもの生活実態調査」(Living Conditions Survey of Children, Barn-ULF)のデータベースがあると回答している。

統計調査「こどもの生活実態調査」の他、スウェーデン若者市民社会庁(Swedish Agency for Youth and Civil Society)では、13 歳-25 歳のこども・若者を対象とした、若者の生活状況を追跡するための Web ツール「今日の若者」(Ung idag)を公表している。「今日の若者」は、複数の政府機関の統計から作成される 6 分野 66 指標により構成されている(図表 59)。

図表 59 スウェーデンにおける「こどものウェルビーイング指標」の一覧

名称	作成機関	指標数	大項目・分野の名称	対象年齢
こどもの生活実態調査	スウェーデン統計局	7 分野 85 指標 ^(注)	① 経済的・物質的資源 ② 余暇・文化活動 ③ 家事 ④ 健康状態 ⑤ 親との関係 ⑥ 就学状況 ⑦ 近隣及び学校の安全	12-18 歳
今日の若者(Ung idag)	スウェーデン若者市民社会庁	6 分野 66 指標	① 仕事と住居 ② 経済的・社会的脆弱性 ③ 心身の健康 ④ 影響と代表 ⑤ 文化・余暇活動 ⑥ 教育	13-25 歳

(注)最新年(2018- 2019 年)のデータが存在する指標の数

2.5.2 こどものウェルビーイング指標

(1) こどもの生活実態調査

「こどもの生活実態調査」は、12-18 歳のこどもを対象とした生活状況に関する調査である(図表 60)。調査は 2001 年から開始され、「こどもが日常をどのように過ごし、どのような経験をしているか」の把握を目的としており、調査項目の一覧は、図表 61 のとおりである。

調査結果はスウェーデン統計局ホームページにて公表されており、年齢(12-15 歳、16-18 歳)・学年(6-9 年、高等学校)・世帯形態(ひとり親、両親)、世帯の教育水準、出身(外国・スウェーデン)、市町村の規模 等の属性別の指標の割合が公表されている。

2019 年以前の「こどもの生活実態調査」は、成人を対象とした「生活実態調査」(Living Conditions Surveys, ULF)の補足調査としてスウェーデン統計局により実施されており、「生活実態調査」の回答者もしくは配偶者のこどもが本調査の調査対象となるため、こどもは保護者経由で調査対象に選ばれている。また、回答データは、両親の職業、教育、家族の生活情報等、世帯に関するデータとリンクすることができる。

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例
2.5 スウェーデン

本調査は、2001 年の開始以降、数回の調査方法や調査項目の見直しが行われており、2019 年からは、改定のためのワーキンググループが開設され、困難な状況等におかれたこどものグループ(ひとり親家庭のこども、外国にルーツを持つこども、障害のあるこども等)に関するより多くの情報を得ること等を目的に調査・方法内容の見直しが行われた。2021 年にはスウェーデン政府の委託のもと新たなデータ収集を検討するためのテスト調査が行われた⁴⁹。

図表 60 スウェーデン統計局「こどもの生活実態調査」の概要

名称	こどもの生活実態調査 Living Conditions Survey of Children(Barn-ULF)
URL	https://www.scb.se/en/data-collection/surveys/living-conditions-survey-of-children/
調査対象	スウェーデンに住む、12-18 歳のこども ※2008-2014 年は 10-18 歳、2014 年以降は、12-18 歳のこどもを対象に調査。
調査方法	2007 年-2019 年調査 : 電話インタビュー調査
項目	①経済的・物質的資源、②余暇・文化活動、③家事、④健康状態、⑤親との関係、 ⑥就学状況、⑦近隣及び学校の安全
期間	2001 年より開始。 スウェーデン統計局のホームページには 2008-2019 年調査結果のデータセットが掲載されている。
最新版の公表日	2020 年 5 月 20 日
サンプルサイズ ⁵⁰	2019 年調査: 773 世帯 1,119 人 (スウェーデン統計局が実施する、「生活実態調査」のインタビュー対象者(16 歳以上の個人 5,543 人)の 12-18 歳のこども ⁵¹)
実施機関	スウェーデン統計局(Statistics Sweden)

(出所) Statistics Sweden, “Undersökningarna av barns levnadsförhållanden (Barn-ULF)”, (<https://www.scb.se/lamna-uppgifter/undersokningar/undersokningarna-av-barns-levnadsforhallanden/>, 2024 年 3 月 4 日取得) を基に作成。

図表 61 スウェーデン統計局「こどもの生活実態調査」の指標一覧

分野	指標(indicator)	最新値 ⁵²
① こどもの経済的・物質的資源	「自分の部屋を所有している」と答えたこどもの割合	88%
	「コンピューターを所有している」と答えたこどもの割合	78%
	「友達を持っているものを買う余裕がない」と答えたこどもの割合	18%
	「友達と出かける余裕がない」と答えたこどもの割合	8%
	「映画館への入場料など、明日のために 200 クロネ ⁵³ を入手することができる」と答えたこどもの割合	97%
	「昨年、夏休みにアルバイトをした」と答えたこどもの割合(13-18 歳)	37%

⁴⁹ Statistics Sweden, “Data collection method in the Living Conditions Survey of Children. Experiment and methodology, Living Conditions 2022:1”, 2022 年 2 月 1 日, (<https://www.scb.se/publikation/47903>, 2023 年 12 月 19 日取得)

⁵⁰ 2019 年調査以降、調査方法の見直しが行われた。変更後の調査の詳細は公表されていないが、スウェーデン統計局ホームページでは、サンプルサイズについて約 30,000 人と記載している。(2024 年 3 月時点)
(Statistics Sweden, “Undersökningarna av barns levnadsförhållanden (Barn-ULF)”, (<https://www.scb.se/lamna-uppgifter/undersokningar/undersokningarna-av-barns-levnadsforhallanden/>, 2024 年 3 月 4 日取得))

⁵¹ Statistic Sweden, “KVALITETSDEKLARATION Undersökningarna av barns levnadsförhållanden (Barn-ULF)”, 2020 年 5 月 20 日, (https://www.scb.se/contentassets/35c7a3179ee948e79211f1f8c894f13/le0106_kd_2019_200520.pdf:p.9, 2024 年 1 月 16 日取得)

⁵² 各指標の “Propotion of children in percent by indicator All Children-Girls and boys”の値を記載。

⁵³ 200SEK Kr は、日本円で約 2,900 円(2024 年 1 月時点)

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例
2.5 スウェーデン

分野	指標(indicator)	最新値 ⁵²
	「月に1回以上働いてお金を稼いだ」と答えたこどもの割合(13-18歳)	22%
② こどもの余暇・文化活動	「過去6ヶ月以内に映画館に行った」と答えたこどもの割合	73%
	「過去6ヶ月以内に美術館に行った」と答えたこどもの割合	32%
	「過去6ヶ月以内に演劇を観た」と答えたこどもの割合	23%
	「過去6ヶ月以内にコンサートに行った」と答えたこどもの割合	34%
	「過去6ヶ月以内に図書館に行った」と答えたこどもの割合	63%
	「週に1日以上、本を読む」と答えたこどもの割合	48%
	「週に1日以上、ニュースを見る」と答えたこどもの割合	79%
	「協会/クラブでスポーツする」と答えたこどもの割合	58%
	「週に1回以上、息が切れるか汗をかくまで運動する」と答えたこどもの割合	70%
	「週に1日以上、大人のリーダーと一緒に活動(スポーツを除く)する」と答えたこどもの割合	20%
	「週に1日以上、友人の家を訪問する」と答えたこどもの割合	72%
	「週に1日以上、友人が自宅を訪ねてくる」と答えたこどもの割合	60%
	「週に1日以上、他の場所で友人と会う」と答えたこどもの割合	81%
	「毎日友人と電話やメールをする」と答えたこどもの割合	69%
	「週に1日以上、インターネット上で友人と交流する」と答えたこどもの割合	89%
	「週末に7時間以上、インターネットを利用する」と答えたこどもの割合	42%
	「週末に3時間以上、コンピューターゲームをする」と答えたこどもの割合	13%
	「週末に3時間以上、テレビ番組又は映画を見る」と答えたこどもの割合	6%
	「1日3時間以上、インターネットを利用する」と答えたこどもの割合	59%
	「1日3時間以上、コンピューターゲームをする」と答えたこどもの割合	17%
「1日3時間以上、テレビ番組や映画を見る」と答えたこどもの割合	14%	
③ こどもの家事	「週に1回以上、部屋の掃除をする」と答えたこどもの割合	73%
	「週に1回以上、食事の準備をする」と答えたこどもの割合	60%
	「週に1回以上、洗濯をする、アイロンをかける、服をたたむ」と答えたこどもの割合	54%
	「週に1回以上、屋外で仕事をする」と答えたこどもの割合	29%
	「週に1回以上、家庭内の他のことを手伝う」と答えたこどもの割合	91%
	「週に1時間以上、家庭の手伝いをする」と答えたこどもの割合	83%
④ こどもの健康状態	「調子がまあまあいい/とてもいい」と答えたこどもの割合	96%
	「機嫌がいいことが多い」と答えたこどもの割合	95%
	「自分に満足していることが多い」と答えたこどもの割合	89%
	「悲しい気分によくなる」と答えたこどもの割合	12%
	「じっとして集中できないことが多い」と答えたこどもの割合	33%
	「よく緊張したり神経質になったりする」と答えたこどもの割合	21%
	「週に1回以上、頭痛がある」と答えたこどもの割合	29%
	「週に1回以上、胃が痛む」と答えたこどもの割合	20%
	「週に1回以上、入眠困難となる」と答えたこどもの割合	33%
	「週に1回以上、寝つきが悪い」と答えたこどもの割合	24%
	「週に1回以上、学校で昼間に疲れを感じる」と答えたこどもの割合	57%
	「週に1回以上、ストレスを感じる」と答えたこどもの割合	39%
	「週に1回以上、朝食を抜く」と答えたこどもの割合	32%
	「週に1回以上、昼食を抜く」と答えたこどもの割合	19%
	「週に1回以上、喫煙する」と答えたこどもの割合(13-18歳)	3%
「少なくとも毎月アルコールを飲む」と答えたこどもの割合(13-18歳)	12%	
⑤ こどもの親との関係	「母親と仲が良い」と答えたこどもの割合	96%
	「父親と仲が良い」と答えたこどもの割合	94%
	「自分が話したいとき、母親は時間を割いてくれる」と答えたこどもの割合	97%
	「自分が話したいとき、父親は時間を割いてくれる」と答えたこどもの割合	92%
	「親が自分の居場所について心配してくれる」と答えたこどもの割合	94%
	「自分に関する決定に関与できる」と答えたこどもの割合	90%
⑥ こどもの就学状況	「自分のクラスをとても、又は、まあまあ気に入っている」と答えたこどもの割合	96%
	「自分のクラスを非常に気に入っている」と答えたこどもの割合	60%
	「クラスに少なくとも1人は親しい友人がいる」と答えたこどもの割合	92%
	「ほとんどの場合、教室は平和で穏やかだ」と答えたこどもの割合	63%

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例

2.5 スウェーデン

分野	指標(indicator)	最新値 ⁵²
	「教室が平和で穏やかであることはめったにない」と答えたこどもの割合	8%
	「学校の勉強で、先生から手助けを受けている」と答えたこどもの割合	77%
	「自分に対してひどい扱いをする先生がいる」と答えたこどもの割合	7%
	「自分に対してひどい扱いをする生徒がいる」と答えたこどもの割合	15%
	「学校の授業をもっとゆっくり取り組みたい」と答えたこどもの割合	17%
	「学校の授業をもっと早く取り組みたい」と答えたこどもの割合	7%
	「宿題が多すぎる、テストやレポートが多すぎる」と答えたこどもの割合	25%
	「宿題やテストでストレスを感じる人が多い」と答えたこどもの割合	28%
	「必要に応じて宿題を手伝ってもらうことが多い」と答えたこどもの割合	72%
	「週に最低 3 時間は宿題やテスト勉強をする」と答えたこどもの割合	65%
	「月に 1 回以上無断で欠席する」と答えたこどもの割合	8%
⑦ 近隣及び学校におけるこどもの安全	「教室はとても、又は、まあまあ安全と感じる」と答えたこどもの割合	98%
	「教室は非常に安全だと感じる」と答えたこどもの割合	78%
	「休み時間はとても、又は、まあまあ安全だと感じる」と答えたこどもの割合	98%
	「休み時間は非常に安全だと感じる」と答えたこどもの割合	77%
	「登下校時はとても、又は、まあまあ安全だと感じる」と答えたこどもの割合	98%
	「登下校時は非常に安全だと感じる」と答えたこどもの割合	75%
	「日中、住んでいる場所はとても、又は、まあまあ安全だと感じる」と答えたこどもの割合	99%
	「日中、住んでいる場所は非常に安全だと感じる」と答えたこどもの割合	83%
	「夜間、住んでいる場所はとても、又は、まあまあ安全だと感じる」と答えたこどもの割合	91%
	「夜間、住んでいる場所は非常に安全だと感じる」と答えたこどもの割合	51%
	「住んでいる場所に避けたいこどもや若者がいる」と答えたこどもの割合	17%
	「住んでいる場所に避けたい大人がいる」と答えたこどもの割合	13%
	「住んでいる場所で、脅されたり、殴られたり、追いかけられたりしたことがある」と答えたこどもの割合	3%
「過去 6 ヶ月間にインターネット上でからかわれたり、いじめられたりしたことがある」と答えたこどもの割合	13%	

(注)最新年(2018-2019年)のデータが存在する指標について記載。

(出所) Statistics Sweden, “Statistical database”,

(https://www.statistikdatabasen.scb.se/pxweb/en/ssd/START_LE_LE0106_LE0106A/, 2024年1月10日取得)及び、

Statistics Sweden, “Definitioner av indikatorer i Barn-ULF”, 2020年5月20日,

(https://www.scb.se/contentassets/191a23c90f344a8290110c3d13a435b6/definitioner_av_indikatorer_barn_ulf_2016-2019.pdf, 2024年1月18日取得)を基に作成。

2.5.3 若者のウェルビーイング指標

(1) 今日の若者(Ung idag)

「今日の若者」(Ung idag)は、スウェーデン若者市民社会庁による、スウェーデンに住む 13 歳から 25 歳のこども・若者の生活状況を把握することを目的とした Web ツールである(図表 62)。

スウェーデンでは、若者政策の目標を「すべての若者が良好な生活環境、人生を切り開く力、社会の発展に対する影響力を持つこと」(Regeringens proposition 2013/14:191⁵⁴)としており、スウェーデン若者市民社会庁は、この目標に関連して若者の生活環境がどのように発展しているかをモニタリングする業務を担っている。モニタリング業務の一部として、若者の生活環境に関する指標等の統計を

⁵⁴ Regeringskansliet, “Regeringens proposition 2013/14:191”,

(<https://www.regeringen.se/contentassets/e005ea3010f94b60b5e9cebf6c061e8e/med-fokus-pa-unga--en-politik-for-goda-levnadsvillkor-makt-och-inflytande-prop.-201314191.p.1>, 2024年3月7日取得)

報告・モニタリングを行っている⁵⁵。「今日の若者」のWeb ツールは、2015 年より運用が開始されたが、若者の生活状況に関する統計等を取りまとめた報告書が 2011 年より毎年公表されている。

指標は、6 つの領域(仕事と住居、経済的・社会的脆弱性、心身の健康、影響と代表、文化とレジャー、教育)に分類される 66 の指標⁵⁶で構成されており、各指標は 11 の行政機関による、約 30 種類の統計調査・行政記録情報から作成されている(図表 63)。データソースの中には、スウェーデン若者市民社会庁により実施されている 15-25 歳の子ども・若者を対象とした調査である「若者調査」(Nationella ungdomsenkäten)の調査結果のデータも、余暇活動や政治への参加等の指標に用いられている。

図表 62 スウェーデン若者市民社会庁「今日の若者」の概要

名 称	今日の若者(Ung idag)
U R L	https://ungidag.se/
項 目	① 仕事と住居、② 経済的・社会的脆弱性、③ 心身の健康、④ 影響と代表、⑤ 文化・余暇活動、⑥ 教育
期 間	複数機関から若者の生活状況に関する統計データ等を収集し随時更新。若者の生活状況に関する統計に基づく報告書は、2011 年より公表。2015 年より現行の Web ベースのツール「今日の若者」を公表。
最新版の公表日	2023 年 11 月 16 日 ※指標ごとに随時更新(2024 年 2 月時点)
実 施 機 関	スウェーデン若者市民社会庁(MUCF)

(出所) Myndigheten för ungdoms- och civilsamhällesfrågor (MUCF), “Statistik om ungdomars villkor - på ett och samma ställe”, (<https://www.mucf.se/om-oss/pressmeddelanden/statistik-om-ungdomars-villkor-pa-ett-och-samma-stalle>, 2024 年 1 月 15 日取得)及び、Myndigheten för ungdoms- och civilsamhällesfrågor (MUCF), “Ung idag”, (<https://ungidag.se/>, 2024 年 2 月 8 日取得)を基に作成。

図表 63 「今日の若者」の指標一覧

分野	指標 (Indicator ⁵⁷)	詳細	最新値 ⁵⁸	年齢	データソース (最新年) ⁵⁹
① 仕事と住居	活動支援付きプログラム終了後の就労・就学	活動支援プログラムを受けた後、就労又は就学している若者の割合	37.4%	16-24 歳	公共雇用サービスの登録簿 ⁶⁰ (2023)
	3ヶ月以上の無職	90 日以上失業している登録失業者の割合	4.4%		
	登録失業者	登録失業者と活動支援プログラム申請者の割合	7.2%		
	失業率の中央値	登録失業者の失業期間の中央値	117 日		
	雇用、教育、訓練を受けていない若者(ニート)	雇用、教育、訓練を受けていない(ニート)の若者の割合	5.7%	18-24 歳	統計局がまとめた各種登録簿 ⁶¹ (2021)
	自営業者	自営業の若者の割合	1.5%		

⁵⁵ Myndigheten för ungdoms- och civilsamhällesfrågor (MUCF), “EN SAMMANFATTAD BILD AV UNGAS LEVNADSVILLKOR I SVERIGE UNG IDAG 2023”, 2023 年 3 月 29 日, (<https://www.mucf.se/publikationer/en-sammanfattad-bild-av-ungas-levnadsvillkor-i-sverige>, 2024 年 1 月 15 日取得)

⁵⁶ 「今日の若者」ホームページ上では、指標数について6分野約 55 指標と紹介されているが、実際には、66 種類の指標が掲載されている。(2024 年 3 月時点)

⁵⁷ スウェーデン語原文では、“indikator”と表記。

⁵⁸ 「今日の若者」の各指標の詳細ページ中、「全ての若者」(Samtliga,Unga)の値を記載。

⁵⁹ データソースのスウェーデン語の原文は、以下に記載のとおり(データソース名/提供機関)。

⁶⁰ Arbetsförmedlingens registerdatabas/Arbetsförmedlingen

⁶¹ Olika register som sammanställs av Statistiska Centralbyrån/Myndigheten för ungdoms- och civilsamhällesfrågor

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例
2.5 スウェーデン

分野	指標 (Indicator ⁵⁷)	詳細	最新値 ⁵⁸	年齢	データソース (最新年) ⁵⁹	
					市場統計 ⁶² (2021)	
	職場での影響	「職場での影響力が小さいと感じている」と答えた若者の割合	24.4%	20-29 歳	労働環境調査 ⁶³ (2021)	
	住居の形態	実家を出て持ち家に住んでいると答えた若者の割合	6.8%	20-24 歳	生活実態調査 ⁶⁴ (2022)	
		実家を出て借家に住んでいると答えた若者の割合	16.5%			
		実家を出て賃貸住宅に住んでいると答えた若者の割合	75%			
		現在も親と同居している若者の割合	30.4%			
② 経済的・社会的脆弱性	経済的支援	経済的扶助(所得扶助及びその他の生活費の扶助)を受けている若者の割合	4.6%	18-24 歳	経済的扶助登録簿 ⁶⁵ (2022)	
	低い経済水準	こどもの有無にかかわらず、消費単位当たりの可処分所得が全世帯の中央値の 60%未満の世帯に住む若者の割合	26.4%	20-24 歳	所得税登録簿 ⁶⁶ (2022)	
	債務整理の申請	債務整理を申請した若者の数	600 件	18-24 歳	QlikSara 統計報告システム ⁶⁷ (2022)	
	支払命令申請	支払命令の申請の被申立人となった若者の数	40,971 人			
	債権回収	債権回収登録簿に登録された借金を持つ若者の数	19,790 人			
	学資援助は十分だと思う	生活費に対する学資援助 (studiestödet räcker)が十分であると答えた受給者の割合(大学)	生活費に対する学資援助が十分であると答えた受給者の割合(成人教育センター・民間高校)	44%	19-24 歳	学生の社会的・経済的状況に関する調査 ⁶⁹ (2020※) ※高等職業教育学校は 2022 年データ。
			生活費に対する学資援助が十分であると答えた受給者の割合(成人教育センター・民間高校)	45%		
			生活費に対する学資援助が十分であると答えた受給者の割合(高等職業教育学校)	37%		
	立ち退きを迫られた、又はその恐れがある	若者への立ち退き申立て(立ち退きの危機に瀕している)件数	若者の立ち退き申立て(立ち退きの危機に瀕している)件数	541 件	18-24 歳	フォローアップツール WinIT ⁶⁸ (2022)
			若者の立ち退き申件数	195 件		
若者保護法(LVU)又は社会福祉法(SoL)によるデイケア	1 年間のうちある時点で家庭外保育(デイケア)に入所した若者の人数(人口 1000 人あたり)	16.8 人	13-17 歳	児童・若者への社会サービス介入登録簿 ⁷⁰ (2022)		
傷病手当金、傷病補償	被保険者のうち疾病給付、疾病補	49.8 人	16-24 歳	STORE ⁷¹		

⁶² SCB, Registerbaserad arbetsmarknadsstatistik/ SCB

⁶³ Arbetsmiljöenkäten, en tilläggsundersökning till Arbetskraftsundersökningarna (AKU)/ SCB genom Arbetsmiljöverket

⁶⁴ Statistiska centralbyrån, Undersökningarna av levnadsförhållanden (ULF/SILC)/ Statistiska centralbyrån

⁶⁵ Socialstyrelsen, registret över ekonomiskt bistånd / Socialstyrelsen

⁶⁶ SCB, Registret över inkomster och skatter / Statistiska centralbyrån

⁶⁷ Data är hämtat från uppföljningsverktyget QlikSkusan / Kronofogdemyndigheten

⁶⁸ Uppföljningsverktyget WinIT/ Kronofogdemyndigheten

⁶⁹ Undersökning av studerandes sociala och ekonomiska situation / Centrala studiestödsnämnden

⁷⁰ Socialstyrelsen, Registret över socialtjänstens insatser för barn och unga / Socialstyrelsen

⁷¹ Försäkringskassan, STORE / Försäkringskassan

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例
2.5 スウェーデン

分野	指標 (Indicator ⁵⁷)	詳細	最新値 ⁵⁸	年齢	データソース (最新年) ⁵⁹	
	金、活動補償金	償、活動補償を受給している人数 (人口 1000 人あたり)			(2022)	
	致命的な暴力の犠牲者	10 万人当たりの若者のうち致命的な暴行を受け死亡した人数	2.9 人	13-24 歳	死因統計 ⁷² (2022)	
	刑事犯罪による起訴	刑事犯罪による若者の起訴件数	34,000 件	15-24 歳	犯罪統計 ⁷³ (2022)	
	近隣の治安の悪さ	居住地域で深夜に外出する際に危険を感じる、不安を理由に外出を控えると答えた若者の割合	31%	16-24 歳	全国治安調査 ⁷⁴ (2023)	
	犯罪の被害者	販売詐欺、カード/クレジット詐欺の被害に遭ったと答えた若者の割合	7.5%			全国治安調査 ⁷⁴ (2022)
		過去 12 カ月間に深刻な暴力を受けたと答えた義務教育 9 年生の生徒の割合	4.1%	9 年生		犯罪に関する学校調査 ⁷⁵ (2021)
		過去 12 カ月間に脅迫を受けたと答えた義務教育 9 年生の生徒の割合	11.1%			
		過去 12 カ月間に軽度の暴力を受けたと答えた義務教育 9 年生の生徒の割合	17.7%			
		暴行を受けたことがあると答えた若者の割合	6.8%	16-24 歳		全国治安調査 ⁷⁴ (2022)
		強盗の被害を受けたことがあると答えた若者の割合	2%			
		性犯罪の被害を受けたことがあると答えた若者の割合	15.5%			
過去 12 カ月間に窃盗の被害を受けたことがあると答えた義務教育 9 年生の生徒の割合		23.9%	9 年生		犯罪に関する学校調査 ⁷⁵ (2021)	
差別による不快感	過去 6 カ月間に、差別により気分を害するような不当な扱いを経験したと答えた若者(16-25 歳)の割合	14.4%	16-25 歳		若者調査 ⁷⁶ (2018)	
③ 心身の健康	BMI30 以上(肥満)	BMI30 以上(肥満)の若者の割合	6.1%	16-24 歳	全国公衆衛生調査 「平等な条件での健康」 ⁷⁷ (2022)	
	クラミジア	若者のうちクラミジア症例が報告された割合(千分率)	17.6‰	16-24 歳	SmiNet 登録からの報告症例数 ⁷⁸ (2022)	
	1日 10 時間以上じっと座っている	1日 10 時間以上座りつづけている(睡眠を除く)若者の割合	33.7%	16-24 歳	全国公衆衛生調査 「平等な条件での健康」 ⁷⁷ (2022)	
	違法薬物の使用	最近 12 ヶ月間に違法薬物を使用したと答えた高等学校	14.5%	高等学校 2 年生	アルコール薬物教育 中央協会全国年次調	

⁷² Socialstyrelsens dödsorsaksstatistik / Socialstyrelsen

⁷³ Officiella kriminalstatistiken - personer lagförda för brott / Officiella kriminalstatistiken - personer lagförda för brott

⁷⁴ Officiella kriminalstatistiken - personer lagförda för brott / Brottsförebyggande rådet

⁷⁵ Skolundersökningen om brott, Brå / Brottsförebyggande rådet

⁷⁶ Ungdomsenkäten / Myndigheten för ungdoms- och civilsamhällesfrågor (MUCF)

⁷⁷ Nationella folkhälsoenkäten 'Hälsa på lika villkor' - Nationella urvalet + Landstingens tilläggsurval / Folkhälsomyndigheten

⁷⁸ Antal rapporterade fall hämtad från SmiNet-registret. Population hämtad från Statistiska centralbyrån (SCB). / Folkhälsomyndigheten

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例
2.5 スウェーデン

分野	指標 (Indicator ⁵⁷)	詳細	最新値 ⁵⁸	年齢	データソース (最新年) ⁵⁹	
		2年生の割合			査「児童生徒の薬物習慣」 ⁷⁹ (2022)	
	危険なギャンブル行動	危険なギャンブル習慣を持つ若者 ※複数の質問項目の回答から指標を作成	4.4%	16-24歳	全国公衆衛生調査 「平等な条件での健康」 ⁷⁷ (2022)	
	危険な飲酒	危険な飲酒をする若者の割合 ※複数の質問項目の回答から指数を作成	21.3%			
	毎日の喫煙	毎日喫煙する若者の割合	2.9%			
	毎日の喫ぎたばこ(スヌーズ)の使用	毎日スヌーズを使用する若者の割合	13.5%			
	自殺(意図が不明確なものを除く)	自殺(意図が不明確なものを除く) により死亡した若者の人数(人口 10万人あたり)	7.7人	13-24歳		
	自殺(意図が不明確なものを含む)	自殺(意図が不明確なものを含む) により死亡した若者の人数(10万 人あたり)	8.7人		死因統計 ⁷² (2022)	
	健康状態	通常健康状態を「良い」又は「非 常に良い」と答えた若者の割合	77.2%	16-24歳	全国公衆衛生調査 「平等な条件での健康」 ⁷⁷ (2022)	
	精神・心身症状 (心理的症状)	「不安、心配、又は心配事で困っ ているか」という質問に「はい」と答 えた若者の割合	55.9%	16-24歳	生活実態調査 ⁶⁴ (2022)	
	精神・心身症状 (心身症)	週に1回以上、頭痛、腹痛、寝つ きが悪いことがあると答えた若者の 割合	55.3%	13-18歳	こどもの生活実態調 査 ⁸⁰ (2018/2019)	
	自殺未遂又は自己破 壊的行動で治療を受け た	意図的な自傷行為により入院した 10万人当たりの若者の数	155.1人	13-24歳	患者登録簿 ⁸¹ (2022)	
④ 影響と代表	家族への影響力	自分に関する事柄について家庭で の意思決定に関与することがある と答えた若者の割合	90.2%	13-18歳	こどもの生活実態調 査 ⁸⁰ (2018/2019)	
	自分の住む自治体へ の影響力	自治体の意思決定者に対して意見 を述べる機会があると答えた若者 の割合	15.7%	16-25歳	若者調査 ⁷⁶ (2021)	
	自分の住む自治体へ 影響を与えたい	自分の住む自治体に関する課題に 関与し、影響を与えたいと答えた若 者の割合	42.5%			
	辞職		任期中に市議会議員を辞職した若 者の割合(普通議員・補欠議員を含 む)	42.4%	18-24歳	選挙・住民投票デー タベース ⁸² (2022)
			任期中にランスティング議員を辞 職した若者の割合	38.5%		
			任期中に国会議員を辞職した若者 の割合	16.7%		
	政党の党員	政党に加入していると答えた若者 の割合	2.9%	16-24歳	生活実態調査 ⁶⁴ (2022)	

⁷⁹ Centraförbundet för alkohol- och narkotikaupplysning (CAN), rikstäckande årlig enkätundersökning "Skolelevs drogvanor" / Folkhälsomyndigheten

⁸⁰ Undersökningarna av barns levnadsförhållanden, SCB / Statistiska centralbyrån (SCB)

⁸¹ Socialstyrelsen, patientregistret / Socialstyrelsen

⁸² Val- och folkomröstningsdatabas / Statistiska centralbyrån (SCB)

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例
2.5 スウェーデン

分野	指標 (Indicator ⁵⁷)	詳細	最新値 ⁵⁸	年齢	データソース (最新年) ⁵⁹
	総選挙における候補者と当選議員	国会議員選挙で推薦された若者の割合	4.1%	18-24 歳	選挙統計 ⁸³ (2022)
		ランスタング選挙に推薦された若者の割合	3.7%		
	政治活動への参加	過去1年間に自分の意見を表明するバッジやシンボルを着用したことがあると答えた若者の割合	12.1%	16-25 歳	若者調査 ⁷⁶ (2021)
		過去1年間にインターネット上で政治についてチャット、討論、コメントしたことがあると答えた若者の割合	23.3%		
		過去1年間にデモに参加したと答えた若者の割合	6.7%		
		過去1年間にボイコットや不買運動に参加したと答えた若者の割合	7.6%		
		過去1年間に政治的会合に参加したと答えた若者の割合	3.7%		
		過去1年間に政特定の社会問題に取り組む団体に寄付をしたと答えた若者の割合	21.6%		
		過去1年間に政治的な意思を表明するため政治家に連絡したことがあると答えた若者の割合	5.2%		
		過去1年間に政治的な意思を表明するため公務員に連絡したことがあると答えた若者の割合	2.1%		
		過去1年間に特定の社会的課題のために活動する団体に所属したことがあると答えた若者の割合	7.2%		
		過去1年間に政治的、倫理的、環境的な理由で特定の商品を購入した若者の割合	29.6%		
		過去1年間に編集者に手紙を書いた若者の割合	4.1%		
		過去1年間に請願書へ署名し意見を支持した若者の割合	35.4%		
		過去1年間にインターネット上で社会問題に対する意見を支持した若者の割合	57.8%		
	政治、社会、世界への関心	社会問題に関心がある、又は非常に関心があると答えた若者の割合	61.7%		
		諸外国で起きていることに関心がある、又は非常に関心があると答えた若者の割合	64.2%		
		政治に関心がある、又は非常に関心があると答えた若者の割合	43.4%		
	総選挙での投票	欧州議会選挙の投票率	44.4%	18-24 歳	選挙統計 ⁸³ (2022 ※) ※欧州議会選挙投票率は2019年データ。
		市議会選挙の投票率	76.4%		

⁸³ SCB, Valstatistik / Statistiska centralbyrån

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例

2.5 スウェーデン

分野	指標 (Indicator ⁵⁷)	詳細	最新値 ⁵⁸	年齢	データソース (最新年) ⁵⁹
⑤ 文化・余暇活動	図書館の訪問	毎月図書館に行くこと答えた若者の割合	22.4%	16-25 歳	若者調査 ⁷⁶ (2021)
	青少年保養所・青少年センターの訪問	毎月青少年保養所又は青少年センターに行くこと答えた若者の割合	4.1%		
	消費文化	毎月コンサート/演劇/ミュージカル/ダンス公演/博物館/展覧会に行くこと答えた若者の割合	6.6%		
	読書	毎週本を読むこと答えた若者の割合	29%		
	書き物	毎週文章を書くこと答えた若者の割合	14.6%		
	文化的習慣	毎週行う文化的な習慣(歌う/楽器を演奏する/音楽を作る/踊る/演劇をする/絵を描く)があると答えた若者の割合	30.6%		
	自然の中で過ごす	毎週自然の中にいる/釣り/狩猟をすると答えた若者の割合	26.7%		
	クラブでのスポーツ	毎週スポーツクラブに参加していると答えた若者の割合	25.3%		
	クラブ外でのスポーツ	毎週クラブや協会外でスポーツをすると答えた若者の割合	63.9%		
	毎週スポーツをする	毎週スポーツに参加すると答えた若者の割合	71.8%		
	団体のメンバー	団体(スポーツクラブ/学生会/宗教団体/文化団体/趣味団体/環境・動物愛護団体/政党 等)に参加していると答えた若者の割合	55.9%		
⑥ 教育	4年以内に卒業した高等学校生	4年以内に卒業した国家、高等教育の準備プログラム、職業プログラムの学生の割合	83.6%	—	学校教育庁 ⁸⁴ (2018)
	後期中等教育を受けていない	後期中等教育を受けていない若者の割合	6.8%	16-24 歳	教育登録簿・教育関係者登録簿 ⁸⁵ (2021)
	生徒からのいじめ	義務教育 7-9 年生と高等学校の生徒のうち、月に 1 回以上、他の生徒からいじめを受けていると感じていると答えた生徒の割合	6%	—	学校への態度調査 ⁸⁶ (2018)
	学校での平等	義務教育 7-9 年生と高等学校の生徒のうち、ほとんど又は全ての教師が女子と男子を公平に扱っていると感じていると答えた生徒の割合	83%		
	教師からのいじめ	義務教育 7-9 年生と高等学校の生徒のうち、月に 1 回以上、教師からいじめを受けていると感じていると答えた生徒の割合	4%		
	学校の安全	義務教育 7-9 年生と高等学校の生徒のうち、常に又はほとんどの時間、学校で安全だと感じていると答えた生徒の割合	92%		
	高等学校の入学資格	高等学校で職業訓練プログラムの	85.0%	—	学校教育庁の公式統

⁸⁴ Skolverket

⁸⁵ Utbildningsregistret (UREG) och Registret personer i utbildning (RPU) / SCB

⁸⁶ Skolverket, Attityder till skolan / Skolverket

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例
2.5 スウェーデン

分野	指標 (Indicator ⁵⁷)	詳細	最新値 ⁵⁸	年齢	データソース (最新年) ⁵⁹
		対象となる義務教育の9年生を修了した生徒の割合			計 ⁸⁷ (2022)
	大学の入学資格	高等学校卒業生のうち、大学・短大への入学資格を得た若者の割合	72.5%	—	高等学校を卒業した生徒名簿 ⁸⁸ (2022)
	留学	学資援助を受けて留学した若者の割合	7.6%	16-24歳	学生支援委員会の公式統計 ⁸⁹ (2023)
	大学・専門学校で学ぶ	スウェーデンの大学及び高等教育機関における19-24歳の学生の割合	22.8%	19-24歳	高等教育登録簿 ⁹⁰ (2022)

(出所)スウェーデン若者市民社会庁,“Ung idag”, (<https://ungidag.se/>, 2024年3月18日取得)を基に作成。

⁸⁷ Skolverkets officiella statistik / Skolverket

⁸⁸ Skolverkets register över elever som avslutat gymnasieskolan vårterminen varje år. / Skolverket

⁸⁹ CSN:s officiella statistik / Centrala studiestödsnämnden (CSN)

⁹⁰ SCB, Registret över totalbefolkningen och Universitets- och högskoleregistret / SCB

2.5.4 こどもの政策と指標との関係

OECD アンケートの結果によると、「こどもの生活実態調査」は、スウェーデンのこどものための統合的政策計画である「スウェーデンにおけるこどもの権利強化戦略」と、明示的に結びついた指標ではないと回答されており、ウェルビーイング測定に直結した記載はない。

また、「今日の若者」についても、若者の生活状況のモニタリングを目的とされているが、個々の若者政策と明示的な結びつきは確認できていない。

しかし、2010 年に制定された「スウェーデンにおけるこどもの権利強化戦略」(Strategi för att stärka barnets rättigheter i Sverige)では、こどもの生活状況に関する情報の収集について以下の原則が策定されており、スウェーデンにおいて、こどもの権利の強化にあたり、こどもの生活状況に関する情報を収集することが重要視されていると考えられる(図表 64、図表 65)。

図表 64 スウェーデンにおけるこどもの権利強化戦略

スウェーデンにおけるこどもの権利強化戦略(日本語仮訳)
<ul style="list-style-type: none"> ・こどもに影響を与えるすべての法律は、こどもの権利条約に沿って起草されるべきである。 ・こどもの身体的、精神的な完全性は、あらゆる状況において尊重されなければならない。 ・こどもは、自分たちに影響する問題について自分の意見を表明する権限を与えられるべきである。 ・こどもは、自分たちの権利と、それが実際にどのような意味を持つのかを学ぶべきである。 ・親はこどもの権利について知らされ、子育てのサポートを受けるべきである。 ・意思決定者と関連する専門家は、こどもの権利に関する知識を持ち、この知識を行動に移すべきである。 ・こどもに関連するさまざまな活動の関係者は、協力を通じてこどもの権利を強化すべきである。 ・こどもの生活状況に関する最新の知識は、こどもに関する決定や優先事項の基礎となるべきである。 ・こどもに影響を与える決定や措置は、こどもの権利の観点から監視・評価されるべきである。

(出所)SVERIGES RIKSDAG, “Strategi för att stärka barnets rättigheter i Sverige”,
(<https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/betankande/strategi-for-att-starka-barnets-rattigheter-i-gy01sou3/html/>, 2024 年 1 月 15 日取得)を引用し、仮訳を作成。下線を追加。

図表 65 スウェーデンにおけるこどもの権利強化戦略(こどもの生活状況の知識について)

スウェーデンにおけるこどもの権利強化戦略(こどもの生活状況の知識に関する箇所を抜粋、仮訳)
<ul style="list-style-type: none"> ・こどもに関する適切な措置を講じ、優先順位を決定できるようにするためには、地方、地域、国レベルで、こどもの生活状況について十分な知識を持つことが必要である。 ・こどものニーズや状況は時とともに変化するため、政府は、こどもの生活状況について最新の知識を持つことが重要である。 ・こどもの権利条約第 2 条の下で、こどもが差別されないようにするため、政府は、収集されたこどもの生活状況に関する知識が、さまざまな背景要因に基づく比較だけでなく、地域、地域、国、国際レベルの比較を可能にすることが重要である。

(出所)SVERIGES RIKSDAG, “Strategi för att stärka barnets rättigheter i Sverige”
(<https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/betankande/strategi-for-att-starka-barnets-rattigheter-i-gy01sou3/html/>, 2024 年 1 月 15 日取得)よりこどもの生活環境に関する情報の収集に関する原則に関する箇所を抜粋し引用し、仮訳を作成。

また、スウェーデンでは、1993 年より、国連こどもの権利条約(CRC)を政府機関や自治体・地域がするための支援・CRC のモニタリングを目的とした政府機関「こどもオンブズマン」(BARN OMBUDSMANNEN)が設立されている。こどもオンブズマンは、こどもオンブズマン法(図表 66)に基づき、こどもや若者の生活状況に関する情報の収集や、こども・若者との対話を通じてこどもの置かれている状況・課題に対する意見の収集、こどもの生活状況に関する年次報告書の作成を行っている。

図表 66 こどもオンブズマン法 第3条

条文(日本語仮訳)
3 § こどもオンブズマンは、その活動領域内において、以下のことを行う。 1 こどもと若者の権利と利益の実現を確保するために必要な憲法改正その他の措置を政府に提案する。 2 情報の提供、意見の形成、その他適切な措置を講じる。 3 公共の議論において、こどもと若者の権利と利益を代表する。 4 こどもと若者の生活状況に関する知識を収集し、統計を作成する。 5 こどもの権利条約の解釈と適用に関する国際的な動きをフォローする。

(出所)SVERIGES RIKSDAG, “Lag (1993:335) om Barnombudsman”,
(<https://www.riksdagen.se/sv/dokument-och-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/lag-1993335-om-barnombudsman-sfs-1993-335/>, 2024年1月15日取得)より引用し、仮訳を作成。

こどもオンブズマンの年次報告書⁹¹によると、スウェーデン統計局、スウェーデン若者市民社会庁はこどもオンブズマンと協力のうえ、こどもや若者の生活状況に関する情報の収集や指標の開発に取り組んでいる。

⁹¹ Barnombudsmannen(2022), “Årsredovisning 2022”, 2023年2月21日,
(<https://www.barnombudsmannen.se/contentassets/21e6c9786a304e7c98eeb8f067c1ab1a/barnombudsmanens-arsredovisning-2022.pdf>:pp.21-22, 2023年12月19日取得)

2.6 ニュージーランド

2.6.1 概要

ニュージーランドは、OECD アンケートに、こども・若者のウェルビーイングの向上のための法律、戦略、政策の進捗をモニタリングのための指標の整備など、詳細に回答している。

2014年に、こども法(Children's Act 2014)と合わせて、こども・若者のウェルビーイングのアウトカムの達成に向けたオランガ・タマリキ行動計画(Oranga Tamariki Action Plan)が策定され、その進捗状況を毎年議会への報告が義務づけられた。さらに、こどもの貧困対策をウェルビーイングの向上の最優先事項とし、2018年12月にこどもの貧困対策法(Child Poverty Reduction Act 2018)を制定した。2019年8月には、ニュージーランド初となる「こども・若者のウェルビーイング戦略」(Child and Youth Wellbeing Strategy)を策定した⁹²。

この戦略では、目指すべきビジョンを「ニュージーランドはこどもと若者にとって世界最高の場所である」とし、こども・若者のウェルビーイングにとって何が重要かを踏まえて、こども・若者のウェルビーイングのアウトカ目を定義し、こども・若者のウェルビーイング指標を整備した。

ニュージーランドは、このビジョンとアウトカムを達成するために、こども・若者の意見も踏まえ、今後5年間に実施する行動計画を策定し、その進捗を、こども・若者のウェルビーイング指標でモニタリングを行い、年次報告書に取りまとめている。

本調査では、こども・若者のウェルビーイング戦略及びこどものウェルビーイング指標が掲載されている最新の年次報告書を中心に調査した(図表 67)。

図表 67 ニュージーランドにおける「こどものウェルビーイング指標」の一覧

名称	作成機関	指標数	大項目・分野の名称	対象年齢
こども・若者のウェルビーイング戦略年次報告書	首相・内閣府	6 アウトカム 36 指標	① 愛され安全に育まれる ② 必要なものを手に入れる ③ 幸せで健康である ④ 学び・成長している ⑤ 受け入れられ、尊敬され、つながっている ⑥ 参加・権限	0-24 歳

2.6.2 こども・若者のウェルビーイング指標

ニュージーランドは、こどもと若者のウェルビーイング指標を一元的に整備している。こども・若者にとって、何が重要かを聞き、それを基に、6つのアウトカム指標を定義し、それに関連する指標を決めている(図表 68)。

⁹² この戦略以降、ニュージーランドのウェルビーイング向上に向けた計画や取組には、マオリ人のこどもの健康状態の改善を目指す「ワカマウア・マオリ健康行動計画」(Whakamaua Māori Health Action Plan 2020-2025)、「オラ・マヌイア：太平洋健康・ウェルビーイング行動計画」(Ola Manuia: Pacific Health and Wellbeing Action Plan 2020-2025)、健康的な食事と質の高い運動を通じてタマリキのウェルビーイングを向上させることを目的とした「健康活動学」(Healthy Active Learning)、「若者計画」(Youth Plan 2020-22: Turning Voice into Action -Rebuilding and Recovering)、「学校における生理用品へのアクセスの政策」などがある。(詳細は、OECD(2022)のニュージーランドの回答を参照。)

図表 68 ニュージーランドのこども・若者のウェルビーイングのアウトカムと指標の対応

アウトカム	アウトカムが意味すること	指標
① こども・若者が愛され安全に育まれる	<ul style="list-style-type: none"> 愛され、支持されていると感じること 家族、親族、家庭が愛情にあふれ、安全に育つこと 意図しない危害から安全であること 意図的な危害(ネグレクト、情緒的、身体的、性的虐待を含む)から安全であること 親、家族、親族と一緒に過ごすことができること 	<ul style="list-style-type: none"> 愛されていると感じるか 安心感 家族・親族のウェルビーイング 怪我の発症率 こどもに対する危害 両親との充実した時間
② こども・若者に必要なものを手に入れる	<ul style="list-style-type: none"> 本人とその両親や養育者は、物質的に良好な水準であること 栄養価の高い食物を定期的に入手できること 手頃な価格で暖かく湿気のない安定した住居に住むこと 親や養育者は質の高い雇用を得るために必要な技能と支援を得ること 	<ul style="list-style-type: none"> 物質的ウェルビーイング こどもの貧困:物質的困難さ こどもの貧困:低所得(BHC50) こどもの貧困:低所得(AHC50) 食糧不足 住宅品質 住宅価格
③ こども・若者は幸せで健康である	<ul style="list-style-type: none"> 出生前から最高の健康状態にあること 自尊心と回復力を築くため就学すること 心のウェルビーイングが良く、トラウマから回復すること 独創的に遊び、表現するための空間と機会を持っていること 健康で持続可能な環境の中で生活していること 	<ul style="list-style-type: none"> 出産前ケア 出産前の有害物質の暴露 主観的な健康状態 回避可能な入院 精神的ウェルビーイング 自傷・自殺行為
④ こども・若者が学び、成長している	<ul style="list-style-type: none"> 教育に積極的に関与し、進歩し、達成すること 人生を通じて進歩するときに必要な社会的、感情的、コミュニケーション能力を発達させること 潜在能力を発揮し、進学、ボランティア活動、雇用、起業の選択をするために必要な知識、技能、意欲があること 人生の変化にうまく対応できること 	<ul style="list-style-type: none"> 早期教育への参加 定期的な通学 識字能力、計算能力、科学のスキル 社会的感情のスキル 自己管理能力 若者の雇用・教育・訓練への参加
⑤ こども・若者が受け入れられ、尊敬され、つながっている	<ul style="list-style-type: none"> 家庭、学校、地域社会、オンラインにおいて、受け入れられ、尊敬され、大切にされていると感じていること manaakitangaを感じる(親切、尊敬、他者への配慮) 人種差別や差別がなく生活すること 安定した健全な関係を持っていること 自分の文化、言葉、信条、そして whakapapa や tūrangawaewae を含むアイデンティティと結びついていること 	<ul style="list-style-type: none"> 「ありのままの自分であること」の能力 帰属意識 差別の経験 いじめの経験 社会的支援 文化的アイデンティティ 言語
⑥ こども・若者が参加し、権限を与えられる	<ul style="list-style-type: none"> 家庭、学校、地域社会で積極的に貢献すること kaitiakitanga を行使する:土地の世話と自然とのつながり こども・若者の声、視点、意見を聞き、考慮に入れていること 年齢とともに自立性を高め、責任ある市民であるために支援されていること 人間関係、セクシャル・健康、酒類、たばこ、他の薬物について健全な選択をするために、彼らとその家族が支援を受けていること 	<ul style="list-style-type: none"> 地域社会との関わり 若者の声の代表 好ましい選択 犯罪行為

(注) BHC50 は、住宅控除前の等価可処分世帯所得の中央値の 50%未満。AHC50 は、住宅控除後の等価可処分世帯所得の中央値の 50%未満。

(出所)New Zealand(2019:pp.16-17)を基に作成。

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例
 2.6 ニュージーランド

ニュージーランドでは、子ども・若者のウェルビーイングに関連する公表資料(ホームページ、年次報告書等)は、6つのアウトカムの色を分けて、統一的に使用している(図表 69、図表 70)。

また、戦略と年次報告書の用語も対応づけられており、アウトカムの解説は“What this means”、アウトカムの重要性は“Why is this important?”、アウトカムの進捗の測定方法は“How it will be measured”と、文献間の対応も一目で内容が分かるように工夫されている。

本調査では、年次報告書に記載されている6つアウトカムの重要性を図表 71、直近の子ども・若者のウェルビーイング指標を図表 72 に整理した。

図表 69 ニュージーランドの子ども・若者のウェルビーイングのホームページ



(出所) Department of Prime Minister and Cabinet (DPMC), “Outcomes”, (<https://www.childyouthwellbeing.govt.nz/our-aspirations/strategy-framework/outcomes>, 2024年2月9日取得)を引用。

図表 70 ニュージーランドの年次報告書



CHILDREN and YOUNG PEOPLE are LOVED, SAFE and NURTURED

What this means

This outcome means that children and young people:

- feel loved and supported
- have family, whānau and homes that are loving, safe and nurturing
- are safe from unintentional harm
- are safe from intentional harm (including neglect, and emotional, physical and sexual abuse)
- spend quality time with their parents, family and whānau.

Why this is important

All children and young people deserve to live in stable, loving homes free from violence, have quality time with their family and whānau, and be safe and secure from harm and accidents. A stable and quality home environment with love and trust influences a child and young person's wellbeing, learning and development, and their ability to form attachments with others. Lasting and nurturing relationships are critical to many other aspects of wellbeing and the building of resilience and social skills.

This outcome focuses on supporting families and whānau to provide safe, loving and nurturing homes, and preventing children and young people from experiencing abuse or neglect or being exposed to family or sexual violence.

Parents, families and whānau need quality time and the right headspace to develop strong connections with their children.

Some children and young people live in families and whānau with toxic stress and complex needs, such as the combined impacts of long-term unemployment, low income, unaddressed physical and mental health needs, parental alcohol and drug addiction, and family violence.

We want to ensure parents have the support and help they need to reduce their stress burden, so they can be the best parent they can be.

How it will be measured

We have used six indicators to measure progress in this outcome. These include subjective wellbeing indicators, which draw on children and young people's experiences:

- feeling loved
- family and whānau wellbeing
- quality time with parents
- harm against children
- feeling safe
- serious injuries.

"REALLY JUST PEOPLE WHO REALLY BELIEVE IN YOU IS THE MOST ESSENTIAL THING TO HAVING A GOOD LIFE. AND PEOPLE WHO SUPPORT YOU NO MATTER WHAT."

29

(出所)New Zealand(2023:p.29)を引用。

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例
2.6 ニュージーランド

図表 71 アウトカムの重要性

アウトカム	アウトカムの重要性・観点
①こども・若者が愛され安全に育まれる	<p>すべてのこども・若者は、暴力がない安定して愛情に満ちた家庭で暮らし、家族や親族(whānau)と充実した時間を過ごし、危害や自己から安全で安心すべきである。愛と信頼のある安定した質の高い家庭環境はこども・若者のウェルビーイング、学習と発達、他者への愛着を形成する能力に影響を与える。安定し、育まれる人間関係は、ウェルビーイングの他の多くの側面及びレジリエンス並びに社会的スキルの構築に不可欠である。両親、家族や親族は、こどもとの強い絆を育むために、質の高い時間と適切支援の要望がある。</p> <p>こども・若者の中には、長期的な失業、低所得、身体的・精神的健康へのニーズへの未対応、親のアルコール・薬物の中毒、家庭内暴力などが複合的に影響し、有害なストレスや複雑な家庭環境で暮らしている。最高の親になれるよう、親のストレス負担の軽減のための支援を受けられるようにする必要がある。</p>
②こども・若者に必要なものを手に入れる	<p>すべてのこども・若者は、成長するために必要な資金を持つ家庭や親族で育つ資格がある。しかしながら、多くの家庭や親族は、基本的な物質的欲求を満たすための資金が不足しており、最低限許容できる生活水準以下である。このアウトカムは、こどもの貧困削減に重点を置く政府の方針とも一致している。</p> <p>貧困体験には、空腹、寒くて湿気が多い家での生活、誕生日パーティーやスポーツチームへの参加など多くの人が当たり前のように享受している機会の放棄など様々な困難が含まれている。幼少期の貧困体験は、特にその体験が深刻であったり、持続的であったりする場合、生涯にわたって悪影響がある恐れがあるというエビデンスもある。このようなこども・若者は、教育や健康のアウトカムが平均より低く、大人になって仕事に就くのが困難になる可能性が高まり、悪影響は社会全体にも影響を及ぼす。</p> <p>このアウトカムは、貧困や困難な状態にある家庭の物質的な豊かさを改善することで、こどもの貧困を減らすことに焦点を当てている。この焦点は、不利な状態や世代間の貧困の連鎖を断ち切り、他の多くのウェルビーイングのアウトカムを改善するのに役立つ可能性を持つ。</p>
③こども・若者は幸せで健康である	<p>全てのこども・若者は、可能な限り最高の身体的・精神的健康を実現し、健全な環境の中で遊び、育つスペースと機会を得る資格がある。こども・若者の幸福や健康の秘訣は、彼らを愛し育む人々との強く健全なつながりである。妊娠中や妊娠後の親のメンタルヘルスが良好であることは重要であり、それによって親は赤ちゃんと深く愛情に満ちたつながりを築くことができる。</p> <p>こども・若者には、自分らしく遊び、探求し、創造するための時間と空間が必要である。良好な身体的・精神的健康は、活動に参加したり、学習から恩恵を受けたり、積極的な社会的交流をしたり、回復力を養ったりする能力など、ウェルビーイングの他の側面を支える。</p> <p>このアウトカムでは、乳幼児とこどもの健康状態を改善すること、幼児期の経験、こどもと若者の精神的ウェルビーイングの改善である。COVID-19の大流行やその他の世界的な影響は、こども・若者の精神的ウェルビーイングに重大かつ永続的な悪影響を及ぼしたことから、2022年に、こども・若者の精神的ウェルビーイングの向上が、戦略の重点分野として追加された。</p>
④こども・若者が学び、成長している	<p>学習の機会と経験は、レジリエンス(回復力)、批判的思考、他者とうまく関わる能力など、こどもの社会的、文化的、情緒的、認知的能力を発達させる。学習と発達は家庭から始まるが、質の高い教育は、人生において成功し、家族、親族、地域社会に貢献するための知識、能力、特性の発達を支援するという重要な役割を担っている。こどもや若者は、安全に、そして受け入れられていると、より良く学ぶことができる。これは、彼らのニーズが理解され、そのアイデンティティ、言語、文化、能力、個人的資質が認められ、尊重され、評価されることを意味する。</p> <p>このアウトカムの焦点は、教育へのアクセスと公平性を改善し、誰一人取りこぼしがないようにすることである。当面の優先課題は、教育制度において特別な支援を必要とするこども・若者である。</p>
⑤こども・若者が受け入れられ、尊敬され、つながっている	<p>ニュージーランドのこども・若者は、文化や多様性が単に受け入れられるだけでなく、あらゆる環境で受け入れられ、祝福される国に住みたいと思っている。彼らは安全な場所と、自分たちのアイデンティティを探求し確立する時間を必要としている。狭く制限された規範に合わせることなく、ありのままの自分を受け入れてもらうことが重要である。自分の伝統を知るとは、自分のアイデンティティ、他者とのつながり、場所、土地、時間の感覚を理解するのに役立つ。</p> <p>このアウトカムの焦点は、サービスの設計と提供に文化的コンピテンシーを組み込み、全てのこども・若者が受け入れられ、包摂されていると感じられる社会を促進することである。</p>
⑥こども・若者が参加し、権限を与えられる	<p>こども・若者は、自分たちの生活の専門家であり、自分たちに影響する問題について意見を聞く必要がある。彼らは、自分たちの生活について十分な情報を得た上で選択するのに役立つ、良質で利用しやすい情報を得る資格がある。</p> <p>若者主導の企業やイニシアティブ、キャンペーンは一般的であり、若者のやる気と仲間を鼓舞し、変化に影響を与える能力を示している。若者は、現在、そして将来のためにカイティアキタンガ(kaitiakitanga)を行使する機会と情報を必要としている。</p> <p>このアウトカムの焦点は、こども・若者が、学校、国のケア、より広範な意思決定など、彼らに影響を与える決定がなされる際に、確実に耳を傾けられ、真剣に受け止められるようにすることである。</p>

(出所)New Zealand(2023:pp.29-65)を基に作成。

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例
2.6 ニュージーランド

図表 72 ニュージーランドのこども・若者のウェルビーイング指標

分野 (Outcome)	指標 (Indicator)	測定 (Measure)	最新値	年齢	出所(年) ^{注1}	
① こども・若者が愛され安全に育まれる	愛されていると感じているか	世話・養育してくれる人から愛されていると感じていると答えたこども・若者	全体	90%	12-18 歳 (就学中)	若者の健康・ウェルビーイングに関する調査
			Māori	87%		
			太平洋	89%		
	家庭・親族のウェルビーイング	家庭が良好な状態と答えた就学中のこども・若者	全体	73%	18-24 歳	一般社会調査 (2021)
			Māori	66%		
			太平洋	74%		
		家族と良好であると答えた若者	全体	81%	12-18 歳 (就学中)	若者の健康・ウェルビーイングに関する調査
			Māori	65%		
	両親との充実した時間	世話・養育をしてくれる人と十分な時間を過ごすことができていると答えたこども・若者	全体	74%	0-17 歳	行政データ
			Māori	66%		
			太平洋	71%		
	こどもに対する暴行	オランガ・タマリキに更なる措置が必要な懸念が報告されたこども・若者	全体	29,298	12-18 歳 (就学中)	若者の健康・ウェルビーイングに関する調査
			Māori	15,451		
			太平洋	4,512		
	過去1年間に、日常生活場所で大人から暴行された・家庭内で他者が暴行されているのを見たと答えたこども・若者	全体	13%	12-18 歳	若者の健康・ウェルビーイングに関する調査	
		Māori	21%			
		太平洋	19%			
安心感	家庭が安全と感じると答えたこども・若者	全体	89%	12-18 歳	ニュージーランド統計局データ	
		Māori	85%			
		太平洋	87%			
重篤な怪我の発症率	重篤な非致命的傷害の割合(10万人当たり)	全体	118	-	ニュージーランド統計局データ	
死亡者数	こども・若者の死亡者数(全死因)	全体	686	0-24 歳	死亡率調査 (2020)	
		Māori	237			
		太平洋	92			
② こども・若者に必要なものを手に入れる	物質的ウェルビーイング	物質的に良好なウェルビーイングの世帯で暮らすこども	全体	87%	0-17 歳	家計調査
			Māori	78%		
			太平洋	68%		
	こどもの貧困	住居費控除前(BHC)の等価可処分世帯所得の中央値の50%未満の世帯で暮らしているこども	全体	12.0%	こどもの貧困尺度	
			Māori	14.5%		
			太平洋	19.5%		
		住居費控除後(AHC)の等価可処分世帯収入の中央値が50%未満の世帯で暮らしているこども	全体	15.4%	ニュージーランド健康調査	
			Māori	16.8%		
			太平洋	19.4%		
		物質的困難さを経験している世帯で暮らすこども	全体	10.3%	0-17 歳	家計調査
			Māori	18.8%		
			太平洋	25.6%		
	食糧不足	食糧が不足している世帯で暮らすこども	全体	13%	0-14 歳	ニュージーランド健康調査
			Māori	22%		
太平洋			38%			
住宅品質	湿気やカビの問題が大きい世帯で暮らすこども	全体	6%	0-17 歳	家計調査	
		Māori	11%			
		太平洋	11%			
住宅価格	住宅費が可処分所得の30%以上である世帯で暮らすこども	全体	34%	(母親)	全国マタニティコレクションデータ(2020)	
		Māori	33%			
		太平洋	34%			
③ こどもと若者は幸せで健康である	出生前の健康状態	出産した女性全体のうちリード・マタニティ・ケア(LMC)に登録した女性	全体	94%	(母親)	全国マタニティコレクションデータ(2020)
			Māori	92%		
			太平洋	87%		

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例
2.6 ニュージーランド

分野 (Outcome)	指標 (Indicator)	測定 (Measure)	最新値	年齢	出所(年) ^{注1}		
		LMC に登録した女性のうち妊娠初期に登録した女性	全体	74%			
			Māori	61%			
			太平洋	47%			
		出産後 2 週間以内に喫煙をした女性	全体	74%			
			Māori	61%			
			太平洋	47%			
	主観的な健康状態	自分の健康状態を、良い/とても良い/素晴らしいと答えたことも・若者	全体	85%	12-18 歳 (就学中)	若者の健康・ウェルビーイングに関する調査	
			Māori	82%			
			太平洋	84%			
		自分の健康状態を、良い/とても良い/素晴らしいと答えたことも・若者	全体	91%	12-24 歳		ニュージーランド健康調査
			Māori	91%			
			太平洋	84%			
	回避可能な入院	回避可能な入院割合(1,000 人当たり)	全体	48	0-14 歳	行政データ	
			Māori	55			
			太平洋	6			
	精神的ウェルビーイング	過去 1 カ月間に心理的苦痛が高い、又は非常に高いと答えた若者	全体	24%	15-24 歳	ニュージーランド健康調査	
			Māori	26%			
		過去 4 週間、心理的苦痛が高い、又は非常に高いと答えたことも・若者	全体	28%	12-18 歳 (就学中)	若者の健康・ウェルビーイングに関する調査	
			Māori	36%			
			太平洋	25%			
			太平洋	25%			
自傷・自殺行為	過去 1 年間に故意に自傷行為をしたと答えたことも・若者	全体	34%				
		Māori	43%				
		太平洋	30%				
	過去 1 年間に自殺を真剣に考えたと答えたことも・若者	全体	26%				
		Māori	38%				
		太平洋	31%				
	過去 1 年間に自殺未遂をしたと答えたことも・若者	全体	12%				
		Māori	20%				
		太平洋	17%				
故意の自傷行為の疑いがある死亡割合(10 万人当たり)	全体	17	15-24 歳	法務省行政データ			
	Māori	31					
	太平洋	16					
④ こども・若者が学び、成長している	早期教育への参加	早期幼児教育を週 10 時間以上受講しているこども	全体	67%	3 歳	教育省データ	
			Māori	55%			
			太平洋	52%			
		早期幼児教育を週 10 時間以上受講しているこども	全体	74%	4 歳		
			Māori	62%			
			太平洋	59%			
	定期的な通学	定期的に学校に通学しているこども・若者	全体	40%	6-16 歳		
			Māori	27%			
			太平洋	28%			
	識字能力、計算能力、科学スキル	読解力でレベル 2 の基準を満たすこども	全体	81%	15 歳	PISA(2018)	
			Māori	70%			
			太平洋	64%			
		数学でレベル 2 の基準を満たすこども	全体	78%			
			Māori	63%			
			太平洋	56%			
科学でレベル 2 の基準を満たすこども		全体	82%				
		Māori	70%				
		太平洋	60%				
社会的感情のスキル	思いやり、尊敬の念、信頼を測る調査データの集計に基づく指標	-	-	-	開発中		

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例
2.6 ニュージーランド

分野 (Outcome)	指標 (Indicator)	測定 (Measure)	最新値	年齢	出所(年) ^{注1}
	自己管理スキル	組織力、生産性、責任感を測る調査データの集計に基づく指標	-	-	-
	若者の雇用・教育・訓練への参加	教育、訓練又は仕事に従事しているこども・若者	全体 88% Māori 81% 太平洋 84%	15-24 歳	労働力調査
⑤こども・若者が受け入れられ、尊敬され、つながっている	「ありのままの自分であること」の能力	アイデンティティを表現しやすいと答えた就学中のこども・若者	全体 67%	12-18 歳	若者の健康・ウェルビーイングに関する調査
			Māori 64%		
			太平洋 70%		
	帰属意識	アオテアロア(Aotearoa/ニュージーランド全体)への帰属意識を感じていると答えた就学中のこども・若者	全体 78%	18-24 歳	一般社会調査(2021)
			Māori 83%		
			太平洋 82%		
	差別の経験	過去1年間に差別を経験したと答えた就学中のこども・若者	全体 25%	12-18 歳	若者の健康・ウェルビーイングに関する調査
			Māori 32%		
			太平洋 32%		
	いじめの経験	過去1年間にいじめを経験したと答えた就学中のこども・若者	全体 37%	12-18 歳	若者の健康・ウェルビーイングに関する調査
Māori 40%					
太平洋 28%					
社会的支援	困難な状況や助けが必要なときに頼れる大人がいると答えた就学中のこども・若者	全体 85%	12-18 歳	若者の健康・ウェルビーイングに関する調査	
		Māori 83%			
		太平洋 85%			
文化的アイデンティティの支援	自分の文化、whakapapa(ウイカパパ)、民族について質問できる人がいると答えたこども・若者	全体 73%	12-18 歳	若者の健康・ウェルビーイングに関する調査	
		Māori 83%			
		太平洋 87%			
言語	2つ以上の言語で会話ができる就学中のこども・若者	全体 26%	12-18 歳	若者の健康・ウェルビーイングに関する調査	
		Māori 36%			
		太平洋 42%			
⑥こども・若者が参加し権限を与えられる	地域社会との関わり	近所や地域社会で他者を助けっていると答えた就学中のこども・若者	全体 47%	12-18 歳	若者の健康・ウェルビーイングに関する調査
			Māori 50%		
			太平洋 57%		
	若者の声の代表	ニュージーランド総選挙における若年層の投票率	全体 78%	18-24 歳	選挙管理委員会 一般社会調査(2021)
			Māori 70%		
			太平洋 41%		
	国会議員を信頼していると答えた若者(10段階中7以上)	国会議員を信頼していると答えた若者(10段階中7以上)	全体 39%	18-24 歳	選挙管理委員会 一般社会調査(2021)
			Māori 29%		
			太平洋 41%		
	好ましい選択	危険な飲酒をする若者	全体 24%	15-24 歳	ニュージーランド健康調査
Māori 37%					
毎日喫煙をする若者			全体 6%		
Māori 13%					
毎日電子タバコを吸う若者	毎日電子タバコを吸う若者	全体 19%	15-24 歳	ニュージーランド健康調査	
		Māori 28%			
		過去1年間に大麻を使用したことがある若者			全体 28%
		Māori 37%			
犯罪行為	犯罪割合(1万人当たり)	全体 143	10-17 歳	法務省データ	
		Māori 252			
		太平洋 64			

(注1)年が未記載は、2021年7月-2022年6月。

(注2)2019年値以降のデータが公表されている。ただし、「若者の健康ウェルビーイングに関する調査」は、2021/22年度以降のみ。

(注3)食糧不足、住宅の質、住宅価格は、2018年こどもの貧困対策法(Child Poverty Reduction Act 2018)におけるこどもの貧困の公式指標(Child Poverty Related Indicators:CPRI)である。

(注4)年次報告書の本文には、上表のとおり、全体、Māori、太平洋別に公表されている。付録には、アジア、MELAA(Middle

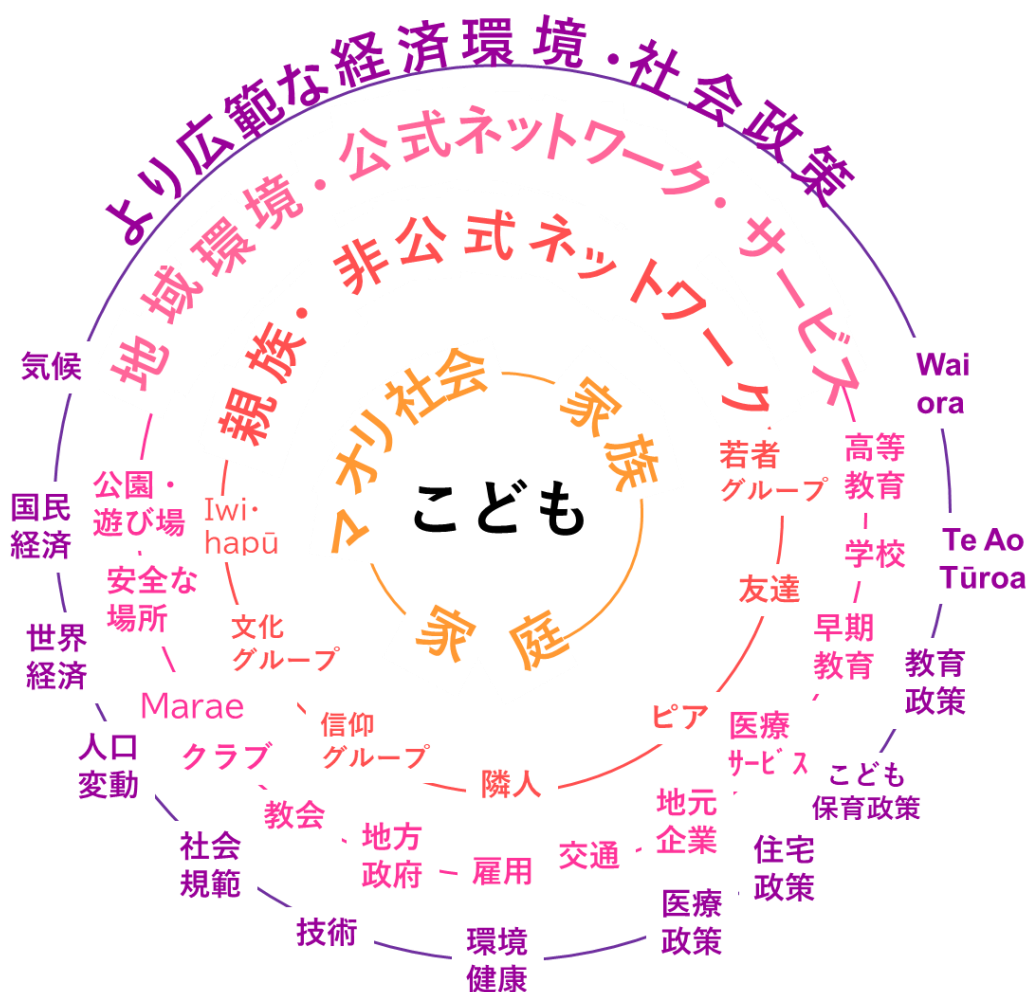
2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例
 2.6 ニュージーランド

Eastern / Latin American / African)、障がい者、レインボー別の数値も掲載されている。
 (出所)New Zealand(2023:pp.70-78)を基に作成。

ニュージーランドでは、こども・若者のウェルビーイング戦略の検討において、こども・若者を取り巻く様々なレベルの社会的影響を描かれているエコシステムモデル(図表 73)が用いられた。このモデルは、「こども」を中心に位置づけ、家庭、家族、Whānau(マオリ社会の家族)、親族・インフォーマルネットワーク(友人、若者グループ、近隣住民等)、地域環境・フォーマルネットワーク(地方政府、学校、遊び場・公園、医療サービス、交通、地域企業、雇用等)、より広範囲な経済政策・社会環境(こども政策、住居政策、医療政策、環境政策、人口変動、マクロ経済等)の4つのレベルで囲んでいる。

ニュージーランドのエコシステムモデルも、OECD や UNICEF のこども・若者のウェルビーイング指標のフレームワークと多面的・多層的な点が類似している。ただし、ニュージーランドでは、エコシステムモデルと指標を直接対応させるのではなく、エコシステムモデルを参考に、こども・若者のウェルビーイングのアウトカムを定義し、このアウトカムに指標を対応づけている点が異なる。

図表 73 ニュージーランドのこども政策のエコシステムモデル



(注) このモデルは、ブロンフェンブレナーの生態学的システム理論を適応させたものである。
 (出所)New Zealand(2019:p.79)を基に作成。

2.6.3 こどもの政策と指標との関係

こども・若者のウェルビーイング戦略では、こども・若者のウェルビーイングのアウトカムごとに行動計画(図表 74)が整理され、年次報告書で前年度と当年度の施策が掲載されている。

さらに、年次報告書では、これらの施策の結果、こども・若者のウェルビーイングのアウトカムに関連する指標がどの程度変化したかモニタリングを行う等、指標と政策が、こども・若者のウェルビーイングのアウトカムを中心にして連携している。

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例
2.6 ニュージーランド

図表 74 実施計画の概要

アウトカム	重点領域	主な取組
① こども・若者が愛され安全に育まれる	親、養育者、家族、親族を支援するための行動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有給育児期間を 26 週間に延長 ・ 妊娠・子育てサービスの拡大 ・ Whānau ora の拡大 ・ 看護師主導の家族パートナーシップのプロトタイプ ・ 集中的介入の新モデル
	危害や虐待を未然に防止するための行動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭内暴力や性的暴力に対処するための国家戦略及び行動計画 ・ 数年前の暴力防止サイト ・ 多様なコミュニティを含む家庭内暴力防止活動への投資 ・ インターネット上のこども性的搾取と虐待を防止するための業務プログラム
	被害者とその家族・親族を支援するための行動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭内暴力に対する安全で一貫した効果的な対応の確保 ・ 家庭内暴力への対応能力の向上 ・ kaupapa、Māori、危機支援サービスなど、性的暴行対策サービスへの利用、被害者の司法手続きを改善する。
	州の医療の質を向上させるための行動	<ul style="list-style-type: none"> ・ Oranga Tamariki 行動計画 ・ 国民医療基準 ・ Oranga Tamariki システムにおける Māori のアウトカムの改善
② こども・若者に必要なものを手に入れる	賃金・雇用改善への取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2021 年 4 月までに最低賃金を時給 20 ドルに引き上げる ・ 社会開発省を通じた雇用支援の増加 ・ 障害や健康上の問題を抱える人への支援の強化
	より公正・公平な福祉制度への取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどものいる低・中所得世帯の所得を改善するためのファミリーパッケージの継続実施 ・ 主な給付の賃金への連動 ・ 社会保障法第 192 条に基づく制裁措置の撤廃 ・ 福利厚生制度の見直し
	住宅の質・手ごろな価格、セキュリティ改善のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2022 年までに新たに 6400 戸の公営住宅の建設 ・ 賃貸住宅の品質基準の導入 ・ 断熱材や暖房器具への補助金 ・ 慢性的なホームレス状態に対応するためのハウジング・ファーストの強化 ・ 一時的住居の継続的提供のための資金の増額
	家族の必需品の費用負担を軽減するための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校給食無料化のプロトタイプ ・ 学校教育コスト削減の取組 ・ 低コストのプライマリー・ヘルスケアの実施
③ こども・若者は幸せで健康である	出産・早期支援の充実に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 年間の「制度行動計画」を通じた妊婦へのサービスの再設計 ・ こどものタマリキ・オラ(Tamariki ora)プログラムの見直し ・ 集中的な育児支援・妊娠・育児サービスの拡充
	活発で健康で創造的なこどもと若者を鼓舞するための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康的な能動的学習プログラム ・ 学校における看護師の拡充(学校保健サービス) ・ スポーツと活発なレクリエーションにおける女性と女子のための戦略の実施 ・ 学校のクリエイティブ
	精神のウェルビーイング支援の充実に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一次的なメンタルヘルスと依存症支援への利用と選択肢の拡大 ・ 若者のための法医学的メンタルヘルスサービス ・ 自殺予防対策 ・ 小中学校におけるウェルビーイングの増進
④ こども・若者が学び、成長している	教育の質の向上のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国教育・学習の優先事項(NELP)を策定 ・ データの質、可用性、適時性、能力を向上させ、学習者のニーズへ対応 ・ 在宅幼児教育の見直しへの対応 ・ 職業教育の改革
	教育アウトカムの公平性を高めるための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校や kura により公正に資金を供給するための公平性指数 ・ 学習支援の改善:学習支援行動計画 ・ 太平洋地域の学習者のための教育アウトカムの向上と加速化 ・ 無料の高等教育及び訓練
	人生の変遷を支えるための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護からの脱却又は若者司法の拘束を支援するための新たな事業 ・ 教育、雇用又は訓練を受けていない若者のためのプログラム
⑤ こども・若者が受	人種主義と差別に対	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府は、人種差別に取り組むための作業計画を策定

アウトカム	重点領域	主な取組
け入れられ、尊敬され、つながっている	処する取組	・ マオリ学習者の公正なアウトカムを支援するためのテ・コタヒタンガ(Te Kotahitanga)を再開
	帰属意識・文化的つながりを高める行動	・ マオリ語再活性化戦略マヒカラウナ(Maihi Karauna)を実施 ・ 教育システム全体で、テ・レーオ・マオリ(Te Reo Māori)をより良くする取組の実施 ・ 太平洋の言語と文化を支援するための太平洋アオテロア・ランガ・フー(Aotearoa Lalanga Fou)の行動計画の策定 ・ 太平洋地域の言語を支援するプロジェクトへの資金提供 ・ 1989年 Oranga Tamariki 法第 7AA セクションに基づくイニシアティブの実施
	前向きで尊重し合える仲間関係を促進するための取組	・ 学校におけるいじめの防止・対応の取組 ・ 中学校における健全な人間関係プログラムを拡大する。
⑥ こども・若者が参加し、権限を与えられる	こども・若者の声を増やすための取組	・ 若者の声が政府全体に確実に届き実行されるために、若者行動計画(Youth Action Plan)の策定 ・ 「若者の健康とウェルビーイングに関する調査」の実施 ・ 「若者の声プロジェクト」の発足
	こども・若者の権利擁護を向上させるための取組	・ こどもの権利における公務員の能力向上 ・ 中央省庁横断的なこども影響評価ツール(Child Impact Assessment Tool)の導入 ・ Oranga Tamariki に対する独立した監視の強化
	積極的な貢献を促す取組	・ 地域に根ざした若者の司法施設への投資 ・ Paiheretia te Muka Tāngata イニシアティブ:更生制度における Māori への支援 ・ 問題行動や有害な性行動をとるこども・若者に対するサービスの増加

(出所)New Zealand(2019:pp.18-19),“Overview : Current Programme of Action”を基に作成。

2.6.4 こども・若者の声

ニュージーランドでは、社会開発省(MSD)を中心に、12歳から18歳の若者を対象とした全国的な健康・ウェルビーイング調査を実施した。この調査名は、若者との協議の結果、「What About Me?」と名付けられた。若者の生活で苦勞している部分を明らかにし、こども・若者のウェルビーイング戦略に反映された。最新の調査は、図表 75 のとおり。

また、調査報告書は、民族別(ヨーロッパ、マオリ、太平洋、アジア、MELAA)、年齢別(ジュニア、シニア)、性別(男、女)、障害のある若者、レインボー別にそれぞれ公表され、属性間の格差も見ている⁹³。

図表 75 「若者の健康・ウェルビーイングに関する調査」の概要

名称	若者の健康・ウェルビーイングに関する調査 What's about Me? 2021
URL	https://www.msd.govt.nz/about-msd-and-our-work/publications-resources/consultations/youth-health-and-wellbeing-survey-results/index.html
調査対象	9-13歳のこども
調査方法	オンライン調査(こどもが、学校においてタブレットを用いてオンライン調査に回答を入力) ※:タブレットは、英語、マオリ語、ニュージーランド手話、視覚障がい者用リーダー付きタブレット音

⁹³ Ministry of Social Development, “What’s about Me? The national youth health and wellbeing survey 2021”, 2022年10月, (<https://www.msd.govt.nz/documents/about-msd-and-our-work/publications-resources/consultations/youth-health-and-wellbeing-survey-results/the-national-youth-health-and-wellbeing-survey-2021-overview-report-september-2022.pdf>, 2024年3月4日取得)

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例
2.6 ニュージーランド

	声バージョンに対応。
項目	両親からの愛情、安心感、両親との関係、自分らしくいられるか、帰属意識等
期間	2016年より毎年実施
最新版の公表日	2023年10月
サンプルサイズ	調査対象数:7,209人 回答数:502人
実施機関	ニュージーランド社会開発省(Ministry of Social Development)

上記の調査以外にもニュージーランドでは、こども・若者の声を幅広く収集し、2018年以降こども・若者の洞察や視点を取り上げたこども・若者のエンゲージメントレポートの一覧をトピックス(図表 76)ごとにホームページに公開している⁹⁴。トピックス「若者の声」に分類されているレポートは、図表 77の10件であるが、各トピックスのレポートにおいても、若者へのアンケート調査やインタビューなどの結果が含まれている。これらのこども・若者の意見は年次報告書にも紹介され、行動計画にも反映されている。

図表 76 ニュージーランドのこども・若者のエンゲージメントレポートのトピックス一覧

<ul style="list-style-type: none"> ・ Acceptance(アクセプタンス) ・ Accessible Services(サービスの利用しやすさ) ・ Accountability(説明責任) ・ Belonging(帰属意識) ・ Body image(ボディ・イメージ) ・ Care experience(保護の経験) ・ Career guidance(キャリアガイダンス) ・ Climate change(気候変動) ・ Community connection(地域とのつながり) ・ COVID-19 ・ Culture(文化) ・ Disability(障害) ・ Discrimination(差別) ・ Diversity(多様性) ・ Economic condition(経済状況) ・ Education(教育) ・ Employment(雇用) ・ Empowerment(自己実現の促進) ・ Environment/sustainability(環境/持続可能性) ・ Equity(公平性) ・ Families/whānau(家族/親族) ・ Family violence/sexual violence(家庭内暴力/性暴力) ・ Government/politics(政府/政治) ・ Health(健康) ・ Healthcare services(医療サービス) ・ Housing(住居) ・ Identity(アイデンティティ) ・ Inclusion(インクルージョン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Income/poverty(収入/貧困) ・ Life skills(ライフスキル) ・ Mental health(メンタルヘルス) ・ Pornography(ポルノグラフィ) ・ Racism(人種差別) ・ Rainbow community(レインボー・コミュニティ) ・ Relationship/sex education(人間関係/性教育) ・ Religion/spirituality(宗教/スピリチュアリティ) ・ Rights(権利) ・ Safety and security(安全・安心) ・ School attendance(就学) ・ Sex(性) ・ Sexual health(性の健康) ・ Smoking/vaping(喫煙) ・ Social conditions(社会状況) ・ Social connections(社会的つながり) ・ Social media(ソーシャルメディア) ・ Societal Pressure(社会的圧力) ・ Substance abuse(薬物乱用) ・ Te ao Māori(テアオ・マオリ) ・ Technology(テクノロジー) ・ Transitions(トランジション) ・ Trusted relationships(信頼関係) ・ Unconscious bias(無意識の偏見) ・ Youth development(若者の育成) ・ Youth justice(若者の裁判) ・ Youth voice(若者の声)
--	--

(出所)“Index of child and youth engagement reports”の Topics(2023年12月19日時点)を仮訳。

⁹⁴ Department of Prime Minister and Cabinet (DPMC), “Index of child and youth engagement reports”, (<https://www.childyouthwellbeing.govt.nz/engagement/index-child-and-youth-engagement-reports>, 2024年3月4日取得)

2. こどものウェルビーイングの概念、指標の先行事例
2.6 ニュージーランド

図表 77 ニュージーランドの「若者の声」のレポート一覧

No.	公表年	レポート名	作成者	概要
1	2019	A Hard Place to be Happy - voices of children and young people in care and protection residences	Office of the Children's Commission	・ 2017年8月から2018年9月にかけて、オランガ・タマリキとバルナルドスが運営する安全なケアと保護のためのレジデンスで生活していた52人のこども・若者の声
2	2023	Connect & Kōrero – Innovating to amplify refugee and ethnic migrant youth voice in Aotearoa New Zealand policy” Report	Ministry of Youth Development - Te Manatū Whakahiato Taiohi	・ 難民やエスニック移民の若者の声
3	2021	Kids in the Middle Research	Women's Refuge	・ 専門研究者が、5歳から13歳までの19人を対象に、安全や支援を見つけた経験についてのインタビューを実施。
4	2021	Mokopuna Voices Summary 2021	Office of the Children's Commissioner	・ モコプーナ(Mokopuna)の声。 ・ 5回の対面調査とオンライン調査を実施。
5	2018	Ngā Kōrero Hauora o Ngā Taiohi: Conversations with young people about wellbeing	Ara Taiohi ActionStation	・ オンライン調査、インタビュー、ワークショップを実施。 ・ 報告書には、1,000人以上の若者からの声を掲載。
6	2022	Talanoa Mai Tamaiki: The voices of Pacific children and young people	Oranga Tamariki	・ オランガ・タマリキのケア、保護、青少年司法の制度の中にある29人の太平洋地域のこども・若者(7-17歳)へのインタビュー結果を掲載。
7	2021	Te Mātātaki 2021: Findings from survey of Tamariki and rangatahi in care	Oranga Tamariki	・ 1,500人のタマリキとランガタヒから得た、彼らのウェルビーイングと保護の経験についての洞察が掲載。
8	2019	What Makes a Good Life Follow up report	Office of the Children's Commissioner	・ オランガ・タマリキと児童委員の保護を受けている18歳未満の113人のこども・若者から話を聞き、保護を受けていないこども・若者の回答と比較。
9	2020	Youth19 open text questions	The Youth19 Research Group	・ オークランド、ノースランド、ワイカトの52校に通う7,700人以上の若者(9-13歳)が調査に参加。 ・ Youth19の調査には、2つの自由記述の質問が含まれている。
10	2019	Youth19 survey findings	The Youth19 Research Group	・ オークランド、ノースランド、ワイカトの52校、7,700人以上の若者(9-13歳)が参加。 ・ その調査結果は、トピックに焦点を当てた様々な報告書として作成されている。

(出所)“Index of child and youth engagement reports”のTopics“ Youth voice”に掲載されているレポートの概要。(2023年12月19日時点)

3. 今後の検討の方向性
3.1 事例調査のまとめ

3. 今後の検討の方向性

本章では、第 2 章の国際機関及び諸外国のこどものウェルビーイング指標の先行事例調査結果を踏まえた、日本におけるこどものウェルビーイング指標の整備に向けた今後の論点を整理する。

3.1 事例調査のまとめ

本調査において対象とした事例を図表 78 にて再掲する。

図表 78 本調査の対象のウェルビーイング指標一覧

国際機関等	名称	指標整備の主体	直近公表年 ^(注)
OECD	OECD こどものウェルビーイングデータセット	OECD WISE センター	2022
UNICEF	レポートカード 16 子どもたちに影響する世界:先進国の子どもの幸福度を形作るものは何か	UNICEF イノチェンティ研究所	2020
米国	米国のこども:ウェルビーイングの主要な国家指標	こどもと家族の統計に関する連邦機関連携フォーラム	2023
	こどもの健康に関する全国調査	米国情勢調査局(支援:保健資源局/母子保健部局)	2023
英国	こどものウェルビーイングの測定データセット	英国国家統計局(ONS)	2018
	若者のウェルビーイングの測定データセット		2020
	個人のウェルビーイングの測定データセット		2023
スウェーデン	こどもの生活実態調査	スウェーデン統計局	2019
	Web ベースのツール『今日の若者』	スウェーデン若者市民社会庁	2023
ニュージーランド	こども・若者のウェルビーイング戦略年次報告書	首相・内閣府	2023

(注)2024 年 1 月末現在

(1) こどものウェルビーイング指標の背景

各事例におけるこどものウェルビーイング指標の整備の背景は、以下のとおりである(図表 79)。

図表 79 各国のこどものウェルビーイング指標の背景

国際機関等	背景
OECD	<ul style="list-style-type: none"> OECD WISE センターでは、ウェルビーイングの指標のフレームワークの整備や、各国におけるウェルビーイング指標の整備や政策利用状況のアンケート調査を実施している。 WISE センターでは、各国におけるこどものウェルビーイングの促進に向けた取組をモニターするためのツールとして OECD(2021)で示された「こどものウェルビーイング測定の概念的フレームワーク」に基づき国際比較可能なデータを用いて開発された指標群「OECD こどものウェルビーイングデータセット」を整備し、「OECD こどものウェルビーイングデータポータル」に公開している。
UNICEF	<ul style="list-style-type: none"> 先進国におけるこどもの状況を比較・分析するために、2000 年から約 1 年半に 1 冊のペースで報告書を発表。こどものウェルビーイングに関する指標について、各国の状況をランク付けしたり一覧化したりすることで、比較・分析をしている。 テーマは報告書によって異なり、SDGs、格差、地球環境など様々なテーマを取り上げている。2020 年発行のレポートカード 16「子どもたちに影響する世界：先進国のこどもの幸福度を形作るものは何か」では、こどものウェルビーイングを総括的に評価している。
米国	<ul style="list-style-type: none"> 1994 年の大統領令に基づき、「こどもと家族の統計に関する連邦機関連携フォーラム」がウェルビーイング指標に関する年次報告書「米国のこども：ウェルビーイングの主要な国家指標」を作成。 米国は、こどもの権利条約を批准していないため、こどもの権利の観点ではなく、健康や安全に関する政策としてウェルビーイング指標が整備された背景がある。 保健福祉省の部局である保健資源局/母子保健部局の支援を受け、米国情勢調査局が「こどもの健康に関する全国調査」を実施。 こども政策の包括的な戦略計画として、保健福祉省児童家庭局が公表する戦略計画、22 の連邦機関の協力による「若者プログラムに関する省庁間作業部会」が公表する戦略目標がある。
英国	<ul style="list-style-type: none"> 英国国家統計局(ONS)が、2010 年代からこども(15 歳以下)、若者(16-24 歳)、個人(16 歳以上)のウェルビーイング指標を作成。年齢ごとに、個人のウェルビーイングにとって重要なことが異なるため、年齢層ごとの指標は異なるが、指標を集約している分野は共通化されている。 イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドがそれぞれ、こども政策の統合計画及びこどものウェルビーイング指標を策定しており、一国全体の包括的なこども政策はない。 ONS のこどものウェルビーイング 31 指標のうち 11 指標のみ英国全体を対象としている。
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> こどもの権利条約に基づく「スウェーデンにおけるこどもの権利強化戦略」にて、こどもの生活状況に関する情報の収集についての原則が制定されている。 「こどものウェルビーイング指標」という用語は用いられていないが、こどもの生活状況を把握する指標として、スウェーデン統計局による「こどもの生活実態調査」、スウェーデン若者市民社会庁による「今日の若者(Ung idag)」があり、経済状況、文化・余暇活動、健康、教育などについて把握している。
ニュージーランド	<ul style="list-style-type: none"> 首相及び内閣府が各省庁と連携して、こども政策及びこどものウェルビーイング指標を担っている。 2014 年こども法及び 2018 年こどもの貧困対策法が制定。 2019 年こども・若者のウェルビーイング戦略し、こどものウェルビーイングの 6 つのアウトカムとそれに関連する指標群をウェルビーイング指標として整備。 2021 年以降毎年、「こども・若者のウェルビーイング戦略 年次報告書」を公表し、こどものウェルビーイング指標の重要性、各年の指標の推移、課題と行動計画、こども・若者の声などが掲載されている。

(出所)本稿の第 2 章を基に作成。

3. 今後の検討の方向性

3.1 事例調査のまとめ

(2) こどものウェルビーイングの測定の概念的範囲

「こどものウェルビーイング」の定義については、各事例の文献から直接的な記載は見当たらなかったが、こども大綱の『身体的・精神的・社会的に良い状態である包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの』に、こどものウェルビーイングのアウトカムの指標が類似していることから、ほぼ同様の定義であると推測される。こどものウェルビーイングの測定の範囲については、国際機関等で差異がみられる。

OECD、UNICEF、米国では、こどものウェルビーイングのアウトカムだけでなく、こどものウェルビーイングのアウトカムに重大な影響を与える要因が含まれており、「こどものウェルビーイング指標」より「こどものウェルビーイング指標及び関連指標」と呼ぶ方が適当であろう。重要な影響を与える指標には、親の状況(健康、労働時間、就業)や世帯の状況(世帯収入、住宅)など、こどものウェルビーイングのアウトカムに直接的に影響を及ぼすと考えられる指標に加え、「一人あたり国民所得」、「失業率」、「微粒子状物質(PM2.5)の年間平均濃度」など、間接的に影響を及ぼすと考えられる指標も含まれている。

英国、スウェーデン、ニュージーランドは、「こどものウェルビーイング」の定義に直接対応する範囲を「こどものウェルビーイング指標」としている。これらの国にも、家族、学校、地域の状況に関する指標があるが、「家族との幸福度」、「学校への満足度」、「親と仲が良い」、「自分の(学校の)クラスを気に入っている」、「住んでいる場所が安全と感じる」、「世話・養育してくれる人から愛されていると感じる」など、こども・若者から見た指標が中心である。英国では、「個人のウェルビーイングの測定」のデータセットにおいて、16歳以上の主観的及び客観的なウェルビーイング指標や、経済、政府、環境を把握している。スウェーデンは、EU-SILC 調査に参加しており、16歳以上を対象とした生活状況についての調査が別途ある。なお、後述 3.1(3)のとおり、こどものウェルビーイングの測定の定義範囲と、実際に測定できている範囲が異なる点に留意する必要がある。

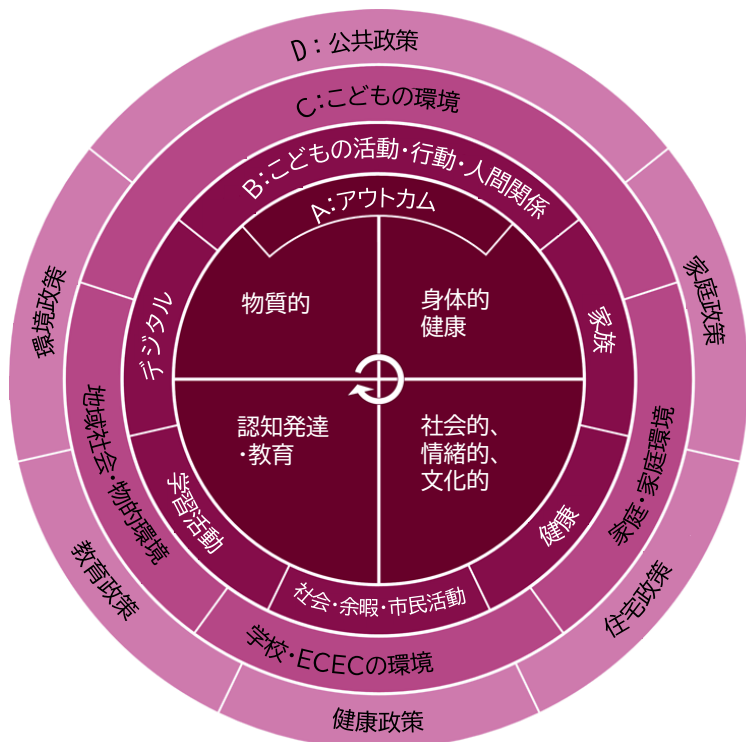
こどものウェルビーイングの測定の定義の方法について、OECD 及び UNICEF では「こども」を中心とした多面的かつ多層的なこどものウェルビーイングの概念的フレームワーク(図表 81、図表 82)を用いて範囲を示した上で、測定方法や指標を整理している。また、ニュージーランドでは、エコシステムの図(図表 83)は、こども・若者のウェルビーイング戦略の策定において、こども・若者のウェルビーイングの 6 つのアウトカムの検討には用いられたが、ウェルビーイングの測定の定義には直接的に用いられてはいない(図表 80)。

また、米国、英国、スウェーデンでは、フレームワークを図式化したものは見当たらなかったが、こどものウェルビーイングの測定の範囲を、分野(Domain)やアウトカム(Outcome)で大別して、多面的に定義していた。

図表 80 こどものウェルビーイングのフレームワークの特徴

国際機関等	図表	特徴
OECD	図表 81	<ul style="list-style-type: none"> こどものウェルビーイングのアウトカムを「物質」、「身体的健康」、「社会、情緒的、文化的」、「認知発達・教育」と定義している。 フレームワークの構造は、レベル A「こどものウェルビーイングのアウトカム」を中心にし、内側から順に、レベル B「こどもの活動・行動・人間関係」、レベル C「こどもの環境」、レベル D「公共政策」の 4 層構造である。 フレームワークと指標の関係は複雑である。一例として、レベル C の家庭の経済的資源は、4 つのアウトカムのいずれにも影響を与えると整理されている。
UNICEF	図表 82	<ul style="list-style-type: none"> OECD と同様、図の中心に、こどものウェルビーイングの結果(アウトカム)を配置。 このアウトカムは、「精神的」、「スキル」、「身体的健康」と定義。OECD ではこどものウェルビーイングのアウトカムに定義されるような「家に学校の勉強に役立つ本を保有しているか」といった物質面については、UNICEF の図では、5 層目の資源に含まれている。 フレームワークの構造は、こどものウェルビーイングの「結果」を中心に、「行動」、「人間関係」、「ネットワーク」、「資源」、「政策」、「状況」の 7 層である。 OECD と比較すると、フレームワークと指標の対応はシンプルであり分かりやすいが、その分、指標の数も少ない。
ニュージーランド	図表 83	<ul style="list-style-type: none"> ニュージーランドでは、こども・若者のウェルビーイング戦略の検討に、エコシステムモデルを活用した。 このモデルの構造は、「こども」を中心に、「家族・家庭・マオリ社会の家族」、「親族・非公式ネットワーク」、「地域環境・公式ネットワーク・サービス」、「より広範な経済環境・社会政策」の 5 層である。 ニュージーランドでは、このモデルを基に、こどものウェルビーイングのアウトカムを「愛され安全に育まれる」、「必要なものを手に入れる」、「幸せで健康である」、「学び・成長している」、「受け入れられ、尊敬され、つながっている」、「参加・権限」と定義している(図表 84)。 エコモデルと指標は、直接的に対応づけられておらず、6 つのアウトカムと戦略、行動計画、指標が対応づけられている。

図表 81 OECD こどものウェルビーイング測定の概念的フレームワーク(再掲)

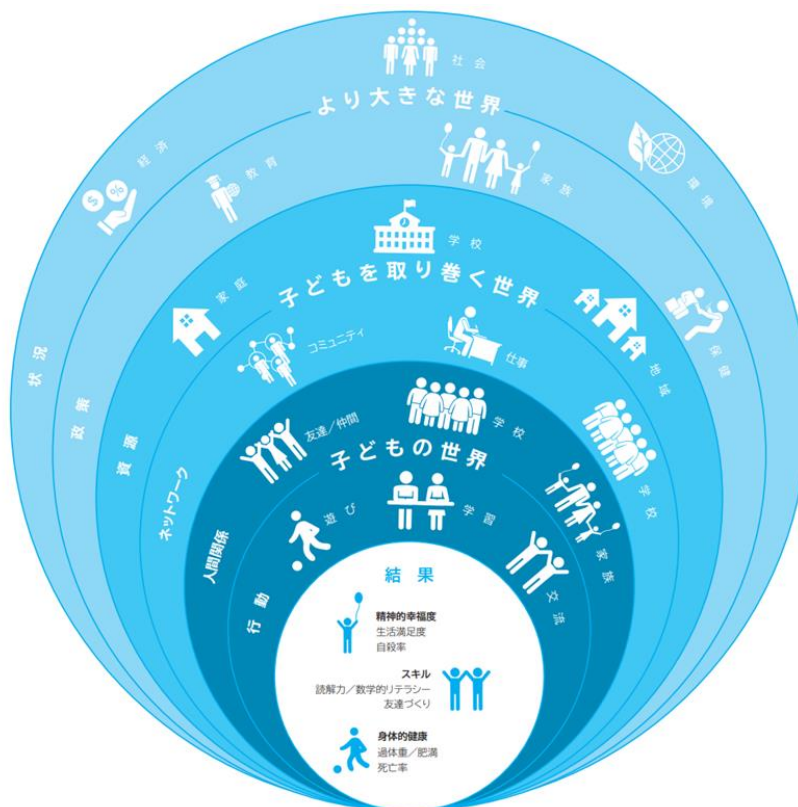


測定と指標は、次のようなものでなければならない。

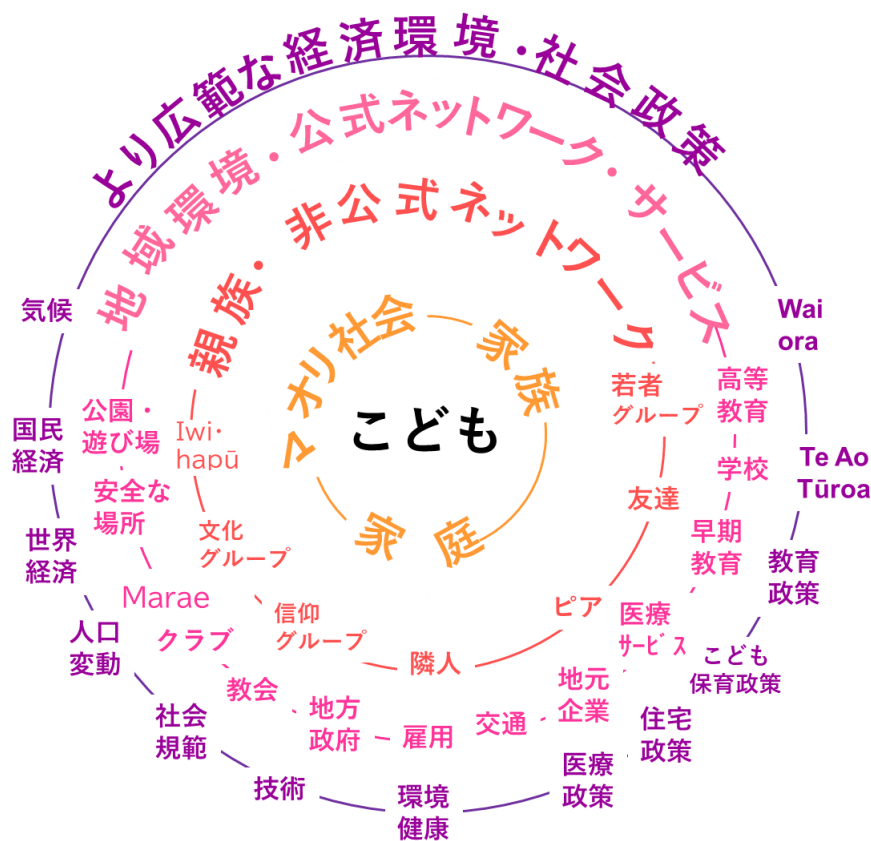
- こども中心であること
- 年齢や発達段階に対応したものであること
- 現代のこども時代を反映したものであること
- こどもの生活の安定と変化を捉えるものであること
- 不平等を捉えること
- 多様な背景や弱い立場にあるこどものニーズに応えること

3. 今後の検討の方向性
3.1 事例調査のまとめ

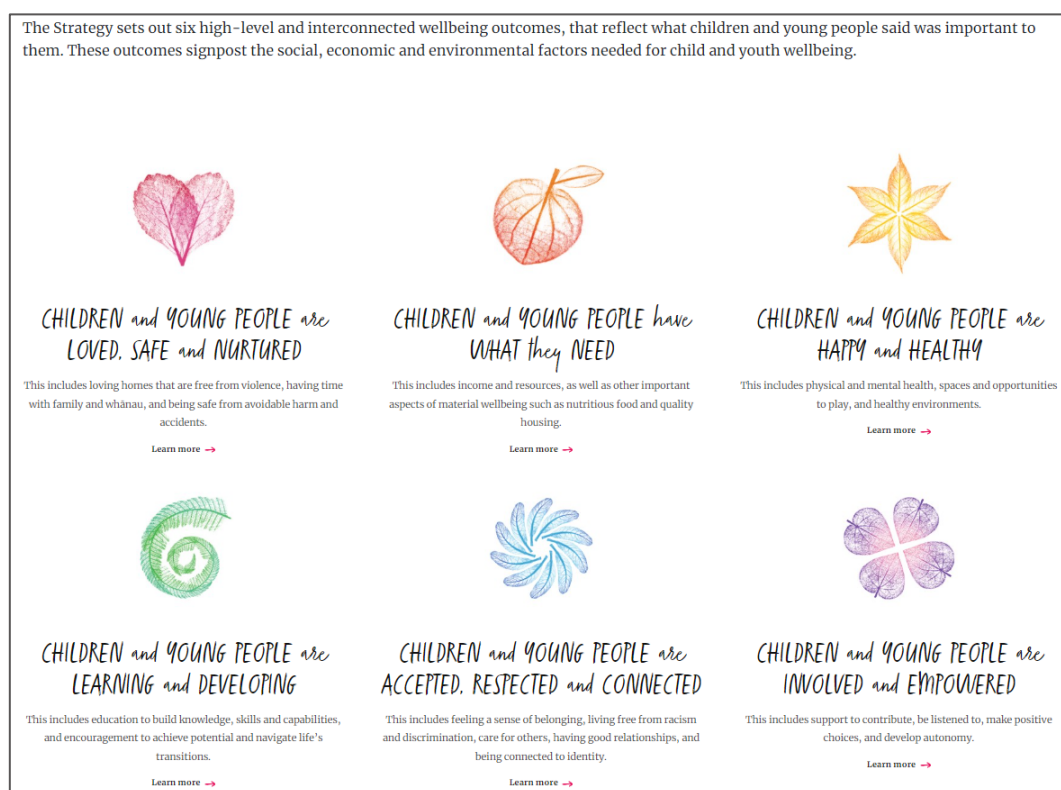
図表 82 レポートカード 16 こどものウェルビーイング測定の概念的フレームワーク(再掲)



図表 83 ニュージーランドのこども政策のエコシステムモデル(再掲)



図表 84 ニュージーランドの子ども・若者のウェルビーイングのホームページ(再掲)



(3) こどものウェルビーイング指標の測定の対象範囲

1) 測定年齢

「こどものウェルビーイング指標」における測定年齢の定義上の範囲は、事例間において差異が見られた(図表 85)。

「こども」の測定年齢の定義上の範囲は、OECD、UNICEF、米国は 17 歳以下⁹⁵、英国は 15 歳以下、スウェーデンは 18 歳以下である。「若者」の測定年齢の範囲は、英国は 16-24 歳、スウェーデンは 13-25 歳である。ニュージーランドでは、「こども・若者」の測定年齢の範囲を 24 歳以下としている(図表 85)。

実際の測定上の範囲は、指標によって異なり、特に、こどもの主観的なウェルビーイングの指標に用いているデータソースの対象年齢は、Children's Worlds 調査の 8 歳が最年少であり、0-7 歳のこどもの主観的なウェルビーイングは測定されていない(図表 86)。

⁹⁵ 米国国勢調査局が実施している「こどもの健康に関する全国調査(幼児のこどもがいる世帯向けの調査票)」では、保護者が 0-5 歳のこどもの状況(健康的な食事、屋外で過ごす時間、医者との関係性、読み聞かせ等)について回答する調査項目がある。

3. 今後の検討の方向性

3.1 事例調査のまとめ

図表 85 こどものウェルビーイング指標の測定年齢の定義上の範囲

国際機関等	名称	こども・若者
OECD	こどものウェルビーイング測定の概念的フレームワーク	0-17 歳
UNICEF	レポートカード 16 子どもたちに影響する世界:先進国の子どもの幸福度を形作るものは何か	0-17 歳
米国	米国のこども:ウェルビーイングの主要な国家指標	0-17 歳
	こどもの健康に関する全国調査	0-17 歳
英国	こどものウェルビーイングの測定データセット	0-15 歳
	若者のウェルビーイングの測定データセット	16-24 歳
	個人のウェルビーイングの測定データセット	16 歳以上
スウェーデン	こどもの生活実態調査	12-18 歳
	Web ツール『今日の若者(Ung idag)』	13-25 歳
ニュージーランド	こども・若者のウェルビーイング戦略年次報告書	0-24 歳

(出所)本稿の第 2 章(OECD:図表 23・図表 25・図表 27・図表 29、UNICEF:図表 38、米国:図表 44・図表 46、英国:図表 54、スウェーデン:図表 61 図表 63、ニュージーランド:図表 72)を基に作成。

図表 86 こどもの主観的ウェルビーイングのデータソースの対象年齢

データソース	対象年齢	こどもの主観的ウェルビーイングの指標(一例)	こどものウェルビーイング指標に使用している国際機関等
International Survey of Children's Well-being(Children's Worlds 調査)	8,10,12 歳	・ 自分の住んでいる地域に遊ぶ場所が十分あると感じているこどもの割合 ・ 「家庭での意思決定に参加している」と答えた 10 歳のこどもの割合	OECD、UNICEF
学齢児童の健康行動調査(HBSC)	11,13,15 歳	・ 親と話すことが難しいと感じるこどもの割合 ・ 友達に支えられていると感じているこどもの割合	OECD
学習到達度調査(PISA)	15 歳	・ 自分の人生には意味や目的があると思うこどもの割合 ・ 自分の人生全体に満足度が高いと感じているこどもの割合	OECD、UNICEF
スウェーデン こどもの生活実態調査	12-18 歳	・ 「母親/父親と仲が良い」と答えたこどもの割合 ・ 「自分のクラスをとて、又は、まあまあ気に入っている」と答えたこどもの割合	スウェーデン
英国 こども協会データ	10-15 歳	・ 生活全体の満足度が高いこどもの割合 ・ 幸福度が高いこどもの割合	英国
英国 家計縦断調査	10-15 歳	・ 週 1 回以上、母親/父親と喧嘩をすると答えたこどもの割合 ・ 友人との幸福度が高いこどもの割合	英国
ニュージーランド 若者の健康・ウェルビーイング調査	10-18 歳	・ 世話・養育してくれる人から愛されていると感じると答えた就学中のこども・若者 ・ 家族と良好であると答えた若者	ニュージーランド

(出所)本稿の第 2 章(OECD:図表 23・図表 25・図表 27・図表 29、UNICEF:図表 38、英国:図表 54、スウェーデン:図表 61、ニュージーランド:図表 72)を基に作成。

2) 困難な状況等におかれたこども

OECD(2021)では、国際比較可能なデータにおいて、困難な状況等におかれたこども(障害のあるこども、養護施設にいるこども、ホームレス家庭のこども、虐待をうけているこども等)を特定し、調査の対象に含めることが課題であると指摘している⁹⁶。

⁹⁶ 本稿 2.1.6 節においても記載

本調査において対象とした事例では、ニュージーランドの若者の健康・ウェルビーイングに関する調査において、全体の平均値だけでなく、民族別(ヨーロッパ、マオリ、太平洋、アジア、MELAA)、年齢別(ジュニア、シニア)、性別(男、女)、障害のある若者、レインボー別にそれぞれ集計されていた。この調査は、こどもが学校においてタブレットを用いてオンライン調査に回答する方式をとっているが、タブレットには、マオリ語、視覚障害、聴覚障害、識字が困難なこどもが入力するための工夫がなされている。

3) 対象データの範囲

事例によって、こども自身の健康状況や活動状況などといった「こどものウェルビーイング指標」のみとするか、こどもの親・養育者の状況、世帯の経済状況、地域の環境、国の政策等の「こどものウェルビーイングに影響を与える指標」を含めるか、対象データの範囲について事例間において差異が見られた。

英国では、「こどものウェルビーイング指標」について、親・養育者や世帯の状況等が含まれていないが、別途、「個人のウェルビーイング」に含まれている。スウェーデンも同様に、「こどもの生活実態調査」のデータセット、「今日の若者」の指標セットに、親・養育者や世帯の状況等は含まれていないが、16歳以上を対象に生活状況の把握を目的とした「生活実態調査」(Undersökningarna av levnadsförhållanden)が実施され、雇用状況、健康状態、経済状況、他者への信頼度、余暇活動、人間関係などの項目を調査している⁹⁷。

⁹⁷ Statistics Sweden, “Undersökningarna av levnadsförhållanden (ULF)”, (<https://www.scb.se/hitta-statistik/statistik-efter-amne/levnadsforhallanden/levnadsforhallanden/undersokningarna-av-levnadsforhallanden-ulf-silc/>), 2024年2月13日取得)

3. 今後の検討の方向性

3.1 事例調査のまとめ

(4) こどもの意見や考えにおけるデータの状況

OECD(2021)では、こどもの意見や考え方の国際比較可能なデータの不足を指摘している。こどもの意見や考え方は、こどものウェルビーイングの多くの側面に影響を与えるため、社会的・情緒的ウェルビーイングの多くの側面に関するデータをこども自身の自己報告から得る必要がある。

各国の事例をみると、スウェーデン、英国、ニュージーランドは、こども自身の自己申告により、こどもの意見や考え、気持ちを調査している事例も見られる(図表 87)。

図表 87 こどもの考えや気持ちを質問している調査

調査名	調査実施主体	調査項目(例)
Children's Worlds 調査	Jacobs Foundation	友達が十分いるか/自分の地域に遊ぶ場所が十分にあるか
学力到達度調査(PISA)	OECD	自分の人生全体への満足度/自分の人生には意味や目的があると感じるか/親が励ましてくれると感じるか
こどもの健康に関する全国調査	米国国勢調査局	友人作り・維持の困難さ/体型の懸念/成績への関心(※すべて保護者による視点)
こども協会オンラインアンケート調査	英国非営利団体こども協会	生活全般の満足度/幸福度/自分のしていることに価値を感じるか/自分の外見の満足度/家族との幸福度/友人との幸福度等
こどもの生活実態調査	スウェーデン統計局	自分に満足しているか/機嫌が良いか/学校のクラスが気に入っているか/宿題が多すぎると感じるか/友達を持っているものを買う余裕があるか
若者の健康・ウェルビーイングに関する調査	ニュージーランド社会開発省	世話・養育してくれる人から愛されていると感じるか/家族と十分な時間を過ごすことができているか/家庭が安心と感じるか/アイデンティティを表現しやすいか/国会議員を信用しているか等

3.2 日本の整備に向けた論点

本節では、有識者との意見交換会の議論をふまえた、日本におけるこどものウェルビーイング指標整備への今後の論点を整理する。

短期的な課題としては、現状の整理・把握が挙げられる。具体的には、(1)日本の課題・目的の明確化、(2)日本の既存調査の整理等である。これらの課題に中長期的にも取り組むとともに、長期的な課題としては、実際に指標を検討・作成する際の留意点が挙げられる。具体的には、(3)日本の指標の在り方、(4)指標や結果の示し方の検討、(5)こどもとこどもを取り巻く人の意見表明・参画である。

それぞれについて以下、詳細を記載する。

(1) 日本の課題・目的の明確化

ウェルビーイング指標を整備するにあたり、まずは日本における課題、目的を明確にする必要がある。

OECD、UNICEF、ニュージーランドのフレームワークにも共通しているように、こどものウェルビーイングは、こども本人以外の様々な要因が多層的に影響していることが特徴である。そのため、日本においても、日本のこどもを取り巻く課題を把握する必要がある。

意見交換会では、日本における課題として、いじめ、自殺、児童虐待、18歳以降の支援不足などが挙げられた。さらに、「社会の中のこども」という観点では、社会から見たこどもの優先順位の低さや⁹⁸、子育て世代の主観的な幸福度の把握やこどもとの関係性も課題となるだろう。

こういった課題の明確化にあたっては、後述する日本の既存統計の整理や関係者へのヒアリングの他、UNICEFやPISA等の既存の報告書、調査の数値を分析、考察することも有用である。

例えば、UNICEF(2021)における日本の結果は、身体的健康度は高いが精神的幸福度は低いというものであった⁹⁹。日本のこどもの精神的幸福度の課題を検討する際に、このような結果を参考とできるであろう。また、例えば、PISA2022における日本のこどもの状況は、数学リテラシー、読解力、化学リテラシーの3分野全てにおいて世界トップレベルであった。しかし、平均値が高いことが、必ずしもこどもの幸福度に繋がるとは言えず、どのように学力を位置づけるかという課題は残されている。

また、課題を明確にする際には、現在のこどもの状況だけではなく、こどもが成長した後の姿や、将来の社会像も視野に入れる必要がある。こどもの現在の状況を測定することで、こどもが成長した後の姿を予測することにもつながるだろう。このようなこどもの成長、変化及び日本社会の変化に合わせた課題を見極め、指標に反映する必要があるだろう。

さらに、指標は、政策立案段階だけではなく、政策がどのような指標に影響を与え、課題を解決したかという政策評価にも活用されることが望ましい。指標による政策立案、政策評価を踏まえ、さらなる現行の政策の拡充・改正方針や、新たな政策課題を提示するという、指標と政策のPDCAサイクルを回していくことが重要である。

指標作成の目的を明確化するには、これらの現状や将来を踏まえることが欠かせない。現状や将来

⁹⁸ 日本のこどもの必需品に関する調査「子どもの必需品調査 2015」(回答者:成人男女3000名、年齢層、性別、地区割り振り)では、「必要であり、すべての子どもが持つことができるべきである」と支持する割合は、「誕生日、クリスマス、お正月など特別な日のお祝い」が4割程度、「スポーツ・チーム(野球、サッカー等)や音楽活動への参加」が2割程度という結果もあり、日本ではこどもの体験を社会で保障することへの社会的合意がないという課題がある。(阿部(2018:pp.111-113))

⁹⁹ UNICE(2021)では、精神的幸福度は「生活満足度の高い15歳のこどもの割合(2018年)」、「15-19歳の若者の自殺率(2013-2015年の3年間の平均)」という2つの指標で構成されている。

3. 今後の検討の方向性

3.2 日本の整備に向けた論点

の状況・課題を明確にした上で、指標作成の目的を明確にし、その上でこども政策と指標の関係性を整理し、検討していく必要がある。

(2) 日本の既存調査の整理

ウェルビーイング指標の整備にあたっては、政府統計、民間データを含む日本国内の既存調査の整理が必要である。これにより、既存データの俯瞰的把握が可能になるだけでなく、新たなデータを収集する際に、既存調査に組み込むか、新規の調査として実施するかという判断に資する検討材料が得られる。その際、調査項目だけではなく、サンプルサイズ、回答方法、調査対象などを調査する必要がある。例えば、サンプルサイズは、調査結果の正確性に加え、調査の予算規模に大きく関わる重要な要素である。また、回答方法については、こどもへの調査実施時にこどもが回答しやすいように配慮することが望ましい¹⁰⁰という意見が意見交換会において挙げられていた。

調査対象は、既存調査のみで十分に現状を把握できているか検討をする際に重要な観点である。例えば、PISA は学校で実施する調査であるため、学校に通えていないこどもの状況は把握できないなど、一つの調査だけでは全対象の把握が難しいという側面がある。

その他、各国の指標を比較すると、親が回答する調査と、こどもが回答する調査という違いがみられた。こどもの主観を把握するためにはこどもが回答者である必要があるが、親が回答者となることで低年齢のこどもについても調査できるなど、それぞれに利点がある。また、意見交換会では、親子それぞれの回答を紐づけられる調査があれば、双方向からの分析が可能となるという意見もあった。例えば、日本では、「令和 3 年 子供の生活状況調査」(内閣府)にて中学 2 年生及びその保護者を調査対象としており、例えば経済状況と学習状況などといった親と子のデータの紐づけが可能である¹⁰¹。ウェルビーイングの観点においても、このような調査があれば活用可能性が高いただろう。

(3) 日本の指標の在り方

4 カ国の事例における指標項目は、類似している箇所とそうではない箇所があった。例えば、重視される分野や、主観指標と客観指標の比率などは、国によって異なっている。似た指標であっても、文化が異なれば数値が意味するものも異なる場合がある。そのため、日本で指標を作成する際にも、必ずしも諸外国と同じである必要はない。

指標には、文化的背景の違いが大きく影響している。例えば、米国は多民族国家であるため、人種に関する質問項目が設けられていた。ニュージーランドではマイノリティへの課題意識が高く、全体の平均値だけでなく、民族別(ヨーロッパ、マオリ、太平洋、アジア、MELAA)、年齢別(ジュニア、シニア)、性別(男、女)、障害のある若者、レインボー別といった属性別に値が公表されていた。日本の文化の独自性としては、例えば「真ん中」「平均」を好む傾向があげられ、このような文化的背景を加味する必要がある。また、近年では日本における外国籍のこどもが増加しており、共生社会の進展も指標検討の際には考慮する必要があるだろう。

文化的な側面では、言語表現による影響もある。例えば日本では、英語の設問を日本語に翻訳する

¹⁰⁰ 例えば、SNS の活用など、多様な手段が考えられる。

¹⁰¹ 内閣府「令和 3 年 子供の生活状況調査の分析 報告書」, 令和 3 年 12 月,
(<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12772297/www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/chousa/r03/pdf/print.pdf;pp.13,59-66>, 2024 年 3 月 7 日取得)

際には留意が必要だ。直訳に近い日本語であれば国際比較が可能となる利点があるが、普段あまり用いない日本語の表現となり答えづらくなる恐れもある¹⁰²。独自の表現を使用すれば、多様な観点から日本のこどものウェルビーイングを捉えることができるが、国際比較は難しくなる。こういった特性を理解し、日本語表現にも気を配っていく必要があるだろう。

さらに、指標の検討にあたっては「誰が考えるウェルビーイング」なのかという観点がある。こども自身が考える「こどもの幸せ」と、大人が考える「こどもの幸せ」は異なる。例えば、「美術館に行く」という経験は、こども本人はそのときはあまり幸せを感じないかもしれないが、大人がこども時代を振り返れば、この経験が幸せだったと答えるかもしれない。各国事例では様々な立場からの指標が混在していたが、日本の指標を検討・整理する際には、各年代（こども、20-30代、高齢者など）が考えるこどものウェルビーイングをヒアリングし、軸としていくことも一案である。

また、「こども」に留まらず継続的に各年代のウェルビーイングを把握していくことも有用だ。例えば英国では、各年齢層（0-15歳、16-24歳、16歳以上）で共通した設問を作成していた。このように共通設問を用いて追跡調査を実施することにより一貫した把握ができれば、年代ごとの比較や本人の変化の分析が可能になり、日本の課題である18歳以降の支援不足の解決につながるのではないかと考えられる。

こういった日本の現状や各国の事例を参考に、日本ではどのような視点や対象について調査をしていくのか、検討していく必要がある。

(4) 指標や結果の示し方の検討

ウェルビーイング指標の作成は、こども中心の政策を進めるきっかけになるべきである。理解してもらう対象として、専門家だけではなく、こどもも想定することで、こども自身が、自分たちに関わる政策に関心を持って発言していくきっかけとなることが望ましい。そのためには、指標の枠組みや結果を示す際に、こどもを含む国民に分かりやすく伝えられるような工夫や、「こうなっているんだ」や「もっとこうすればよい」などの関心を持てるような工夫をしていく必要がある。

指標の示し方としては、OECD、UNICEF、ニュージーランドでは、エコシステムモデルを提示し、多層的にウェルビーイングを捉えていた。ただし、他の国も、視覚的な図を作成していないだけで、指標をフラットではなく、多層的に捉えていると考えられる。日本において指標を示す際には、必ずしも視覚的な図を作成する必要はないが、シンプルで分かりやすい見せ方を心掛けるべきである。例えば、こども、若者、大人のイメージする「幸せ」を分けて表現するという方法もあるだろう。また、ニュージーランドでは、こどものウェルビーイングのアウトカムを単語ではなく文章で示しており（「こども・若者が愛され安全に育まれる」等）、こういった工夫も一案であろう。

結果の示し方としては、ウェルビーイング指標の結果はオープンデータとするべきである。例えば、

¹⁰² 例えば、PISA2022ではQ31“how satisfied are you with your life as a whole these days?”は「あなたはあなたの最近の生活全般に、どのくらい満足していますか。」と訳されている。“life”という英単語は日本では「生活」「人生」の両面を持つが、ここでは「生活」と表現されている。また、内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査(平成30年度)」では、第1章人生観関係にて、賢さや体力、容姿などについて尋ねる設問があり、“Do you feel proud of yourself in terms of each of the following?”は「あなたは、以下のそれぞれについて、誇りを持っていますか。」と訳され、“proud of”は「誇り」と表現されている。(OECD, “PISA 2022 national questionnaires”, (eng-ZZZ Japan-Student Questionnaire MS22.pdf:p.39, jpn-JPN Japan-Student Questionnaire MS22.pdf:p.39, <https://www.oecd.org/pisa/data/2022database/pisa-2022-national-questionnaires.htm>よりJapanをダウンロード, 2024年3月1日取得) (内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査(平成30年度)第4部 資料編」, 令和元年6月, (<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12927443/www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/ishiki/h30/pdf/s4.pdf>: pp.211,236, 2024年3月7日取得))

3. 今後の検討の方向性

3.2 日本の整備に向けた論点

PISA のデータは OECD の「PISA データベース(PISA Database)」にて公開されており、実際に日本のデータに関して既存報告書に掲載されている以上の分析が可能である。こども大綱でも、ウェルビーイング指標のデータの二次利用推進に関する記載がある¹⁰³。中高生を含む一般市民が独自に分析を進められる環境を整備することで、新たな考察が可能になり、建設的な議論が促進されると考えられる。

さらに、結果の公表にあたっては、どのような区分で公表するかという点も検討する必要がある。例えば、ニュージーランドでは、人種や障害の有無によって区分された集計結果を公表していた。この事例のように、困難な状況におかれたこどもの結果を公表することは、是正の取組を促進する一方で、差別につながる恐れもある。日本では当事者が公表に否定的な場合もあり、メリット・デメリットを理解した上で、当事者の意見を聞き反響を考えながら議論していくことが必要である。

(5) こどもとこどもを取り巻く人の意見表明・参画

指標作成や見直しといった検討を行う際には、こども・若者の声を聞くプロセスを含め、こどもと一緒に考えていくことが重要である。

何のために政策があるのかという目的を明確にするためには、こども本人や子育て世帯など、こどもを取り巻く周囲の人の声を聞くことが重要である。例えば、各国の指標では、余暇・文化活動に関する項目がみられた。政策に着目した場合、学校や施設を中心にした政策が多く、学校教育や学童等の政策に紐づく指標は作りやすい。一方、政策で明確化・制定されていない、余暇やこどもの生活に関する指標は抜け落ちやすく、こども中心に考えていく必要がある¹⁰⁴。

また、こども基本法第 3 条では、こどもの意見表明の機会とともに、こどもの社会的活動への参画機会の確保についても基本理念として掲げている¹⁰⁵。こどもは、ヒアリングをする対象だけではなく、政策を作る主体でもあるため、例えば、こどもへのヒアリング内容をこどもが考えるなど、政策決定プロセスにも参画してもらえよう、検討していくべきだろう。こういった経験の実現のためには、家庭や学校における意見表明の方法に関する教育や、意見を言いやすい場を作る配慮も必要である。

ウェルビーイング指標の作成を通じて、こどもが、政策プロセスにおいて意見表明を行い、また参画し、その結果が反映されていることを実感するという経験ができることが望ましい。

¹⁰³ こども大綱(図表 3)には、「こども・若者や子育て当事者に関する国が行った調査研究等で得られたデータの二次利用を推進する。」と記載がある。

¹⁰⁴ こども家庭庁では、たとえば、こども・若者意見反映推進事業(通称:「こども若者★いけんぷらす」)において現状に対するこども・若者の意見を聞く取組を進めている。

¹⁰⁵ こども基本法:第 3 条(基本理念)三では「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」と記載されている。(「こども基本法」, 令和 5 年 4 月 1 日, (https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/40f97dfb-ff13-4434-9ffc-3f4af6ab31d5/51bee5de/20230401policies-kodomokihon-06.pdf:p.3, 2024 年 2 月 29 日取得))

参考文献

- (1) Children's Society(2023), "The Good Childhood Report 2023",2023年9月20日,(2024年1月16日取得,
<https://www.childrenssociety.org.uk/information/professionals/resources/good-childhood-report-2023>)
- (2) Federal Interagency Forum on Child and Family Statistics(2023), "America's Children: Key National Indicators of Well-Being, 2023",2023年9月27日,(2024年1月16日取得,
<https://www.childstats.gov/pdf/ac2023/ac23.pdf>)
- (3) Interagency Working Group on Youth Programs(2016), "PATHWAYS FOR YOUTH:STRATEGIC PLAN FOR FEDERAL COLLABORATION Prepared by the Interagency Working Group on Youth Programs December 2016", (2024年2月20日取得, [https://youth.gov/sites/default/files/IWGY-Pathways for Youth.pdf](https://youth.gov/sites/default/files/IWGY-Pathways%20for%20Youth.pdf))
- (4) Mahoney, J. (2023), "Subjective well-being measurement: Current practice and new frontiers", OECD Papers on Well-being and Inequalities, No. 17, OECD Publishing, Paris, 2023年9月8日, (2024年2月5日取得,
<https://doi.org/10.1787/4e180f51-en>.)
- (5) New Zealand(2019), "Child and Youth Wellbeing Strategy 2019",2019年8月,(2024年1月16日取得,
<https://www.childyouthwellbeing.govt.nz/resources/child-and-youth-wellbeing-strategy>)
- (6) New Zealand(2023), "Children and Youth Wellbeing Strategy ANNUAL REPORT for the year ending 30 JUNE 2022",NewZealand Government,2023年4月,(2024年1月16日取得,
<https://www.childyouthwellbeing.govt.nz/sites/default/files/2023-04/Final-202122-CYWS-Annual-Report.pdf>)
- (7) OECD (2009), "Doing Better for Children", OECD Publishing, Paris, 2009年9月1日,(2024年2月5日取得,<https://doi.org/10.1787/9789264059344-en>)
- (8) OECD (2015), "How's life for children?", in How's Life? 2015: Measuring Well-being, OECD Publishing, Paris, 2015年10月13日,(2024年2月5日取得,[https://doi.org/10.1787/how life-2015-8-en](https://doi.org/10.1787/how-life-2015-8-en))
- (9) OECD (2020), "How's Life? 2020: Measuring Well-being", OECD Publishing, Paris, 2020年3月9日,(2024年2月5日取得,
<https://doi.org/10.1787/9870c393-en.c>)
- (10) OECD (2021), "Measuring What Matters for Child Well-being and Policies, OECD Publishing", Paris,2021年7月1日,(2024年2月5日取得,
<https://doi.org/10.1787/e82fded1-en>)
- (11) OECD(2022), "2022 OECD Child Well-being Policy Questionnaire", (2024年2月5日取得,
<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.oecd.org%2Fwise%2FAnnex-Integrated-policy-making-for-child-well-being.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK>)
- (12) OECD(2023), "Integrated policy making for child well-being: Common approaches and challenges ahead", Dirwan, G. and O. Thévenon, OECD Papers on Well-being and Inequalities, No. 16, OECD Publishing, Paris,2023年7月18日, (2024年2月5日取得, <https://doi.org/10.1787/1a5202af-en>)
- (13) ONS(2020), "Children's views on well-being and what makes a happy life, UK: 2020",2020年10月2日,(2024年1月16日取得,

- <https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/wellbeing/articles/childrensvisionsonwellbeingandwhatmakesahappy lifeuk2020/2020-10-02>)
- (14) UNICEF(2020), “Innocenti Report Card 16 Worlds of Influence Understanding What Shapes Child Well-being in Rich Countries”, (2024年1月16日取得, <https://www.unicef-irc.org/publications/pdf/Report-Card-16-Worlds-of-Influence-child-wellbeing.pdf>)
 - (15) UNICEF(2021), 『イノチェンティ レポートカード 16 子どもたちに影響する世界:先進国の子どもの幸福度を形作るものは何か』(日本語版),2021年2月,(2024年1月16日取得, <https://www.unicef.or.jp/library/pdf/labocr16j.pdf>)
 - (16) 阿部彩(2018),「日本における子どもの物質的剥奪指標の構築」、厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)『子どもの貧困の実態と指標の構築に関する研究』平成28年度研究報告書,2018年3月16日,(2024年2月26日取得, https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/2016/161011/201601005A_upload/201601005A0012.pdf)
 - (17) こども家庭審議会(2023a),『今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等～こども大綱の策定に向けて～(答申)』,令和5年12月1日,(2024年1月16日取得, https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/52eab911-8cc7-44d9-9c2a-cc021ea2b2d2/cd4f63da/20231201_policies_kodomo-taikou_toushin_04.pdf)
 - (18) こども家庭審議会(2023b),『今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等～こども大綱の策定に向けて～(答申)【説明資料】』,令和5年12月1日,(2024年1月16日取得, https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/52eab911-8cc7-44d9-9c2a-cc021ea2b2d2/ddb4d91c/20231201_policies_kodomo-taikou_toushin_05.pdf)
 - (19) こども家庭庁(2023a),『こども大綱』,令和5年12月22日,(2024年1月16日取得, https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f3e5eca9-5081-4bc9-8d64-e7a61d8903d0/276f4f2c/20231222_policies_kodomo-taikou_21.pdf)
 - (20) こども家庭庁(2023b),『こども大綱(令和5年12月22日閣議決定)【説明資料】』,令和5年12月22日,(2024年1月16日取得, https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f3e5eca9-5081-4bc9-8d64-e7a61d8903d0/2aaecb18/20231222_policies_kodomo-taikou_22.pdf)
 - (21) 竹沢純子(2013),『子どもウェルビーイング指標に関する国際的動向』,海外社会保障研究 Winter2013 No.185,(2024年2月21日取得, <https://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/19889805.pdf>)
 - (22) 鈴木寛(2022),『ウェルビーイングの国内動向』,「Well-being Report Japan 2022 ウェルビーイングレポート日本版2022」第四章,2022年5月,(2024年1月16日取得, <https://society-of-wellbeing.jp/wp/wp-content/uploads/2022/09/Well-Being-report2022.pdf>)